

324-180

俱舍宗綱要全

明治
43. 4. 23
東京

凡例

- 一 阿毗達磨俱舍論は、小乘佛教の精華にして、七論婆沙の樞要を統攝し、薩經二部の理義を宣顯す。西天の論師は、盛に稱して聰明論と號し、大唐の獎師は、譯し畢りて鳳詔を拜し、扶桑の諸山は、古來舉りて兼學す。之を繙かざる者は、即ち佛徒にあらず。之を講せざる者は、終に聾盲を脱する能はず。然るに用語典雅、文辭含蓄、今人をして頗る了解に苦ましむ。編者、茲に見る所ありて、本書を録す。
- 一 本書は、俱舍論の本末、及び婆沙、正理、顯宗等諸論の眼目を搜探して、組織的に有部宗教義の大系を叙し、以て童蒙を啓發して、阿毗達磨俱舍の廣論を開く關鍵に備ふ。
- 一 本書は、有部の宗義を説き、傍ら經部の思潮を宣ふ。又泰西

の學語と、對照すべき思想は、按の字を置きて其下に擬似の要領を述べ、又各節の下、引例とする参考諸文は、簡易解すべきは、原文のまゝ、冗長省くべきは、撮要之を載す。

一本書の行文は、多く論記疏鈔に據る。故に字句の結末、毎に(論記)婆沙など附記して、其依憑を明らむ。論とは阿毗達磨俱舍論記とは俱舍論記光疏とは俱舍論疏寶の略なり。其他婆沙、正理、顯宗、入阿等諸論の具略推知すべし。又各節の終、間イロハ順もて諸章句の註釋を加へ、及び文章中に對照すべき各節の目を括み、以て解説に便す。

一本書は、各宗派學林の教科書、及び参考書に供ふる目的を以て編纂す。即ち四號活字叙述の八十餘頁は、中學課程の教科用、五號活字叙述の百二十餘頁は、中學課程の参考書及び高等豫科程度の教科用書に充てんことを期す。

一本書を授くる順序に就きて、試に編者の所見を述べん。中學程度に在りては、一に俱舍宗の沿革、二に世間、三に業、四に行位、五に涅槃、六に定、七に智、八に徳、九に惑及び有漏善心等の次第を追ふて、世間法と、出世間法との名數を説き、然る後ち第二章乃至第十章を授くべし。而して要は、所化の衆徒をして、四號活字叙述の各節を暗誦せしむるに在り。若し之を高等課程に施すときは、先づ所化の衆徒をして、四號活字叙述の部を演習せしめ、然る後ち五號活字叙述の部及び之に關聯せる事項を詳辯すべし。

一本書は、組織的に適切確實なる教材を排列すること、及び前後始終の説明、繁簡均齊ならんことを注意せり。故に實地の講説者、中學課程に在りては、俚耳に入り易き諺解を加へらるべく、高等課程に在りては、西天諸派の主張、新舊

俱舎の異同、光記寶疏の釋義、及び扶桑諸山の論評を添へて、蘊蓄を竭さるべし。

一本書の結構に就きて、幸に諸徳の高教を仰ぎ、刪正潤色するを得ば、啻に編者の光榮のみにあらず。

一本書の編纂に關して、勸學黒田眞洞師、至懇なる注意を給はれり。又勸學勤息義城師、講師神谷大周師を始め、淨宗の藏書家諸師、典籍閱覽を簡にし、編者の研鑽を援護せらる。茲に事由を記して、敬意并に謝意を表す。

明治庚戌四月七日

下總國行徳領
善照精舎にて

編者謹識

◎正誤 二七は四號活字叙述の誤。

又四十八頁終二行「遍く」の下「六識」の三字を脱す。

俱舎宗綱要目次

第一編 聖典并に沿革

第一章 俱舎宗の沿革

- 一 俱舎宗
- 二 根本聖典と結果
- 三 本宗の淵源
- 四 大毗婆沙論
- 五 世親の阿毗達磨俱舎論
- 六 俱舎論影響
- 七 支那弘通
- 八 日本弘通

第二章 俱舎宗正所依の聖典

九 經藏律藏論藏

第三章 阿毗達磨俱舎論

- 一〇 俱舎論の題意略解
- 一一 俱舎論九品の組織
- 一二 俱舎論の二大綱領
- 一三 諸法の分類五位
- 一四 蘊處界三科

第二編 總じて諸法を明す

第四章 五位七十五法

其色法

俱舎宗綱要目次

一五法と色法 一六極微 一七地水火風の四大種 一八四大種と所造の色 一九五境と色境 二〇色境の細別 二一聲境 二二語聲の起因 二三香境 二四味境 二五觸境 二六有執受の色香味觸と無執受の色香味觸 二七五根と勝義根扶塵根 二八五根雜分別 二九無表色

第五章 五位七十五法

其二心 心所法

三〇心法及び異名 三一六識 三二前五識と意識との差別 三三三心王心所通總の異名 三四心所有法の意義及び種別 三五大地法、受、想、思、觸、欲、慧、念、作意、勝解、三摩地、三摩地、三六大善地法、信、不放逸、輕安、捨、慚、愧、無貪、無瞋、不害、勤、三七大煩惱地法、癡、放逸、懈怠、不信、惛沈、掉舉、三八大不善地法無慚無愧 三九小煩惱地法、忿、覆、慳、嫉、惱、害、恨、誑、誑、誑、四〇不定地法、尋伺、睡眠、惡作、貪、瞋、慢、疑、四一不相翻の心所と相翻の心所

第六章 五位七十五法

其三心不 相應行法

四二二十四不相應 四三得と非得 四四得 四五得の細別 四六非得 四七非得の細別 四八同分 四九命根 五〇 生住異滅の四相 五一小の四相 五二未現過の三世と有爲法の法體恒有 五三名句文と名身句身文身 五四文 五五名

五六句 五七滅盡定 五八無想定 五九無想果

第七章 五位七十五法

其四三 無爲法

六〇三無爲法 六一虛空無爲 六二無常滅擇滅及び非擇滅 六三擇滅無爲 六四非擇滅無爲

第八章 蘊處界三科の諸法

六五三科の要旨 六六五蘊 六七十二處 六八十八界 六九聖教及び其數位 七〇五解脫處 七一地水火風空識の六界 七二二十二根と根の意義 七三眼耳等の九根 七四染法增長と淨法增長 七五憂喜苦樂捨の五受根 七六信等の五根 七七三無漏根

第九章 六因四緣五果

七八六因四緣五果と因緣果の義意 七九能作因 八〇俱有因 八一同類因 八二相應因 八三遍行因 八四異熟因と異熟の義意 八五異熟因を構成する法 八六異熟の時期 八七異熟因と異熟果の性類 八八因緣 八九等無間緣 九〇所緣々 九一増上緣 九二果法と五果と六因 九三離繫果 九四増上果 九五

等流果 九六士用果 九七異熟果 九八六因の取果と與果 九九四縁の與果

第十章 有漏法と無漏法との別 九五

一〇〇有漏法と無漏法 一〇一漏と有漏 一〇二四諦 一〇三世間法の梗概
一〇四出世間法の梗概

第三編 別して有漏法を明す 九五

第十一章 惑及び有漏善心 九九

一〇五業因感果の助縁 一〇六惑隨眠煩惱 一〇七本惑末惑及び諸惑起因
一〇八六隨眠十隨眠四顛倒 一〇九見修二惑と九十八隨眠 一一〇十一遍行、九
上縁の惑と六無漏縁惑 一一一相應縛所縁縛と相應隨增所縁隨增 一一二有覆
無記と不善性隨眠 一一三三不善根 一一四八縛十纏と六垢 一一五三漏
一六四暴流 惑一七五順下分結と五順上分結 一一八自在起の惑隨從起の惑
一一九本末諸惑の五受相應 一二〇迷闇染汚と不染汚の二無知 一二一二無記
根 一二三業因の助縁と有漏善心 一二三善不善無記の種類 一二四四種善
一二五四種不善 一二六無記法

第十二章 業 二七

一二七業及び身語意の三業 一二八身語意業と表業無表業 一二九表業無表業
能起の性類 一三〇無表の力能 一三一因等起と刹那等起 一三二無表の種類
一三三三種の律儀 一三四八種の別解脱律儀 一三五別解脱律儀の實體品等
と得戒次第 一三六三歸戒 一三七不律儀 一三八處中の無表 一三九表無表
業概叙 一四〇十不善業道 一四一五無間業 一四二十善業道 一四三六波羅
蜜多 一四四三受業 一四五四種業 一四六引業と滿業

第十三章 世間 三七

一四七有情世間と器世間 一四八器界の梗概 一四九風水金三輪 一五〇九山
と八海 一五一四大洲 一五二八熱八寒四増と孤地獄 一五三傍生鬼趣と琰魔
王國 一五四日月星辰と寒暑晝夜 一五五六欲天と色界十六天處 一五六小中
大の三千界 一五七色法の細粗と時の少長 一五八劫の差別 一五九小の三災
大の三災及び第四靜慮 一六〇欲色無色の三界 一六一五趣 一六二四生一
六三四有 一六四中有の分別 一六五死生二分の分別 一六六斷末塵 一六七
四食 一六八胎内五位と胎外五位 一六九十二因縁と生死輪廻 一七〇十二因

俱舍宗綱要目次

第四編 別して無漏法を明す……………一六

第十四章 定……………一五六

- 一七一 定と智果 一七二 定及び種別 一七三 定の種類及び四靜慮 一七四 無色定 一七五 八近分定 中間靜慮と尋伺相應 一七六 味定 淨定 無漏定と八定及び入出定 一七七 無漏定 金剛喻定と斷惑 一七八 發定の依身と縁境 一七九 等持と尋伺 一八〇 空無相無願の三三摩地 一八一 四修等持 一八二 發定の因縁

第十五章 智……………一六七

- 一八三 智及び種別 一八四 世俗智及び生得聞思修有漏の四慧 一八五 無漏智の種類別 一八六 法類二智等四智他心智と盡智無生智 一八七 十智所依の定地 一八八 十智の行相と成就諸位 一八九 十六行相

第十六章 徳……………一七七

- 一九〇 智所成の徳 一九一 十力 一九二 四無畏 一九三 三念住 一九四 大悲 一九五 那羅延身 一九六 無諍と願智 一九七 四無礙解 一九八 六神通 一九九

三明と三示導 二〇〇 慈悲喜捨の四無量

第十七章 行位……………一九〇

- 二〇一 三四對治と加行無間解脫勝進の四道及び自住斷縁縛斷 二〇二 煩惱無再斷離繫有重得 二〇三 行位の梗概と三道、六種性、三覺、三十七覺分 二〇四 身器清淨と修奢摩多 二〇五 不淨觀 二〇六 持息念 二〇七 別相念住惣相念住と四念住 二〇八 順解脫分と順決擇分 二〇九 煖法 二一〇 頂法 二一一 忍法 二一二 世第一法 二一三 三十六聖心と見道修道 二一四 三十七菩提分法 二一五 修惑の品類能治の品類 二一六 四向四果 二一七 七聖 二一八 家々聖者と一間聖者 二一九 不退聖者の種類 二二〇 雜修靜慮 二二一 羅漢の智見 二二二 二九聖と三覺轉向不轉向 二二三 二種の獨覺 二二四 佛種性及び釋迦牟尼佛

第十八章 涅槃……………一九九

- 二二五 涅槃及び有餘依涅槃無餘依涅槃

俱舍宗綱要目次 完

擬講 今岡達音 著

俱舍宗綱要

第一編 聖典并に沿革

第一章 俱舍宗の沿革

一本宗は俱舍論世親造 玄奘譯の説明に遵ひて、世尊の聖教を宣揚す。故に俱舍宗と名く。緣起通

二教祖釋迦牟尼世尊二節二成道の最初、中印度波羅奈國鹿野苑に於て、阿若憍陳那等五比丘の爲めに、四諦の法輪を轉じ給ひし以來、入涅槃に至るまで、處々の法座に於て、盛に化益を垂れ給ひき。滅後に、摩訶迦葉波等五百の大阿羅漢、王舍

俱舍宗

根本聖典と
結集

第一章 俱舍宗の沿革

城竹林精舍の七葉窟内に相集り、各所聞を誦して聖教を結集し、以て經律論の三藏となす。本宗の根本聖典たる増一中、長、雜の四阿含經、其一に居る。其他舍利子の集異門足論、大目乾連の法蘊足論、大迦多衍那の施設足論等、佛在世に於ける聖弟子の著述、少しとせず。疏記一本宗の起原誠に遠し。

イ西域記第九云、山城北門行一里餘、至迦蘭陀竹園、竹林園西、南行五六里、南山之陰、大竹林中、有大石室、是尊者摩訶迦葉波、於是與九百九十大阿羅漢、結集三藏之處、前有故基、未生怨王爲集法藏諸羅漢、建此堂宇云云。

本宗の淵源

三世尊の滅後、一百年間は、佛弟子等、一味瀉瓶、如法に佛説を奉じ、佛制を護りしが、百有餘年に及びて、種々の諍論を生じ、終に分れて上座、大衆の二部となれり。大衆部は、二百年満に至る交に、大衆部本計一説部、説出世部、鷄胤部、多聞部、説假部、制多山部、西山住部、北山住部八部末計の九部に分派して、各其計

を競へり。上座部は、北印度迦濕彌羅國に在りて、一味和合せしと雖も、三百年の初めに及びて、雪山部本上座部と、薩婆多部との二部となり、漸く年序を経て、更に犢子部、法上部、賢冑部、正量部、密林山部、化地部、法藏部、飲光部、經量部の九部を分派し、本末都へて十一部となれり。異部宗輪論蓋し上座部は、從來佛説の契經を尊崇して、教義律制の規範とせり。部執論然るに三百年の初め、迦多衍尼子、阿毗達磨發智論を製して、論藏ハを正依とし、經律二藏を傍依となすの説を立つ。婆沙是を以て上座の中、自ら賛否の二派を生じ、終に十一部の分流を見るに至れり。天衆の九部と、上座の十一部とを合して、小乘二十部と稱す。中に就きて薩婆多部の統を承くる者を俱舍宗とす。即ち俱舍宗は、根本二部の中、上座部に屬し、二十部の中、薩婆多部に淵源す。又此間に、提婆設摩滅後の識身足論、及び筏蘇密

多羅同三百年の界身足品類足二論世に出づ。一記

口梵語薩婆多此に説一切有と翻す有爲無爲一切の諸法實有の義を立つ。故に名く此部は發智論に違ひて論藏を正所依と爲す。

八婆沙の一に依らば素世經は次第の所顯毗奈耶は緣起の所顯にして法の眞理に契はず然るに阿毗達磨は性相の所顯なれば此中に應に諸法眞實の性相を求むべしと云へり是れ論藏を正所依となす所以なり。

四如來涅槃の後第四百年異議部執雜起して法義の解釋律制の規範區々一定せざるに至りしかば健駄羅國の迦膩色迦王傷歎措く能はず脇尊者に請ひて解行兼備の比丘五百人を迦濕彌羅國舊曰に招集し各部執に順じて經律論の三藏を結集せしむ此時大毗婆沙論二百卷成れり西域記三婆沙は正しく發智論を註解し傍ら諸部の計を評量せる釋義論にして雜蘊結蘊智蘊業蘊大種蘊根蘊定蘊見蘊の八編より成る。文論婆沙論に次で五百年に法勝の阿毗曇心論七百年に

大毗婆沙論

世親の阿毗達磨俱舍論

法救の雜阿毗曇心論八百餘年に訶梨跋摩の成實論世親の俱舍論悟入の入阿毗達磨論衆賢の正理顯宗二論著作せられて或は薩婆多或は經量部或は薩經二部の義を明らかにす。

二記一云毗名爲廣或名爲勝或名爲異謂彼論中分別義廣故名廣說說義勝故名爲勝說五百阿羅漢各以異義解釋發智名爲異說具此三義故存梵音。

五世親本は北印度健駄羅國富婁沙富羅城に産す原と薩婆多部の一論師に就て出家し夙に俊才達識の譽を播けり後ち經部を學びて發明する所すくなくならず次で迦濕彌羅國に往きて有部を研覈すること四載遂に本國に還りて衆の爲めに婆沙論を講じ俱舍論六百行の頌を作りて其中に七論婆沙の法義を撮め竭せり偈文幽玄にして盡く解する能はず更に長行釋を製し此偈の義を釋して以て頌に添へたり。即ち本宗依憑の阿毗達磨俱舍論三十卷是なり。偈頌は纔

に傳説の二字を置き、有部宗義の取捨隱微なりしと雖も、長行釋は、顯露に有部の未盡理を斥け、經部宗に朋ふて、評量を下せり、婆藪槃豆傳、西域記二、三、記一、

本梵語、婆藪槃豆、舊譯家は天親と翻す。へ記一云、論主意朋經部於本所學心生疑惑、所以於此俱舍論頌文、往々置此傳説之語、顯非親聞也。

六此の如く世親製作の阿毗達磨俱舍論は、七論婆沙の法義を統攝して、有部の宗旨を宣揚すると同時に、兼て餘部の勝義を採用せしかば、其含藏する所頗る豊富、其説述の體裁最も整へり、印度の諸論師は、之を敬稱して聰明論と曰ひ、廣く講讀すと云ふ。時に悟入の徒衆賢、順正理論を著して、俱舍論を破し、顯宗論を製して、有部の正義を辨せり。慈恩傳二學者此二書を併讀せざるべからず。然り而して世親は、晚年、無著に從て、大乘を講ぜしのみならず、其門下に傳へたる法義

俱舍論影響

支那弘通

も、亦た瑜伽を多しとす。故に世親の寂後、小乘諸派の弘通漸く熄み、中觀瑜伽の摩訶衍繁興して、以て印度佛教史を終れり。

七本宗の支那弘通は、姚秦に創り、唐朝に榮へたり。而して唐朝以前は、迦旃延の阿毗曇、及び梁朝眞諦翻傳の俱舍釋論舊俱舍論を講せしかば、之を毗曇宗と號せり。後ち唐の玄奘三藏、西域印度を歴游して還り、經論の翻譯を大成せし時、元瑜を筆受として、大慈恩寺に於て、阿毗達磨俱舍論を翻じ、頌一卷、長行三十卷となせり。開元錄八門人神泰、普光、法寶の三師、各疏記を製す、其他圓暉、慧暉等も、亦た或は頌を釋し、或は偈頌長行ともに解せり。是等の諸師、新譯の俱舍論を主とし、兼て七論婆沙を講ずるを以て、弘通の宗旨を俱舍宗と號せり。通傳緣然るに唐の季世以降は、大乘の性宗繁興せしかば、俱舍毗

曇曇共に行れず、纔に各宗の章疏に附隨して傳へらる。」

ト法華玄籤十上云、至齊朝以來、三論玄綱殆絶、江南盛弘成實、河北偏尙毗曇、
子宋僧傳四云、初瑩嫌古翻俱舍義多缺、然躬得梵本再譯、真文乃密授光、多記
憶西印薩婆多師口義、光因著疏解判、一云、其疏至圓陣略之爲十卷、

リ宋僧傳四云、至乎六離合釋義、俱舍宗以資爲定量矣、光師往往同餘師義、

日本弘道

八本宗の日本弘通は、齊明の朝、入唐留學僧智通、智達の兩
哲、玄奘三藏に親承面授せしに始まり、元正の朝に玄昉、淳和
の朝に護命、文徳の朝に圓珍等、入唐請益して、經論疏釋を將
來せしを以て大成す、延暦十三年、宦符を發して、本宗を法相
宗に隸せしと雖も、諸山舉りて兼學せしかば、本宗論釋の研
鑽、頗る榮えて南寺傳、北寺傳、及び北嶺傳等の流派を成せり。
傳通緣起七帖見聞錄倉の初期、及び元祿以後は、講者多く阿毗達磨俱
舍論、及び光記、寶疏を用ひしが、鎌倉以降、元祿以前は、圓暉の

俱舍頌疏に依りたりき。著作序文 珍海の明眼抄、宗性の本義抄、鳳
潭の頌疏講苑、林常の法義、湛慧の指要抄、普寂の要解は、日本
撰述、註釋の主なる者とす。

第二章 俱舍宗正所依の聖典

九本宗の依憑とする聖典は、四阿含經、十誦等の律、七論婆
沙、及び俱舍論是なり。其卷數及び翻譯左の如し。

經名	卷數	翻譯
增一阿含經	五十一卷	符秦 曇摩難提
中阿含經	六十卷	東晉 僧伽提婆
長阿含經	二十二卷	姚秦 佛陀耶舍
雜阿含經	五十卷	宋 求那跋陀羅

○俱舍稽古曰、中雜二含、薩婆多部所誦本也、增一大衆部所誦本、長含化地
地所誦本也、別譯雜含、飲光部所誦本也、云云、按此說可思、東流四含經皆不

俱舍宗依憑
の聖典

遠薩婆多部之義(玄談)

律名	卷數	作者	翻譯
十誦律	六十五卷		姚秦 弗若陀羅
薩婆多毗尼毗婆沙	八卷		失譯
根本說一切有部毗奈耶	五十卷		唐 義淨
根本說一切有部毗奈耶雜事	四十卷		唐 義淨
根本說一切有部毗奈耶破僧事	二十卷		唐 義淨
根本說一切有部苾芻尼毗奈耶	二十卷		唐 義淨
根本說一切有部戒經	一卷		唐 義淨
論名	卷數	作者	翻譯
集異門足論	二十卷	舍利弗	玄奘三藏
法蘊足論	十卷	大目乾連	玄奘三藏
施設足論	七卷	大迦陀衍那	宋 法護
識身足論	十六卷	提婆設摩	玄奘三藏
品類足論	十八卷	筏蘇密多羅	玄奘三藏

界身足論

三卷

筏蘇密多羅

玄奘三藏

阿毗達磨發智論

二十卷

迦多衍尼子

玄奘三藏

○記一云前之六論義門稍少發智一論法門最廣故後代論師說六爲足發智爲身此上七論是說一切有部根本論也。

阿毗磨大毗婆沙論

二百卷

五百大阿羅漢

玄奘三藏

阿毗達磨俱舍論

三十卷

婆藪槃豆

玄奘三藏

等なり。其他法勝の阿毗曇心論六卷、法救の雜心論十一卷、悟入の入阿毗達磨論二卷、眞諦譯の俱舍釋論二十二卷、衆賢の順正理論八十卷、及び顯宗論四十卷等縮藏結目錄部參看すべし。

第三章 阿毗達磨俱舍論

一〇俱舍論、詳には阿毗達磨(對法)俱舍(藏)奢薩怛羅論と云ひ、譯して對法藏論と云ふ。對法とは無漏の淨慧に名け、藏とは包含ルの義、若くは所依の義に名け、論とは教に名く。即ち世

俱舍論の題
意略解

親所造の俱舍論は、七論婆沙所顯の勝義を舍藏し、七論婆沙を所依として著作し、及び無漏慧を轉生するを以て、阿毗達磨俱舍論、即ち對法藏論と名く。記論一

有漏の四慧
一八四參照

又謂く無漏の淨慧を以て、四諦の境を觀じ涅槃の果に向ふを對法と云ふ。亦有漏の諸慧修慧、思慧、聞慧及び生得慧并に有漏無漏の諸慧を惹き起す聖教、即ち七論婆沙をも對法と云ふ。是れ無漏淨慧の資糧たるに由る。記一云、正理意說、一自性對法、謂無漏慧、二隨行對法、謂慧相應俱有諸法、三方便對法、謂有漏四慧等、四資糧對法、謂教爲體、若依俱舍、四慧及論總名資糧。一ル謂く包含の義とは、世親所造の俱舍論に於て、七論婆沙に詮顯する勝義を攝入する邊に名け、所依の義とは、全く此論依憑の七論婆沙を藏と名くるを云ふ。然るに此論を俱舍論即ち藏論と名くるは、是れ彼(七論婆沙)對法を所依藏となし、彼對法論の中より、此世親所造の論を引生するに由る。

俱舍論九品の組織

一一俱舍論は九品三十卷より成る、其品名、卷數、頌數、及び所說の要旨左の如し。記一

品名	卷數	頌數	所明	總別料簡
第一界品	二卷	四十四頌	諸法體	總明有漏無漏二法
第二根品	五卷	七十四頌	諸法用	
第三世間品	五卷	九十九頌	有漏果	事
第四業品	六卷	百三十一頌	有漏因、別明有漏法	
第五隨眠品	三卷	六十九頌	有漏緣	事
第六賢聖品	四卷	八十三頌	無漏果	
第七智品	二卷	六十一頌	無漏因、別明無漏法	理
第八定品	二卷	三十九頌	無漏緣	
第九破我品	一卷	唯長行	無我理	理

○記一界者族義持義性義○記三根者勝用增上義○記八世間者可毀壞故有對治故○記十三造作名業○疏十九隨眠者行相微細隨轉隨增義○記二十二賢謂賢和聖謂聖正○記二十六智者決斷重知故名○記二十八定者專注一緣之名○記三十我體實無、諸有橫執、此品廣破名破執我、品謂品類。

九品の中、前の八品は、頌と長行とを備へ、第九品は、唯長行より成る。又九品の中に、總説と別説との二類あり。即ち界根二品は、總じて有漏無漏の二法を説き、世間業、隨眠の三品は、次の如く有漏の果因縁を明し、賢聖智、定の三品は、無漏の果因縁を明し、破我品は諸法無我の理を説きて、諸種の我執を破斥す。

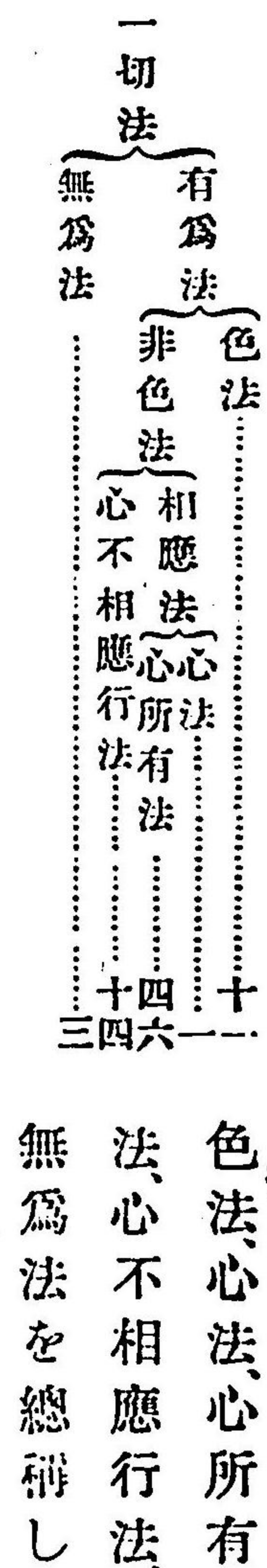
一二俱舍論の綱領は、諸法實有と諸法無我とを説くにあリ。諸法實有とは、一切諸法を類別して、五位七十五法となし、有爲の諸法は、三世實有、法體恒有、無爲の諸法は、三世法にあらずして、而かも實有なりと明すを云ふ。是れ現象及び實體、眼する哲學的學説諸法無我とは諸法の上に起す吾人の我執を拂ふ爲めに説く者にして、蘊處界三科の類別、其旨を顯す。即ち有爲無爲一切法の中に、我體實在することなしと説く者は、

俱舍論の二大綱領

諸法の分類
其一五位

是れ我執の迷妄を拂は、有情須らく此二大綱領を辨じて、諸法の性相法則の意を解知し、煩惱業の繫縛を離れて、無漏の聖智を發得し涅槃の妙果に體達すべし。

一三體性に約せば、一切法は、有爲法、無爲法、色法、非色法、相應法、心不相應行法に類別す。中に就きて有爲法は、因縁の爲作を藉りて成る法、無爲法は、因縁の爲作を藉らざる常住法、色法は、變礙を性となす法、非色法は、非變礙性の法、中に就きて相應法は、平等に五義所依、所緣、行相、時、を具ふる法、心不相應行法は、五義平等相應俱起の義を缺ぐ法なり、而して相應法は、自ら心法と心所有法とに差別す。類別の相左圖の如し。此の中、



て五位と云ふ。是れ五種に一切法を類別する意なり。而して色法は五根眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、五境色境、聲境、香境、味境、觸境、無表色の十一種、心法は六識眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識、心王唯一種、心所有法は大地法十受、想、勝解、念、作意、大善地法十信、勤、捨、慚、愧、無貪、無勝解、三摩地、大善地法、大不善地法二不信、不勝解、三摩地、大不善地法、無愧無慚、無愧、小煩惱地法十害、憍、誑、誑、憍、不勝解、掉舉、不信、大不善地法、大煩惱地法六放逸、懈怠、不信、大不善地法、定地法八惡作、睡眠、尋、伺、貪、瞋、慢、疑、の六類四十六種、心不相應行法は十四種得、非得、命根、同分、異、滅、名、句、文、無爲法、無爲法は三種虛空、無爲、擇滅、非擇滅二無爲擇滅、非擇滅に差別して總べて七十五法あり。之を五位七十五法と云ふ。七十五法、各實體ありと説き明すを、五位の分類の要旨とす。

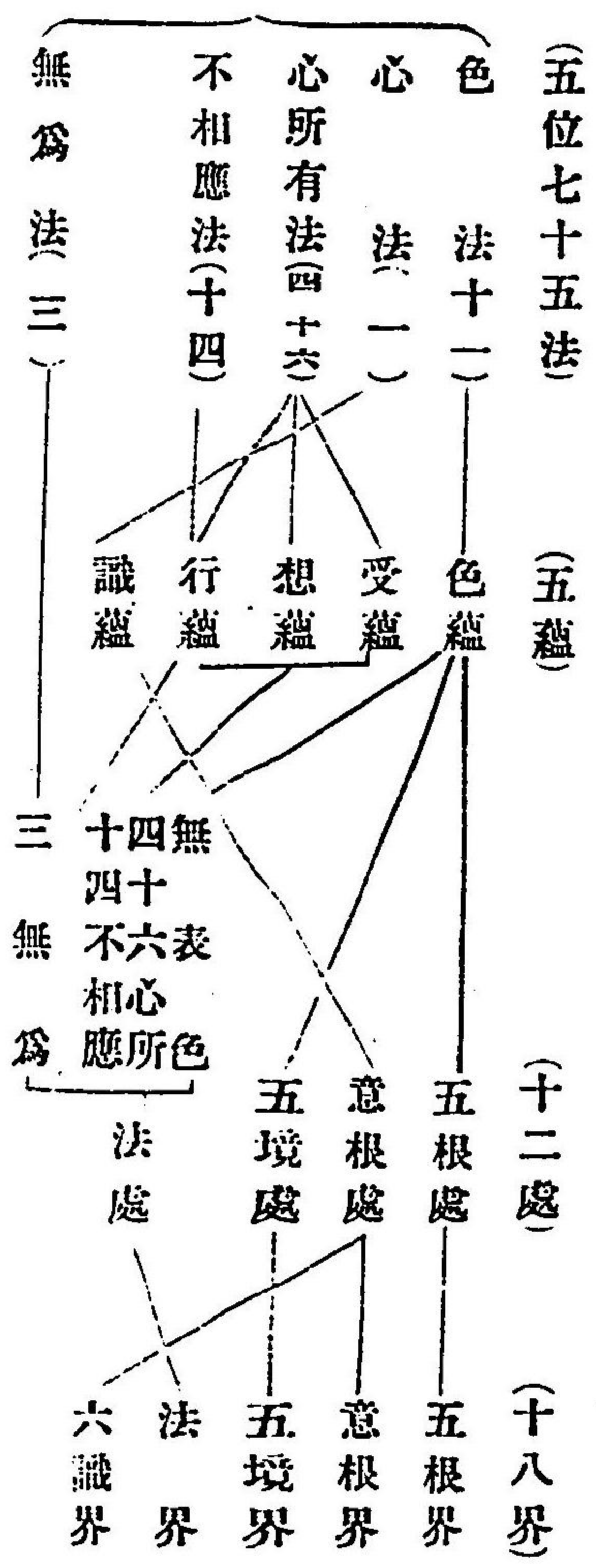
ヲ按、無爲法は、本體實在、若くは理法、色法は物質、品性、及び其法則、心不相應行法は、色心二法以外の諸種の法則、性能、心法は智、情意三態の本體、心所有法は、迷悟を標準として、諸種の心象、心作用を類別解説する者の如し。

一四有情の我執、種々同じからずと雖も、概ね三種を出て

諸法の分類

其二蘊處界の三科

ず。即ち心所に愚なる者と、色法に愚なる者と、通じて色心二法に愚なる者と是なり。是故に諸法を蘊處界の三科に類別して、五蘊色蘊、受蘊、想蘊、行蘊、識蘊、を説きて、心所の愚を拂ひ、十二處五根、五境、六識、及六根、六境、六識、を説きて、色法の愚を拂ひ、十八界六根、六境、六識、を説きて、色心二法の愚を拂ふ。論、即ち若しは五蘊、若しは十二處、若しは十八界の中に、我體實に存在せざる旨を知らしむるなり。三科と五位との相攝左の如し。



第二編 總じて諸法を明す

第四章 五位七十五法

其一 色法

法と色法

一五總べて法とは、自體を維持し、及び有情の行相感行解性を生起する規範に名く。而して色法とは、色の法の義なり。色とは質礙の義、又變壞の義に名く。則ち五根五境の十色法は、各極微の聚集に成り、體相勢用を具ふるを以て、互に他を排するを質礙カの義と云ひ、成壞の變化あるを變壞の義と云ふ。又無表色は非極微聚の法なりと雖も、所依の大種に變壞の義ある故に色法に攝す。論一、二、及十三

ワ記一云、釋法名有二、一能持自性謂一切法各守自性、如色等性常不改變、二軌生勝解、如無常等生、人無常等解。

極微

カ手、手を礙へ、石を礙ふるが如く、自他の處に於て生ぜざるを質礙と云ふ。○按、物質は二物同時に同處を占有せずと云ふ物理の法則と同意。

一六極微は最も微細なる質礙法なり。而して一極微各處を隔て、現在世に獨住することなく、必ず七極微一聚をなして相集り、或は地大種、或は水大種、或は火大種、或は風大種、或は色、或は香、或は味、或は觸、或は身根、或は眼根、或は耳根、或は鼻根、或は舌根を成ず。而して一極微を實法レと名け、七極微聚集を假法と名く。又地水火風の四法を總稱して、能造の四大種と云ひ、爾餘色等の諸法を目して、所造の色と稱す。是れ四大種に造られたる色法の義なり。論一、四、及十二、

ヨ現量經驗にも見難く、比量推理を以てするも分解し難き微細法なり。

夕東西南北上下の六方と中心とに各一極微住す。故に七極微聚集を爲す。

レ記四云、微聚是假、假必依實、實有多少不同、是即約假聚明有實數。

リ按、極微は化學の分子、大種は元素所造の色は化合、四塵は準元素の意。

一七 大種とは、體相用共に大の周遍にして、所依となりて能く一切の造色を生ずる、義に名く。天種に四法ある中、地界は堅固を性とし、法を任持するを用となす。水界は濕潤を性とし、法を攝収するを用とす。火界は溫暖を性とし、法を成熟するを用とす。風界は行動を性とし、法を増長するを用とす。又此四法、地界、水界、火界、風界と名くるは、各己が自體を持ち、及び所造の色を任持するに由る。記論一、及

ツ 地水火風の四法、諸方域に遍滿するを體大と云ひ、四大の増盛に依りて、大地、大水、大火、大風等の假法成るを相大と云ひ、或は世界を成立せしめ、或は破壊せしむる等、作用大なるを用大と云ふ。

ネ 或は種芽を生ずる如く、豎に増長し、或は油、水に滲る如く、横に増長す。

一八 地等の四界は、一切所造の色に對して、生因、依因、立因、持因、養因の關係を有す。生因とは四大種一切の色法を生起するを云ふ。味、子、生、依因とは、己生の所造の色法、大種の勢用に隨ふて存在するを云ふ。弟子、師、依

如。立因とは大種の勢用能く所造の色を任持するを云ふ。持、持、因、持持因とは大種の勢用能く所造の色をして、斷へず相續せしむるを云ふ。食、命、根、を、養因とは大種能く造色の増長する原因となるを云ふ。水、樹、根、を、而、して、所、造、の色は單に四界の聚集に成るにあらず、四界と四塵との聚集に成る。四、塵、と、は色香味觸の四法を云ふ。各四界の一聚に成る。四、論

十 論四云、此在欲界無聲無根、八事俱生隨一不滅。

ラ 地水火風の四界、一聚をなして、或は色、或は香、或は味、或は觸を成す者に、して、四塵は四界に同じく、各七極微の集合に成る。

△ 按、四界と四塵とは、一聚をなして、一切の造色を成す故に、そは有機的統一をなして、成立的物質を組織すと解すべし。

○ 論四に、四大種相離れずして生起するにも拘はらず、聚色の中に、其相顯現せざる者ある所以を辨じて、第一有部師は用増に約して釋す、即ち用有勝劣、勢用増者隨其所應明了可得となす。第二有部師は縁に約して有を顯す、是れ亦た用増の説に據る。第三經部師は現行する者は體あり、不現行の者は、但た種子功能ありて、未だ體相あらじと説く。

一九境とは分齊の義なり、即ち五識の所縁、五根所取の各別分齊を境と云ふ。境は能取の根、能縁の識に隨へて、色境、聲境、香境、味境、觸境の五種に差別す、而して色法の名は、廣く十一色法に通ずと雖も、顯形二十種の色境は、色の意義、最も勝る、を以て、狹意に隨へて色の名を冠らしむ。」

ウ色境は眼根の見取する境、眼識の攀緣する法、聲境は耳根の聽取する境、耳識攀緣の法、香境は鼻根の嗅取、鼻識攀緣の法、味境は舌根の嘗取、舌識攀緣の法、觸境は身根の覺取、身識攀緣の法なり。

二〇五境の中、一に色境は、顯色と形色とに類別す。而して顯色に青、黄、赤、白、色、雲、烟、塵、霧、影、光、明、闇の十二種、形色に長、短、方、圓、高、下、正、不正の八種あり、總べて二十種に差別す。之を顯形二十色と名く。又顯色の中、青等の四種は本色、餘の八種は差別色と稱す。」

顯色 本色……………青、黄、赤、白……………十二
 二類色 差別色……………雲、烟、塵、霧、影、光、明、闇……………二十種色
 形色……………長、短、方、圓、高、下、正、不正……………八

顯色とは顯了に見らるゝ色法、形色とは長短等の形質ありて、觸知せらるる色法を云ふ、而して差別色は本色の濃淡離合に成る色の義にして、各實體を有す。青、黄、赤、白の四本色は、其相知り易し、龍氣凝りて暗きを雲色と云ひ、火氣の發動するを烟色と云ふ、風砂沫を吹きて飛散するを塵色と云ひ、大地の水氣騰るを霧色と云ひ、日の光焰を光色と云ひ、其他月、星、火、藥、寶珠、電、霓等の光焰を明色と云ひ、日光、月明等を礙へて、其中に餘色を見るを得べきを影色と云ひ、之に反して餘色を見るを得べからざるを闇色と云ふ。十二顯色の外、鏡像は四木色に攝す、是れ顯色にして形色にあらず、而して碧は淺青、紅は薄赤、綠は青黄の和合、紫は赤黒の和合になる。〔疏一〕形色の中、長色は兩面に延長するを云ひ、短色は一面少きを云ひ、方色は四面等しきを云ひ、圓色は一切處に生じて團圓なるを云ひ、高色は中部凸出するを云ひ、下色は中部凹なるを云ひ、正色は表面の齊正なるを云ひ、不正色は表面の參差なるを云ふ。〔此中、長短は四邊に據り、高下は處中に據る。〕

聲境

井記一云長短極微各有別體相雜而住形長見短形短見長乃至若泛明長短亦通假實若二十種色中長短相對以實對實若通約諸假聚相對辨長短即以假對假故婆沙云五相待有謂此彼岸長短等事。

二一二に聲境は八種に差別す記論一即ち左の如し。

- 一有執受大種因有情名可意聲……………歌謠讚歎等好聲の語
 - 二有執受大種因有情名不可意聲……………罵詈誹謗等惡聲の語
 - 三有執受大種因非有情名可意聲……………贊同拍手等の好聲
 - 四有執受大種因非有情名不可意聲……………叱責拍手等の惡聲
 - 五無執受大種因有情名可意聲……………善聲の化語
 - 六無執受大種因有情名不可意聲……………惡聲の化語
 - 七無執受大種因非有情名可意聲……………管絃笛聲等
 - 八無執受大種因非有情名不可意聲……………風雷等荒涼の聲
- 此中有執受大種因の聲とは覺受苦樂の感覺ある者の發する聲を云ひ無執受大種因の聲とは覺受なき者の發する聲を云ふ此二は能發大種の異

語聲の起因

に從て差別する者にして即ち有情の身體より發する法と山川草木金石等より發する法との差違なり有情名の聲とは有情の身體より發する聲の中名句文と合して意義を構へ詞句文章を成す語を云ひ非有情名聲とは名句文と合せざる拍手等の聲及び山林江河等の響音を云ふ此二は詮表の有無に從て差別す可意の聲とは聽者をして快感を覺へしむる聲を云ひ不可意の聲とは聽者をして不快を感せしむる聲を云ふ此二は樂欲に適ふと否との別なり蓋し語聲の相は明に知るべからざるを以て能發大種の相違詮表の有無及び樂欲の適不に約して類別す而して化語とは化人の語聲を云ふ化人に即質の化と離質の化と二種ある中今の化語は離質化人の語聲を云ふ名句文は五三參照

二二一色香味觸の四境は異熟生に通ずと雖も聲境は樂欲に隨て生起し更に間斷なく恒起することなきを以て異熟生(八四)に通せず唯だ長養の大種等流大種の擊發に依りて發生す即ち過去の宿業の差別に從て現在の異熟の大種を生じ現在の異熟の大種を因縁となして長養の大種及び等流の大種を生じ長養等流兩大種の擊發を待ちて發生する者なれば語

聲は、異熟生の法にあらずして、長養性の法若くは等流性の法とす。謂ゆる長養とは極微所成の色法が、飲食、塗油、睡眠、等持の諸縁に資けられて、眼耳等の體、加増するを云ひ、等流とは同類因所生の法に名く、即ち繼續して存在する法、前後流類相似たるを等流と云ふ。(記二)
ノ按長養等流兩性の極微大種、語聲を擊發すと云ふ者、物理學にて、音響は、分子の振動なりと説く音學の説に符合す。

二三三に香境は好香、惡香、等香、不等香の四種に差別す。好香は香氣の薰なる者、即ち沈水香、梅檀香等の類を云ふ。是れ福業増上して生ずる所なり。惡香は香氣の穢なる者、即ち蒜韭等の類を云ふ。是れ罪業増上して生ずる所なり。平等香は香の性、好と惡とを問はず、香力均等なるを以て、依身を増益するを云ひ、不等香は、之に反して、香力均等ならざるを以て、依身を損減するを云ふ。論一

才品類足の一には、香境を好香、惡香、平等香の三種に差別す。三種の好香は

味境

觸境

四種の等香、三種の惡香は、四種の不等香と同意にして、香力の功用に約して説く。而して三種の平等香は四種の好香、惡香を台説せる者、即ち長養損減共になき法を云ふ。是れ香の體性に從ひて説く。

二四四に味境は苦、酢、鹹、辛、甘、淡の六種に差別す。論一

ク六種の類別は味境の體性に約す。又嘗取者の情欲に約して、可意味、不可意味、捨味の三種を説き、諸味の和合變化に約して、和合味、變異味を説く。

二五五に觸境は地界、水界、火界、風界、一八七滑性、澁性、重性、輕性、及び冷饑渴の十一種に差別す。共に所觸の法にして、能觸の法にあらず。而して地等の四界は、能造の觸、滑等の諸法は所造の觸なり。滑觸は柔輦なる法、澁觸は蟲強なる法、重性は秤に照して量ることを得べき法、輕性は烟炎等の如く昇騰する法なり。冷饑渴の三法は、果に從ひて名く。是れ欲の心所の異名にして、正しく觸の名にあらず。即ち冷は煖欲の因、饑は食欲の因、渴は飲欲の因たる法なり。蓋、冷饑渴の三法は、其

相隱微にして知り難く名け難く、結果に約せざれば、顯れ難きに由る。其他悶觸は滑性、力觸は澁重二性、劣觸は輕性に攝する等、以外の諸觸は、總べて十一觸中に攝す。記一

ヤ能觸は、大地法中に之を説く。記一餘云、所觸名觸、即十一種。雖根對境實不相觸、無間生時、根是識依、假說能觸、觸非識依、不說彼觸能觸、身根但說所觸、觸與身根極相隣近、故得觸名。香味二種雖亦至根、非如彼境、故不名觸。

マ按、重性は重力、輕性は瓦斯力、汽力、冷、饑、渴の三觸は有機感覺を云ふ。ケ所造七觸は、何大種の所造なるか、婆沙百二十七に、二説あり、其一は唯大種の性類差別に起因して、滑觸乃至渴觸を生ずと辨す、其二は大種偏増に由ると説く。曰く、水、火、増故滑、地、風、増故澁、火、風、増故輕、地、水、増故重、水、風、増故冷、風、増故饑、謂風、増故擊、動食、消、引饑觸生、便發食欲、火、増故渴、謂火、増故煎、迫飲、消、引渴觸生、便發飲欲等。

有執受の色香味觸と無

二六 五境の中、色香味觸の四塵は、地水火風の四界と共に一聚をなして、色法を成立す。參一八而して四塵は有執受の法と無執受の法とに通ず。參一有

執受の色香味觸

執受とは即ち是れ覺受ある者の義にして、無執受とは覺受なき者の義なり。即ち心々所法に攝持せられて、其依處となり、彼法と損益隨逐する所の五根及び扶塵の四境を有執受の法と云ふ、是れ痛痒苦樂を覺知する故に名く、之に反して心々所法に攝持せられずして、其依處とならず、彼法と損益隨逐せざる法を無執受の法と云ふ、是れ痛痒苦樂を覺知せざる法にして、髮毛爪齒大小便利涕唾血淚等現在世に在りと雖も、根と合せざる法、過去未來に散在して五根を扶けざる極微、及び山野河海草木金石を成立する色香味觸是なり。又外法に屬する色香味觸、斧斫等を成する時は、能斫と所斫とに通じ、及び所燒と能稱とに通ず、能燒と所稱とは、或は外法の色香味觸に通ずと云ひ、或は能燒は、火界に局り、所稱は唯重性に局ると説く。論此の如く種々無執受の法を成立すと雖も、共に不清淨極微大種より成る。

五根と勝義根扶塵根

二七 五根とは眼根、耳根、鼻根、舌根、身根の五法を云ふ、應に隨つて眼等五識の所依となり、眼等の五識を發して、以て色等所緣の境を取る法なり。而して根とは勝用増長の義。七三五根に勝義根と扶塵根との二類あり、次の如く所依五根と依五根との別なり、與に異熟果法にして、飲食、睡眠等に資けられ

て長養す。勝義の五根は清淨なる大種に造られ、扶塵根に助けられて、眼等五識の因となる法なり。扶塵の五根は不清淨大種に造られ、勝義根の依處となりて、之を扶くる法なり。今謂ゆる五根とは勝義根を云ふ。」及論一

フ眼根は顯形の色境を取りて、眼識を發す法。耳根は八種の聲境を取りて、耳識を發す法。鼻根は好惡平等の香境を取りて、鼻識を發す法。舌根は甘淡等の味境を取りて、舌識を發す法。身根は十一種の觸境を取りて、身識を發す法なり。故に五根を稱して、發識取境の功能ある法と名く。」

コ按、扶塵の五根とは五官の生理組織、勝義の五根は五官の神經及び心理上の感覺を指す者の如し。即ち眼根の見取は光感覺、耳根の聽取は音感覺、鼻根の嗅取は嗅感覺、舌根の辨取は味感覺、身根の冷觸は溫感覺、風界は運動感覺、饑渴悶劣は有機感覺を云ふ。而して五根の發識は感覺が知覺の基礎となる意。」

二八 眼根、耳根、鼻根の三は所取の境及び能依の識共に同一なるを以て、勝義根唯一體なれども、明了に識を發す爲めに、依處の扶根は各二體對立す。又五根の中に離中知の法と合中知の法との二類あり、離中知とは根を造作

五根に關する雜分別

する極微と、境を造作する極微と、間隙を存する時、取境の作用を發すを云ひ、合中知とは、之に反して間隙を存せざる時、取境の作用を發すを云ふ。即ち眼耳の二根は離中和の法、鼻舌身の三根は合中知の法なり。又鼻舌身の三根は、至境を取る故に、根の微量と境の微量と相均しと雖も、眼耳の二根は、不取境を取る故に、根の微量と境の微量と相均しからず。」論

二九 無表色とは、極微大種を所依として轉ずる法にして、善不善の心々所法を表示して、他をして了解せしむること能はざる故に名く。論此法は能發の心、所發の表業、及び能發の大種を具備して生起し、善性の無表は苾芻、勤策、及び近事等を成じ、不善性は屠兒等を成ず。」論

工 無表色は、無見無對の色法にして、表色に對する者なり。表色とは、變礙性の極微大種に造作せられたる身語二業を云ふ。此法善く善惡の心々所を表示して、他をして之を了解せしむる故に名く。記一餘云、表無表二、雖同色業爲性、表能表示心等、令他了解、無表不能表示心等、令他了解、故名無表。論主

無表色

不信如是無表別有體相故言此是師宗所說略說表業所生善不善色及定所生善色名爲無表一ニ八參照

テ按入論に無表相者謂由表心大種差別と説くは精神及び行爲を修養せる結果無表色顯現すと云ふ意なり。故に無表色は人格品性を形成する者若くは其自體人格品性なりと解すべし。」

第五章 五位七十五法

其二 心々所法

三〇心法は亦た心王と云ふ。斯に心意識の三名あり其意義各異る。即ち心とは集起アの義意とは思量サの義識とは了別キの義に名く。心法は此の如く三名を有し三義を備ふるを以て善等三性の諸心所及び諸業の中心となりて之を惹き起し及び所縁の境を思惟し了別す四論。了梵名質多此云心是集起義恰も樹心が枝葉華果の中心となりそを惹き

心法及び異名

起すが如く其中心となりて六類四十六種の心所を惹き起し及び身口意の三業に於て善不善無記三性の業を惹き起すを心と云ふ記四

サ梵名末那此云意是思量義所縁の境を思惟量度するを意と云ふ意は亦た所依止となりて後刹那の心を生起せしむ記四意根は後義に於て立つ。キ梵名毗若直此云識是了別義分明に所縁を了別する義を識と云ふ記四

六識

三一心法は所依の根と所縁の境とに隨て眼識耳識鼻識舌識身識意識の六種に差別す之を六識と云ふ論。六識は各之に相應俱起する慧心所の性類に隨て或は善となり或は不善となり或は有覆無記となり或は無覆無記となる婆論二。此の如く心法は六識に差別し三性に相應すと雖も一有情一刹那にありては但だ一心のみ現起するを法とす更に二心以上の多心相續して現起することなし是れ心々所法を開導引導する等無間縁唯だ一法あるのみにして更に二

法以上あることなきに由る。^{婆沙第十}

一 眼識は眼根を所依として、色境を了別する法、耳識は耳根を所依として、聲境を了別する法、鼻識は鼻根を所依として、香境を了別する法、舌識は舌根を所依として、味境を了別する法、身識は身根を所依として、觸境を了別する法意識は意根を所依として、法處を緣じて起る。

又六識は發生する因緣各相同じからず、眼識は色境と作意と明と空との四緣、耳識は聲境と作意と空との三緣、鼻舌身の三識は作意と香味觸三境中の隨一との二緣意識は唯だ無間滅意根の一緣に托して起る。^{論二九}

三二 眼耳鼻舌身意の六識は、總相に所緣の境を了別すと雖も、前五識の了別と、第六意識の了別は、自ら寛狹淺深差別す。即ち前五識の了別は、尋伺相應の自性分別に局り、第六識の了別は、廣く自性計度隨念の三分別に通ず。^論是故に六識は體一義別に過ぎざる同一心王なりと雖も、亦た前五識と第六意識との二類に差別す。

前五識と意識との差別

ミ 心所有法は、總別二相を具へて、所緣を了別するを以て、心王と差別す。シ 自性分別とは尋伺相應の慧を以て、所緣を了別するを云ふ、計度分別は散慧を體とす、隨念分別は定散二地共に慧念と相應して了別す。

工 前五識は、色法を所依となし、五境處を緣じて自性分別をなす法にして、唯だ現在有爲法を緣じて有漏法相應に局る。第六意識は非色法を所依となし、法處を緣じて、自性計度隨念の三分別をなす法にして、通じて三世の有爲法、及び非世の無爲法を緣じ、有漏無漏の二法に相應俱起し、亦た五識皆無の二禪以上にも生起す。^{論二}又前五識に相應する慧は、生得善、修理所斷貪瞋癡相應の染汚、及び異熟生、威儀路、工巧處、通果心俱生の無覆無記法にして、其範圍狭少なり。第六意識に相應する慧は、學無學の無漏善、聞思修所成の加行善、彼地法爾所得の生得善、靜慮勝處等の離染得善、見修二道所斷煩惱隨煩惱相應の染汚、及び異熟生、威儀路、工巧處、通果心俱生の無記に通ず。故に其相寛廣なり。^{一八四、二二四等参照}

ヒ 按識は前五識と第六識との二類に差別す。是故に前五識は知覺、第六識は知覺以上の諸種心象を營むと知るべし。

三三三 心王と心所とに通じたる異名四あり、一に有所依、二に有所緣、三に
 有行相、四に相應是なり、以て心王と心所との關係を知るに足る、有所依とは
 心王と心所との生起する時、必ず所依の六根に託するを云ひ、有所緣とは必
 ず所緣の境に杖託して起るを云ひ、有行相とは種々品類に差別せる所緣の
 境を緣する時、心々所の上に彼法の影像を現するを云ふ、相應とは心王と心
 所と王臣の關係を有するを以て、心王起る時、必ず心所を伴ひ、心所は必ず心
 王に隨ふて起るを云ひ、詳には同一所依、同一所緣、同一行相、同一事、同一時
 の五義を平等に備ふるを心々所法の相應とす、同一所依とは心王と心所と同
 一の根を所依とするを云ひ、同一所緣とは心王と心所と同一の境を所緣と
 するを云ひ、同一行相とは心王と心所と同一の行相を取るを云ひ、同一時と
 は心王と心所と同一刹那に起るを云ひ、同一事とは心王と心所と唯一體起
 るを云ふ、此中に行相とは行解と行相との通稱なり、行解とは能緣の心々所
 の作用差別を云ふ、是れ唯識家の見分に類似す、行相とは能緣心々所法の上
 に、任運に顯現せる所緣の影像を云ふ、是れ唯識家の相分に類似す、行解と行
 相とは此の如く差別すと雖も、今謂ゆる行相の名は、兼て行解に通ず、論一四要

するに心王と心所とは、同一刹那に、唯一體づ、同一所依に托して、同一境を
 緣じ、同一行相を取るを以て有所依、有所緣、有行相、及び相應と稱せらる、

三四 心所、詳には心所有法と云ふ、即ち心法所有の法、心王
 に隷屬する眷屬と云ふ意なり、婆沙此心所は一大地法、二大
 善地法、三大煩惱地法、四大不善地法、五小煩惱地法、六不定地
 法の六種に類別し、三性の差別に順じて、心王に伴生し、總相
 別相に所緣の境を取る、論三

モ一は遍く三性一切の心品に相應俱起する法、二は唯善性の心品なるを
 以て、遍く一切善性の心品に相應俱起する法、三は唯染汚性の心品にして、
 遍く一切染汚心に相應俱起する法、四は唯不善性の心品にして、遍く一切
 不善に相應俱起する法、五は唯無明相應の心品にして、意識地に起り、各々
 の所緣の事相に迷ひて起る法、六は餘の五品の如き共通の性質を具へず、
 特殊の性能を有する心所法の聚集なり、
 七記一餘云、諸心所法、各々正能取自別相、兼取總相、此宗意說、心王所作處、心

所必隨故心所法兼能取總王非隨所故非取別」按心所は心の屬性なり。

三五第一に大地法とは、遍く一切三性の心品に相應俱起する心所法を云ふ、一に受は領納の義、隨觸を領納する法にして苦樂捨の三受、^{一論}憂苦喜樂捨の五受、^{三論}及び眼觸所生受、耳觸所生受、鼻觸所生受、舌觸所生受、身觸所生受、意觸所生受の六受到類別す。^{二論}一二に想は取像の義、男非男等種々差別の境相を執取して、相應の心々所をして、差別の境相を安立せしむ、^三に思は造作の義、心々所をして、所緣の境に就きて、審慮し思惟し決定して、善不善無記三性の業を造作せしむ。^{四記}四に觸は觸對の義、是れ六根六境六識を觸接せしむる法にして、根境識和合の上に生ず。^{十論}而して觸は受の因となりて、之に隨順す。^{卷上五論}五に欲は希求の義、心々所をして如是如是の事業を作すべしと希望して、漸く所緣の境に進趣せしむ。

六に慧は簡擇の義、心々所をして、所緣の正邪を簡別せしむ、^{四論}而して相應法の性類に隨て染汚慧、生得慧、聞思修加行慧、及び無漏慧に差別す。^{十二論}又推度する邊は見、決斷する邊は智、諸法を觀察する邊は忍と云ふ等種々の異名あり。^{十六論}二七に念は明記不忘の義、心々所をして分明に過現未三世の境を記持せしむ。^{四記}八に作意は警覺の義、睡眠の相に沉沒せる心々所を覺醒して、所緣の境に趣向せしむ。^九に勝解は印可決定の義、殊勝の解と云ふ意、心々所法をして、所緣の境相を執りて、如是にして、不如是にあらず等、審決確定せしむ。^十に三摩地は等持と翻す、平等に心を持つと云ふ義、心心所をして、唯一境を所緣として專注し、成辨する所あらしむ、是れ寛く定散二心に通ずと雖も、唯だ有心位に局りて生起す。^{記四論四}

○記四云、論主意朋經部、非信十法皆有別體、故言傳說。

シ記四云言大地法者地謂行處即是心王若此心王是彼心所所行處即說此
心王爲彼心所法地此即別釋地義受等十法遍一切心名爲大法此地是大地
之地名爲大地依主釋也即目心王此即別釋大地之義也此心所中若法是大
地家所有名大地法第二依主釋也即目受等十法謂法恆於一切心有故名大
地法此即釋大地法也若但言大即目受等若言大地即目心王若言大地法
還目受等此中意取大地法也○大善地法等準此可釋

イ受に隨順する觸に順苦受觸順樂受觸順捨受觸の三種あるを以て觸を
領納する受も亦た苦受樂受捨受の三類に差別し次の如く非愛の行解可
愛の行解非二愛の行解を生起す(記一)五受は七五參照

口總べて心々所法の造作は思の作用に由ること恰も磁石の勢力能く鐵
をして動用おらしむるが如し又論十三に思惟思作事思の二類を説く

ハ記四云念之作用於所緣境分明記持能爲後時不忘失因非謂但念過去境

ニ記四云正理云引心々所令於所緣境有所警覺說名作意此世間說爲留意

○接觸は感覺受は知覺及び感情の心作用想は概念思は廣く動機思慮執
意等を含む意志欲は理想及び希望慧は本能(生得慧)の一分及び智識念は

大善地法

把住記憶作意は心象再現勝解は一種の想像等持は沈着の徳操を説く

三六第二に大善地法とは遍く一切善性の心品に相應俱
起する唯善性の心所法を云ふ一に信は澄淨ホの義と忍許の
義とを含む澄淨の義とは心々所をして貪瞋の濁穢を除遣
して清淨ならしむるを云ひ忍許の義とは四諦の理法三寶
の勝徳及び善惡業道異熟果報を忍許するを云ふ二に不放
逸は修善の義同時相應の心々所をして專注して善法を修
せしむ三に輕安は心堪任性の法即ち身五識相應心を伸暢して
輕利安適ならしむ四に捨は心平等性の法心々所をして違
順の境を緣じて平衡を持せしむること恰も秤を持つ縷の
如くならしむ五に慚六に愧は共に二種の解説あり第一説
は戒定等の功德及び師長等の有徳を敬崇し從屬するを慚
と云ひ不善惡業を恐怖して侵犯せざるを愧と云ふ第二説

は所造の罪に於て自省羞耻するを慚と云ひ、他に觀照して羞耻するを愧と云ふ。七に無貪は貪に翻ず。無愛染性の法。已得未得の資財を厭離するを云ふ。八に無瞋は瞋に翻ず。無恚害性の法。情非情の境を縁する哀愍の種子を云ふ。九に不害は無損惱の義。心々所をして、柔輒賢善ならしむ。十に勤は勇悍性の法。心々所をして、已生の過失を棄捨して、未生の過失を發起せざらしめ、已生の功德を増長して、未生の功德を増長せしむる法なり。論四

ト三善根の中、無疑は、疑(無明)に對する法にして、所縁の事理の境に對して、理に契へる解をなすを云ふ。故に其性大地法の慧に同じ。

手大善地法十心所の外、欣厭の二法も、唯善性の法なり。厭は厭背、苦集二諦の過患を厭捨するを云ひ、欣は欣尙、滅道二諦の功德を崇欣するを云ふ。然に大善地法中に説かざるは、此二法恒起せず、又同時に相應せざるに由る。永記四云、又正理十一云、爲欲所依能資勝解、説名爲信。

へ記四云、經部許有心輕安而無別體、即思差別唯定心有、於散即無、五識相應即非有、若身輕安是輕安風觸。若説一切有部宗、輕安通六識、五識相應唯有漏、唯散位意識相應、通漏無漏、通定散。

○按、信の心所、澄淨の義は信の體性、忍許の義は信の相用、不放逸は世法出世法を厲修する觀念運動、輕安は快適の氣風、行捨は靜平の感情、慚愧二法は感恩、禮節、敬愛、責任等の意、勤は自重、勇悍等の意なり、而して貪の等流法に無慚、慳、掉舉、誑、憍あり、瞋の等流法に、嫉、忿、害、恨あるを以て、無貪の屬性にも亦た慚、慰、藉、誠實、謙遜の意、無瞋の屬性にも亦た寛容、雅量、憐愍、助成、與樂拔苦あらん。

大煩惱地法

三七第三に大煩惱地法とは、遍く一切染汚性の心品に相應俱起する唯染汚性の心所法を云ふ。一に癡は愚癡を云ふ。心々所をして闇昧ならしめて、理の如く所知の境を解せざらしむ。之に無明、無智、無顯等の異名あり。二に放逸は不修善の法。心々所をして放蕩縱逸ならしめ、身語意に於て、己が利

を專にせしむ。三に懈怠は勇悍ならざる法。善業に就きて勝能を闕ぎ、惡業を増進せしむ。四に不信は、心澄淨ならざる法。四諦三寶善惡業果の法を忍許せずして相應の心々所を濁穢ならしむ。五に昏沈は昏昧沈重の義。身五識相應心意識相應及び相應の心所を昏昧ならしめ、修善に堪へざらしむ。六に掉舉は令心不靜の法。即ち相應の心品をして、平衡を失し、躁動ならしむ。論四記四

リ無明は實の如く所緣の境相を照觸せざるの義。無智は明了に決擇せざるの義。無顯は微細に彰了せざるの義なり。中に就きて無明は染汚無知の體にして、佛果の斷德圓滿位に之を斷ず。

○按煩惱法は、迷悟を標準とせる種別なるを以て、普通心理に參照し難し。但し大不善地法は、不倫の根源、小煩惱地法は、微細なる不徳の心象なるが如し。

三八第四に大不善地法とは、遍く一切不善性の心品に相

大不善地法

小煩惱地法

應俱起する唯不善性の心所法を云ふ。一に無慚は慚に翻じ、二に無愧は愧に翻す。戒定等の功德、師長等の有徳を敬崇せず、之に隨屬せざるを無慚と云ひ、罪果を怖畏せずして、侵犯するを無愧と云ふ。或は所造の罪に於て、自を觀じて恥なきを無慚と云ひ、他を觀じて、恥なきを無愧と云ふ。論四記四、婆沙三四。

三九第五に小煩惱地法とは、唯無明相應の意識分別に順ひ、所緣の事相に迷ふ染汚の心品にして、各別に生起する法なり。二に忿は憤發の義、二に覆は隱覆の義、三に慳は吝惜の義、四に嫉は妬忌の義、五に惱は執罪の義、六に害は逼迫の義、七に恨は結怨不捨の義、八に誑は心曲を云ひ、九に誑は、惑他を云ひ。論二十に憍は傲逸の義なり。論四

又忿は瞋の等流法にして、違情の境を緣する時、意識相應の心所を憤發せしめ、刀杖等を執らしむ。二覆は貪の等流法、或は無明の等流法にして、己が

罪を隠覆し、他に向ひ發露せざらしむ。」慳は貪の等流法にして、聖教及び資財を惜みて、他に施與せざらしむ。」嫉は瞋の等流法にして、他の榮達を喜ばざらしむ。」惱は見取の等流法にして、諸の罪業を執して、非違を遂げ諫誨に従はざらしむ。」害は瞋の等流法にして、他を損せんと欲して、手打罵詈等を發せしむ。」恨は瞋の等流法にして、忿に次ぎて生起し、忿所縁の事を尋求思索して、怨を結びて捨てざらしむ。」暗は諸見の等流法にして、行捨に翻す。」心々所をして、實を曲げて顯はさゝらしむ。」誑は貪の等流法にして、或は有徳に摸し、或は上品に擬して、他をして顛倒の解を生せしむ。」憍は貪の等流法にして、己が飛行、智慧、族姓、位階、財寶、體力等に染著して、放恣縱逸に流れしむ。」

四〇第六に不定地法とは、其性類作用、餘の五地の法の如く一定することなく、箇々別々に生起する雜類の心所法を云ふ。」一に尋は尋求の義、二に伺は伺察の義、此二は六識に相應する自性分別の法。」論四三に睡眠は味略の義、心々所をし

不定地法

て闇昧狹略ならしむ。」論二四に惡作は追悔の義、心々所をして過去に造れる惡作の法を緣して追悔せしむ。」五に貪は貪求の義、己が身體財寶等に就きて、已得を戀着し、未得を希求して止まざらしむ。」論第十九六に瞋は瞋恚の義、心々所をして深く我々所に愛著せしめ、他の凌蔑を嫌憎侵害せしむ。」論第七に慢は舉恃の義、他に對して、己が戒定慧の三學、及び族性、位階、財寶、技能等を揚げしむ。」論四八に疑は猶豫性の法、四諦の眞理を猶豫して、邪正を審決せざらしむ。」婆沙第九

ル尋は麤淺なる分別、伺は細深なる分別をなす法にして、此二各別體を具へ、一心に相應して起る。」記四云、經部不許尋伺二法一心相應。」論主意朋經部、故難云、尋伺細性相違、云何此二一心相應、例如水是凝因、日是釋因、體非凝釋、亦應尋是凝因、伺是細因、非凝細體。」乃至非由凝細能顯尋伺別相、心所法、一々類中據相待對、皆有凝細、既無別相、以簡尋伺、由是應知尋伺二法定不可執、一心相應。」

ヲ睡眠は意識に相應し、生得善、不善、有覆無記、異熟無記心に通じて現行す。」
惡作とは所縁に隨へて名く、是れ善、不善の兩法に通じて追悔す。」貪瞋の
二法は癡と相待ちて、三不善根を成す。」一一四參照。

ワ疑は四諦の眞理を猶豫するなど、出離解脱の法に約して説く。」暗夜に
抗を見たる人、抗なるか、人なるかを決せざるが如きは、心を事物の兩端に
馳せて決せざれば、其相疑に類すと雖も、事、出離に關せざる故に、之を無覆
無記性の邪行相の智と名く。」(婆沙第九)

四一 六類四十六心所の中、十大地法及び尋伺睡眠惡作の十四法は善、不
善、無記の三性若しくは善、不善の二性に通じて生起する法にして、性類、名稱
及び作用とも翻對すべき者なし。」以餘の三十二法は、若しくは淨品に局り、若
は染品に局りて相應俱起する法にして、性類相等しからざれば、名稱、作用共
に相翻對すべし。」而して翻對して成る法の中に、亦た正翻すべき者と、傍翻
すべき者との二種あり。」正翻すべき法は五部四諦斷及修斷所斷に通ずること
と、遍く相應すること、の二義を具へたる者、大煩惱地法六、大不善地法二及
貪瞋及び此二義を具へざるも、其過重き者とを云ひ、傍翻すべき法とは惑の

不相翻の心
所と相翻の
心所

本末及び心所の行相類似に依りて立つ。」二義を具へて正翻すべき者の中、
癡は無癡に、放逸は不放逸に、懈怠は勤に、不信は信に、惛沈は輕安に、掉舉は捨
に、無慚は慚に、無愧は愧に、貪は無貪に、瞋は無瞋に翻す、而して不害に翻して
害を立つるは其過重きに由る。」傍翻すべき者の中、忿恨、嫉は瞋の等流法な
れば無瞋に翻じ、惱は見取の等流法なれば正見に翻じ、覆は貪の等流法なる
時無貪に翻じ、癡の等流法なる時無癡に翻す、慳誑、憍は貪の等流法なれば無
貪に翻す、誑は諸見の等流法なれば正見に翻す、慢疑の二法は是れ本惑なれ
ば等流法にあらず。」又忿恨、嫉、惱は瞋と行相々似すれば無瞋に翻す、覆は貪
と行相々似する時無貪に翻じ、癡と行相々似する時無癡に翻す、慳誑の二法
は貪と行相々似すれば無貪に翻す、誑は誑曲、諸見の等流法なれば、正直即ち
捨に翻す、憍と慢との二法は自ら傲逸すると、他を凌蔑するとの差異なれば、
恭敬即ち慚に翻す、疑は猶豫不決の行相なれば、正決即ち慧に翻す、害は瞋と
行相々似すと雖も、過重きを以て不害に翻す。」四記

- (一) 翻對すべからざる法……………十大地法及び尋、伺、睡眠、惡作、
- (二) 二義を具ふるを以て正翻すべき法

疑 放逸 懈怠 不信 昏沈 掉舉 無慚 無愧 貪 瞋
 無疑 不放逸 勤 信 輕安 捨 慚 愧 無貪 無瞋
 (三) 過重きを以て正翻すべき法

害

(四) 本惑末惑に關する傍翻

(四) 翻無瞋 瞋等流
 翻無貪 貪等流
 翻 慧 見取等流 諸見等流



疑 誑 無慚 誑 疑
 無慚 誑 捨 翻
 貪 翻 翻 翻
 瞋 翻 翻 翻

(五) 行相々似に關する傍翻

○本惑而非等流法

第六章 五位七十五法

十四不相應

其三 心不相應行法

四二心不相應行法、詳には非色非心不相應行法と云ふ。疏
 是れ色、心、心所及び無爲法以外の有爲實法にして得、非得、命
 根、同分、無想果、無想定、滅盡定、生、住、異、滅、名、句、文の十四法あり。

得と非得

カ非色とは質礙の色法と種類異なるの意、非心とは縁慮性の心法と種類異
 るの意、不相應とは五義平等相應の心所と種類異なるの意、行とは造作遷流
 の義、是れ有爲法の都名にして、不生不滅の有爲法と種類異なる意を顯はす。
 四三一に得は獲成就の義、二に非得は捨、不成就の義なり。而して獲成就
 は得の異名、捨、不成就は非得の異名なり。此二法は相翻對して立つ者
 にして、得は亦た所得法に對し、非得は所非得法に對して立つ。所得法とは
 有情自相續法、及び擇滅非擇滅二無爲法を云ふ。得ある法は必ず非得あるを法とす。故に所得法は所得法に同じ。四論

第六章 心不相應行法

三他相續法及び非情法は、我に屬せざる故に、之を成就することなし。」若し他相續法を成就せば、趣身業壞し、自他雜亂すべし。若し非情法を成就せば、有情と非情との法相を壞すべし。」而して擇滅は所證の法、非擇滅は諸法をして不生ならしむる法なるを以て、之を成就す。」虚空無爲は唯無礙性の法なるを以て、之を成就することなし。」謂ゆる得非得とは、有情所得の諸法を審決する法なり。」例せば聖者は世俗有漏心を生ずることあるも、既に煩惱の得を斷するを以て、凡夫に混することなし。又凡夫は善心不起すことあるも、未だ煩惱の得を斷せざるを以て、聖者に混することなきが如し。」

得
四四 得とは所得の法を有情に屬すべく決定する法にして、其現起する時間の單複に準じて、其作用並に名稱を異にす。」即ち有情自相續將に所得の法を成就せんとする時得、未來生相位に起りて始めて該所得法を有情に括り付けたる位を獲と名く、而して初念の得、現在に流至して、所得の法を有情相續に繋ぎ付け了る位を成就と名く。」獲と成就との別は、初念生起の得と、二念繼起の得との相違なり。」

得の種別

四五 時に約して、所得法との關係を辨せば、得は法前得、法後得、法俱得、非彼法前後俱得の四種に差別す。」一に法前得、亦た牛王引前得と稱す、是れ得は所得法の生ずる以前に起りて、先導をなすを云ふ。二に法俱得、亦た如影隨形得と稱す、是れ得は所得の法と同時に起りて、俱生俱滅するを云ふ。三に法後得、亦た犢子隨後得と稱す、所得の法既に過去に入ると雖も、得尙ほ現行して之を成就するを云ふ。四に非彼法前後俱得とは、擇滅非擇滅の二無爲法を成就する得なり。是れ所得法は、不生不滅の非世法にして、得と前後相對しがたし、故に名く、及一五八

夕法前得例せば中有の初念、欲界の生得善、未だ現行せざる時、能得既に現起して、之を成就するが如き是なり。法俱得、所得の法、生相位に起れば、得之に隨逐して生相位に生ずること、恰も影の形に隨ふが如きを云ふ。法後得例せば殺生の表業既に遠く過去に落謝すると雖も、得尙ほ現行して之を成就し、來生無間の苦果を受くるが如き是なり。

四六 非得とは所非得の法を有情相續より突き離すべく決定する法にして、其現起する時間の單複に準じて、其作用並に名稱を異にす。」即ち能非

非得

得の法、未來生相位に起りて、所非得法を有情より突き離すべく決定したる位を捨と名け、其現在に流至して、突き離し了りたる位を不成就と名く。」捨と不成就との別は、初念生起の非得と二念繼起非得との相違なり。」

四七 時に約して所非得法との關係を辨せば、非得は法前非得、法後非得、非彼法前後俱非得の三種に差別す。」一に法前非得は、非得先づ現起して、所非得法をして不成就ならしむるを云ふ。二に法後非得は、所非得の法既に過去に落謝すと雖も、非得尙ほ現在に起りて、之を不成就ならしむるを云ふ。三に非彼法前後俱非得とは、擇滅非擇滅の二無爲法を突き離す非得を云ふ。

五第八一

レ法前非得例せば散の無表、及び無記法未だ現行せざる時の如き、法前非得の力、善く之を不成就ならしむ。

○有部の意、得非得の二法は、煩惱の斷未斷を判じ、凡聖を分つ等諸法の法相を明にすと説く。」論主經部に朋ふて此説を否定せり。」曰く、煩惱斷とは、見修無學三道の對治道力に依りて、煩惱の種子功能、有情身中に現起せざるを云ひ、之に反して、煩惱未斷とは、煩惱の種子功能、對治道未だ起らざる

る有情身中に、自在に現起するを云ふ。此意義の外に、煩惱成就、煩惱不成就あることなし。故に得非得は假法にして實法にあらずと。」乃至謂ゆる種子とは、色心の諸法各自の結果を引生し、終極に達する爲めに、三世に相續して斷絶せざること、相續色心の諸法各自の結果を引生する歷程中に於て、前後性類を轉變して、結果に接近すること、(轉變)色心の諸法、種子の差別に従ひ、無間に各別の結果を取りて、正しく功能を起すこと、(差別)と云ふ三義を具ふる者に名く、(論四)

同分

四八三に同分、亦た衆同分品類と云ふ。有情の體性、及び諸法を類似せしむる法なり。之に有情同分と、法同分との二類あり、各有差別同分と、無差別同分との二種に細別す。同分の量は無數にして計るべからず。而して有情法に關するのみにして、非情法に通ずることなし。論五

リ有情同分は、蘊處界三科の諸法、假に和合して成れる有情相互に就きて、體性の類似を説くを云ひ、法同分は、諸有情を組成する諸法、即ち五蘊十二

處十八界相互に就きて、類似を説くを云ふ。」譬へば家屋相互に就きて、類似を説くは、有情同分に例すべく、家屋を構成する梁柱礎石に就きて、類似を辨するは、法同分に比すべし。

ツ有差別同分とは、特に或種類の有情を類似せしむるを云ふ。例せば無學の同分は、唯だ數多の無學を類似せしむるが如く、有學、苾芻、勤策、近事をし、各相互に類似せしむるを有差別同分と云ふ。無差別同分とは無學、有學、苾芻、勤策、及び近事等を簡はず、普く一切有情を類似せしむる法を云ふ。」

○按、同分とは國民性、若しくは、武士氣質、農民氣質等と云ふべき法なり。ネ記五云、有體類等名同、簡異經部、彼計同分體是假故。」分是別義、雖復類同、而體各別、簡異勝論、有句義等、彼執一物貫多法故、即分名同、故名同分。」

四九四に命根は壽を體とす。是れ煖色蘊觸處識識蘊處とを任持して、宿世の引業に隨ひ、異熟果法を繼續せしむる法なり。」

ナ命は活の義、時を追ふて相續するを云ひ、壽は期限の義、一期限の間、異熟果法を任持するの意なり。」即ち命根は、煖觸二法を任持して、引業の勢分

命根

に任せ、應に住すべき時、異熟の果法を繼續せしむる法なり。

ラ記五云、經部意、謂三界業所引衆同分、住時勢分不斷、於此勢分説爲壽體、謂由三界業力所引同分、住時勢分相續決定、隨應住時爾所時住、或經十年百年等、即此勢力假説爲壽。」如穀種等所引乃至熟時勢分、於此勢分不斷假説功能、又如放箭所引乃至住時勢分、於此勢分假説爲行。」

五〇五に生は能起の義、即ち有爲の諸法を起して、未來より現在に入らしむる法を生相と云ふ。六に住は能安の義、即ち有爲の諸法をして、現在に住して自果を引かしむる法を生相と云ふ。七に異は能衰の義、即ち引果の作用を畢れる有爲の諸法をして、引果の用を衰異せしむる法を異相と云ふ。八に滅は能壞の義、即ち有爲の諸法をして、引果の作用を壞滅せしめ、現在より過去に入らしむる法を滅相と云ふ。此四法の中、生相は未來に作用を起し、住異滅の三相は、現在に作用を起して相互に隨逐す。而して此の四法、有爲の諸法を票

生住異滅の四相

相するを以て、之を四有爲相、或は單に四相と云ふ。四記

△色心等有爲の諸法は、總べて因縁の爲作を藉りて成るゆへに、其自體に生滅變遷すべき性能を有すれども、而かもそれを現起するは、四相の作用に由る。即ち有爲の諸法、四相に左右せらるゝ時、未來より起りて現在に入り、現在に安住して自果を惹き、及び作用を衰異し壞滅して、因て現在より過去に入る者とす。

ウ記五云、論主述、經部宗、約諸行相續假立四相、非據刹那、言相續者、謂一期相續、或一運相續、隨其所應、初生起位、名生、終盡滅位、名滅、中間相續、隨轉不斷、名住、即此住時、前後刹那、差別名住異、約住明異、故名住異。

五一有爲の諸法は、總べて四相に左右せられて生滅す。而して四相も亦た有爲法なるゆへに、必ず他法の票相を待つ。即ち四相を票相する法を小の四相と云ふ。中に就きて生相を生起せしむる作用を生々相と云ひ、住相を安住せしむる作用を住々相と云ひ、異相を變異せしむる作用を異々相と

小の四相

云ひ、滅相を壞滅せしむる作用を滅々相と云ふ。小の四相は、總に大の四相を左右するに過ぎずして、所相の本法を票相することなし。之に反して大の四相は、普く色心等有爲の諸法を票相す。四論

五二色心等有爲の諸法は、總て未來より起りて現在に入り、現在より謝して過去に落つ。謂ゆる未來、現在、過去の三世とは、作用の未起と正起と已起とに就きて分つ者なり。即ち色心等有爲の諸法、三世に遷流する時、未だ作用を起さざる位を未來と名け、正しく作用ある位を現在と名け、作用既に謝し畢る位を過去と名く。此の如く未現過の三世は、法の起滅、即ち諸法の作用に就て區別す。例せば一籌を一位に置く時、一と名け、百位に置く時、百と名け、萬位に置く時、萬と名けらる。籌に差別なきも籌を置く位に従へて、其名稱を異にす

未現過の三世
有爲の諸法
恒有

るが如し。時體亦た是の如く別に存することなし。然り而して有爲の諸法は、生相に稟相せられざれば、雜亂して未來に住し、滅相に稟相せらるれば、輒ち落謝して過去に住す。是故に色心等有爲の法體は、過未兩世に於ても、現在に於けるが如く恒有なり。論第二十

井記第二十云、經部難云、應說一切有爲諸法、於三世中自體恒有、應一切時能起作用、何礙此法用有還無、汝若謂衆緣不和合者、此理非理、汝許因緣亦常有、故汝說法體由作用、故說三世別作用、未起名未來作用、已起名現在作用、已滅名過去、體由作用說三世別、用復由誰說去來今三世差別、乃至故不許法體本無、今有有已還無、則三世義皆不成立、若三世義不成立者、應一切種諸有爲法皆不成立、乃至我等亦說有去來世、謂未來當有果、過去曾有因、依當當有說有去來、非謂去來如現實有、同彼常宗云云。

五三九に名は作想の義、十に句は詮義究竟の法、十一に文は能彰顯の義に名く。次の如く取像概念若しくは契約言と章

名句文と名
身句身文身

句主賓兩辭及び動詞を具備せると、文字音韻屈曲とを云ふ。而して名は單數の單語、名身は複合の單語、句は單一の成句、句身は複合の成句、文は單數の音韻、文身は複合の音韻を呼ぶ語なり。身は聚集の義に名く。即ち二箇以上の名、句、文、合集したる者を總說す。論五記

文

五四文と字とは一法の異名なり。即ち衰阿壹伊等の如く、名、句の語勢音調を整ふる法にして、直接には名、句を正當に顯はし、間接には義意を彰はす。而してこれ書分墨書と異なる法なり。即ち書分墨書は、不相應行法の文字を顯彰せんが爲めに製造す。蓋し文と書分とは、眞容と假象との別に準す。

ノ按、名は概念、若くは名辭、句は判斷、若しくは成句の意なるを以て、此二法は完全に意義を彰顯す、然るに文は意義をなさずして、纔に音韻を正す法則のみ。

名

五五論に名謂作想と云へるは、自相分別若しくは共相分別を用ひて、色等の五境を縁じ、彼々の想を生ずる意にして、想に取像の義と、契約の義と兩意あり。取像の義とは、想の心所の作用に名く。即ち所縁の境法の名目を聞きて、其像を取るの義。是れ言語に依りて知覺、及び概念を發す意なり。契約の義とは、諸法の記號を想と名くるを云ふ。即ち原始世界に在りて、諸法成るの始め、諸賢相議して、諸法の性質に準じて記號を定め、名稱を立つるを云ふ。」

五六句と章とは、一法の異名なり。句は數多の名、聚集して成り、完全に諸法の意義體性を明す法を云ふ。即ち諸行無常と云ふが如し。又聲明典文に約して辨せば、自性主辭差別賓辭及び繫辭動詞を具備せる成句を名けて、句と云ふ。是れ諸法の業能作用の所用徳能時働く時三世差別の相應背定差別否定を完全に

句

顯す法なり。」

才記五云、經部復自解云、我宗亦說、非但一切音聲皆稱爲語、要由此聲有所詮表義、可了知、方稱爲語。」乃至而言名者、名即聲故、乃至何須橫計聲外別有實名。」

滅盡定

五七十二に滅盡定とは、心々所法を滅盡して、現起する定を云ふ。此定は、不還果の聖者等、寂靜に止住する爲めに起す。似涅槃法にして、努て心想を止息せんとする作意を修習し、而る後入るを得て、終に非想非々想處の異熟果を感ず。論五而して身中に、滅定の得ある者を名けて、身證不還と云ふ。是れ似涅槃法を證得する義なり。論二十四

ク滅盡定は、無色界有頂地を依地として起す法にして、微細なる未來の心心所を止息して、相續現起せざらしむ。而して有頂は色法なき無色界に屬す。今復た滅盡定を修して、心々所を滅せば、色心都べて滅して、一有情を斷滅するに至らん。異生凡夫は色心都滅を怖るゝこと甚しきを以て、此定

を修することなく既に無所有處の惑を離れし所の不還聖者のみ此定に入る。」

無想定

五八十三に無想定とは、無想^ヤ行者の修する定にして、此定力能く未來の心々所を遮止して現起せざらしむ。」^{五論}

ヤ無想定は、異生凡夫、解脫涅槃を得んが爲めに、加行方便を修習せる後ち、色界第四禪天を依地として起す所の善性法にして、無想行者の未來心々所を遮止して現起せざらしむ。」此定は順次生に無想異熟果を感ず。」

無想果

五九十四に無想果とは、能く心々所を滅せしむる色界第四禪廣果天の異熟果法なり。是れ外道異生等、誤認して眞正解脫と思惟する有漏法にして、因行無想定^マの勢力に従ひ、五百大却の間、出離涅槃に擬すべき境に住し、未來の心々所を遮止して生起せざらしむる法なり。」

マ無想定及び無想果は、有漏の因果に過ぎざる法なり。故に無想定^マの因行能く五百大却の間、出離解脫に擬似せる無想異熟を感ずと雖も、因行修定

の勢用竭くるときは、想心復た起りて、無想果を退轉し、欲界に還生す。ケ按無想定、無想果の二法は、有漏の因果にして、外道所唱の法なり。」然るに之を認めて實法となし、心不相應行法中に説く者は、外道法の價値を知らしめんが爲めなり。」即ち外道所説の聖道及び涅槃は眞正の行因、眞正の解脫にあらずして、三界生死流轉の一法に過ぎざる旨を知らしめんとす。謂ゆる廢の爲めに之を説く、立の爲めに説くにあらず。」

第七章 五位七十五法

其四 三無爲法

三無爲法

六〇 衆縁の聚集、四相遷流及び因果の作用ある法を有爲法と云ふ。」無爲法とは、之に反して因縁造作、四相遷流及び因果の作用なき常住法を云ふ。」無爲法に虚空無爲、擇滅無爲、非擇滅無爲の三種あり、各實體を具ふ、其相左の如し。」

擇滅…無漏…常…勝義善…道 果…滅諦攝…用功而得…離繫相…三世法に關す
非擇滅…無漏…常…無 記…非道果…非諦攝…不用功而得…解脫相…未來法に關す

第七章 三無爲法

虛空…無漏…常…無記…非道果…非諦攝…無得…容受性…現在法に關す
詳には婆沙三十一、及び七十五を披くべし。

フ記六云、述經部宗三種無爲、非皆實有、如色等五、別有實物、此無爲所無故、
但無所觸對、假說名虛空、擇滅但以惑苦不生爲其體性、謂現在煩惱種子名已
起隨眠、此能生後名爲生種、言滅位者、即此惑種無有功能、生後煩惱及與後有、
故名滅位、種若未有簡擇力、能生後々煩惱、後有由擇力、餘不變生、生之永無、名
之爲滅、滅由擇力名爲擇滅、若雖簡擇力、但由闕衆緣、餘後不變生、名之爲滅、
滅不由擇名非擇滅、如人應受百年五十便死、餘五十年名殘衆同分、中天者餘
蘊闕緣不生、

虛空無爲

六一三無爲の中、一に虛空無爲は、唯無礙を以て性となす
法なり、即ち障礙することなく、色心等有爲の諸法を容受し
て、生起し止住し行動せしむ、記論

コ但以無礙爲性は、虛空無爲に限れる義なり、蓋し色法は變礙性の法、無表
色は變礙性の大種に依止する法、心々所は五義平等相應俱起して、所縁を

緣慮する法、不相應は箇々別々の體性を具へて、有爲の諸法を左右する法、
非擇滅無爲は、永く有爲諸法の當生を礙ふる法、擇滅無爲は、離繫を性とな
す、故に斯等の諸法は、唯無礙を性とすることなし、ひとり虛空無爲は、但
無礙を性となし、種々空界の爲めに、近増上縁となりて、色心等の諸法を容
受す、

工婆沙七十五云、虛空無有作用、然此能與種々空界、種々空界能與種々大種、
彼大種能與有對造色等、彼有對造色能與心々所作、近増上縁、若無虛空、如是
展轉因果次第皆不成立、云云

○按、虛空無爲は、色法、非色法を容受して、生起し止住し行動し、増長せしむ
る法、且つ無漏道の果にあらず、得非得に關せざる法なりと説く、故に此思
想はカントの謂ゆる感性の先天的形式、時間、空間に擬似す、

六二一滅に無常滅、擇滅、非擇滅の三種あり、體性の差別、左の如し、婆沙三一

性類 體類 自相 界繫 所關法三世分別 諦攝

無常滅…有漏…有爲…非繫非脫…三界繫…現在有爲法に關す…苦集道攝

非擇滅…無漏…無爲…解脫相…非繫…未來不生法に關す…非諦所攝

無常滅擇滅
及び非擇滅

擇滅無爲

擇滅…無漏…無爲…離繫相…非繫…三世有漏法に關す…滅諦所攝
無常滅とは、現在有爲の諸法、四相に票相せられ、自體を得する無間に、過去に
落謝するを云ふ。其體有爲法なるを以て、自ら二滅無爲と類を異にす。

六三二に擇滅とは擇力所得の滅と云ふ義にして、擇滅無
爲とは、無漏慧を用ひて諸法を簡擇し、見修、無學三道の理を
證する義なり。亦た離繫と名く。

テ記一云、滅體先有、但不成就、由擇力所得、名爲擇滅、略力所得。
ア離繫とは、五部四諦修道に關する相應の繫縛所緣の繫縛を離れて、能く
解脱涅槃を證得するの義にして、即ち滅の體を顯はす語なり(論一)故に擇
滅と離繫との二語は、同一法を表裏兩面より説明する者なり。觀行者先
づ有漏慧を修習して、有漏の諸法を簡擇し、而して加行を成滿すれば、即ち
四諦に關する繫縛を離れて、無漏の理を發見し、品々の滅を證すべし。之を
見道と云ふ。次で重ねて四諦の智を修習し、一切事法に關する繫縛を離
れて、一切事法に體達し、品々の滅を證す。之を修道と云ふ。此の如く無漏
慧を修習せる後、更に度斷知證すべき染淨事理の一切法なきに至る。之

を無學道と云ひ、其滅を涅槃と云ふ。(論二十四)擇滅は道力所證にして、道
果の法なり、而して擇滅の自體は同類因より生ぜず、亦た他法の同類因と
なることなし。八一、九三然るに繫縛の多少に隨ひて、離繫の多少を説くは
之を證得せんとする觀行者の階位に隨ひ、不共に證得する邊に約して明
す。(論一)及び二二五

○按擇滅は、無漏慧の功用に依りて、有漏法を離れて、必然的に得する法、且
つ滅體先有の法なれば、法性、理性、絕待、無限、及びカントの謂ゆる神の存在、
靈魂不滅、意志の自由等に擬似せる思想なり。

非擇滅無爲

六四三に非擇滅とは、慧の簡擇力に由らず、但緣を闕くに
由りて得する滅と云ふ義にして、非擇滅無爲とは、永く未來
可生法の生を礙へて、之をして、畢竟不生ならしむる法なり。

サ未來可生の有爲諸法、生すべき緣を失ひて、不生(非現象として潜在する
法の法に變せし時、非擇滅無爲方に起りて、該法をして畢竟不生の法とな
らしむ。婆沙三三)例せば、眼識、色境を緣する刹那には、耳識等、聲等の境を緣
せずして、聲等の境を緣すべき耳等の識、該刹那に生起の緣を失ひて、不生

法に變するが如き、是れ非擇滅無爲の力に由る(論一)而して人趣は、總べて地獄趣等の法に就きて、非擇滅を共得し、増上忍位は、三界見所斷の惑に就きて之を得する等、非擇滅無爲を得する相は、階位に依て異なる。(婆沙三二) ○按闕縁に依りて諸法を不生ならしむる法、是れ非擇滅無爲の特性となすは、一面の説明に過ぎず。其裏面には、一法を不生ならしむると同時に、亦た他の一法をして、現在に活動せしむるの意義あり。即ち非擇滅無爲とは、「萬法繼在の法則」「因果の法則」と稱すべき者にして、是巧方便を用ひずして自然に得する非道果の法なれば、カントの謂ゆる悟性の範疇因果律に擬似す。」

第八章 蘊處界三科の諸法

三科の要旨

六五 五位の分類は、一切法實有の旨を明す、是れ實體現象實在論を明す哲學的學說なり、蘊處界三科の分類は諸法無我の宗義を説く、是れ我執迷妄を拂はんとする宗教的學說なり、而して五蘊は心所の作用に愚なる者の爲めに説き、十二處は色法の真相に愚なる者の爲めに説き、十八界は通じて色

五蘊

心二法の體性に愚なる者の爲めに説く、二十四此の如く三科の分類は諸法無我を證顯すると同時に、亦た五位分類の説き難き諸法を明す。

六六 五蘊とは色蘊、受蘊、想蘊、行蘊、識蘊の五法にして、蘊とは有爲法和合聚の義、即總て其名を略聚すべき義を云ふ。一に色蘊とは十一色法、二に受蘊とは三世勝劣等諸義の受心所、三に想蘊とは、諸義の想心所、四に行蘊とは受想二心所を除きて以餘の四十四心所、及び十四不相應法を總括して略聚せる者を云ふ、而して行とは造作の義と遷流とに名く、五に識蘊とは六識心王を略聚せる者に名く。論一三四 三一三五

サ和合聚の義、是れ蘊の義とは、多物を抽象して、概念を形成する意なり、故に五蘊は、有爲七十二法に就きて説く、全く無爲法に關することなし、無爲は作用なき法、亦た染淨二依となることなき法なるを以て和合聚、即ち蘊の義を闕く、而して四十六心所の中、受想二蘊を別開する所以は、之に依りて我々所の執着を拂ひ、以て生死輪廻を解脱せしめんとするなり、蓋し凡て有情は受(感覺)想(觀念)二法に依りて、惑を増し生死輪廻を長す。

第八章 蘊處界三科の諸法

十二處

六七十二處とは眼根處、耳根處、鼻根處、舌根處、身根處、意根處、色處、聲處、香處、味處、觸處、法處の十二法にして、處とは心々所の作用を生長する義に名く。眼耳鼻舌身の五根處は五根二七色聲香味觸の五處は五境一九意根處は心王五蘊識蘊法處は無表色色蘊所攝四十六心所十四不相應行受想及三無爲法を概括せる者に名く。十二處の中、六識の所依たる六根を内處と云ひ、所緣たる六境を外處と云ふ。論一餘

ユ法とは、任持自性軌生物解の義に名く、餘の十一處も、亦た法の意義を有すと雖も、各別名を有す、ひとり六十四法の和合聚は、別名を附すべからざるのみならず、最勝妙法の涅槃をも攝する故に、總名を屬して法處と稱す。キ記一餘云、梵云塞建陀羅、唐云蘊、舊譯名陰、於今反若言陰、梵本應言鉢羅婆陀、或翻爲衆、故法華云五衆之生滅、此亦不然、若云衆、梵本應云僧伽、或翻名聚、此亦不爾、若言聚、梵本應云揭羅陀、梵云阿耶但那、唐云處、舊翻爲入、此亦不爾、若言入、梵本應云鉢羅吠舍、舊經亦有譯爲處者、如空無邊處等、及阿練若處。

十八界

竝與今同。「梵云馱都唐云界、有譯爲持、偏據一義、非盡理也。」六八十八界とは六根界、六境界、及び六識界を云ひ、具に五位七十五法に約して説く。界とは種族の義に名く、即ち諸法の種類に十八族の差別あるを以て、之を十八界と云ふ。六根界中の五根界、六境界中の五境界、及び法界中の無表色は、色法を云ひ、六根界中の意根界、及び六識界は、心法を云ひ、六境界中の法界は、十二處の法處と相攝す。論一四

記一餘云、毗婆沙宗、蘊等三門、皆是實法、「經部所立、蘊處是假、唯界是實。」今論主意、以經中說略一聚言、許蘊是假、餘二是實。「中略、按論主許蘊是假、違破婆沙、許處是實、故破經部、以理爲量、不執一宗、隨何勝者、釋爲已立。」

六九 聖教は五蘊を出です。佛の説法、即ち教體を判するに、或は機に逗合して説話する邊に約して、聲を以て教體と爲す、或は諸法の義理を詮顯する邊に約して、名句文を以て教體と爲す。「若し聲を教體とせば、聖教は色蘊に攝すべく、若名句文なりとせば、行蘊に攝すべし。」此二説大に違ふ所なし、謂

聖教及び其數量

く語能く名を起し、名即能く義を顯す。」婆沙而して聖教の用は惑を拂ひ、理を顯すに在り、隨て一惑あれば一の法蘊を立つ、然るに有情貪瞋等の惑、八萬有餘の差別あるを以て、其能對治の法蘊漸く積みて八萬四千に昇る。」一論

五解脱處

七〇 五解脱處は十二處を出でず、聞法、讀誦、說法、思惟、及び修定の五法は、涅槃を得る法なり、故に五解脱處と名く、而して此の五法、慧を以て自性と爲す、故に法處に攝す。一に聞法は佛菩薩及び比丘の說法を聞くを云ふ、自性は聞慧なり、二に讀誦は十二部經を受持し讀誦し解説するを云ふ、自性生得慧なり、三に說法は他の爲めに法を説き理を顯すを云ふ、自性は聞慧或は思惟なり、四に思惟は閑寂に思惟して諸法の眞性を究むるを云ふ、是思慧なり、五に修定は思惟の功を積みたる後、諸法の眞相自ら閑寂なる靜慮中に顯はるゝを云ふ、自性は是れ修慧なり。婆沙

地水火風空識の六界

七一 地、水、火、風、空、識の六界は、十八界を出でず、中に就きて地、水、火、風の四界は觸界に、空界は色界に、有漏の識界は七心界に攝せらる。空界は内情外情の竅隙を云ふ、其自性明闇なる故に色界に攝す。六界は諸有情生活の所依止

二十二根と根の意義

となり、本因となる法にして、續生より命終に至るまで、一期相續して生を維持す。一論

正理三云、如是六界、於有情生生養長因、是生所依、生因謂識界、續生種故、養因謂大種、生依止故、長因謂空界、容受生故、又婆沙七五云云、按有情の生の依止として、六界を説く説は、後ち大日經金剛頂經に於て盛に主張せらる。

七二 眼、耳、鼻、舌、身、意、女、男、命、憂、喜、苦、樂、捨、信、勤、念、定、慧、未知、當知、已知、具知の二十二根も、亦た十八界を出でず、即ち眼耳鼻舌身の五根は、眼等の五界に、意根は七心界に、女男二根は身界に、命憂喜苦樂捨信勤念定慧の十一根は法界に、未知當知、已知、具知の三根は、意根界意識界に攝せらる。」根とは最勝の義、自在の義、光顯の義を具へて、諸法をして大(最勝)勢用(自在)を顯はし、諸法の自相を照明(光顯)ならしむるを云ふ。」三論

眼耳等九根

七三 眼耳鼻舌身の五根は、身體を導引して隨應に見聞嗅嘗覺の作用を發し、五識及び相應の心々所を生じて、五境を緣じ取らしむ、故に根と稱す。」意根は中有の終に當り、愛恚の二心と俱生し意識を母胎に托して以て後有に繼かしめ、及び一切世間を導き引きて、自在に之を統攝す、故に根と稱す、意

根とは現在の心法滅して、後念の心法を惹き起す縁となる法を云ふ。故に名目は過去の心法に約して立つると雖も、其實は三世の心法に通ず。「女男二根に就きては二説あり。一説は總相に諸有情を類別し、別相に諸有情の言語乳房形相作業勇怯及び志尚を差別する故に根と稱すと云ひ、一説は女男二根を具ふる者は淨法若くは染法を具ふるに足る故に根と稱すと云ふ。」命根は過去の衆同分に繼續し、及び現在の衆同分を維持す故に根と稱す。」三論

染法增長と淨法增長

七四 憂喜苦樂捨の五受根は、染法を増長し、信等の八根は淨法を増長す。故に俱に根と稱す。諸有情は樂等の五受及び之に相應せる貪等睡眠の勢力に由りて、違順一切の境に於て、染法を増長する者なれば、五受根を稱して染法增長の法と云ふ。三論 善於染法増上。信等の八根は、善根の勢力能く諸煩惱を伏し、聖道を引き生ず。故に淨法增長の法と云ふ。三論

憂喜苦樂捨の五受根

七五 受到身受と心受との二種あり。身受は前五識に相應するを云ひ、心受は第六意識に相應するを云ふ。身心兩受は各悦と不悦と非悦非不悦とに類別し、更に界繫に配して、五受根に細分せらる。憂根は意識相應の心不悦受

信等の五根

三無漏根

を云ふ。是れ心を損惱する法にして、欲界に局りて起る。喜根は意識相應の心悅受を云ふ。是れ心を攝益する法にして、色界初二兩定及び欲界散地に通じて起る。苦根は五識相應の身不悅受を云ふ。是れ身を損惱する法にして、欲界に局りて起る。樂根は欲界散地五識相應の身悅受及び色界第三定意識相應の心悅受を云ふ。是れ身心を攝益する法なり。捨根は悦にもあらず、不悦にもあらず、中庸性の身心兩受を總稱す。此の五受根の中、憂喜苦樂の四根は、分別心按有意注意の意無意ならん。より起る故に身心各別に料簡す。第五の捨根は無分別心按無意ならん。より自然任運に起る。故に身心兩受を合説して一根と爲す。三論

七六 信根は信の心所、勤根は勤の心所、念根は念の心所、定根は三摩地、慧根は慧の心所を云ふ。此五法は有漏無漏の二法に通じて起る。所被の機根に就きて、上中下の差別を立つるは、此五法の顯現する相の優降に依る。三論 而して因となりて、無漏智を生ずる邊に約せば、五無漏根或は五力と云ふ。二論 二四五

七七 未知當知、已知具知の三根は、見修無學の三道に起る無漏法にして、其自體は意、喜、樂、捨、信、勤、念、定、慧の九根なり。是れ即ち無漏法として顯現する意等の九根を稱して、三無漏根と云ふ。「見道十五剎那に在りて、未だ曾て知

らざりし上下八諦の境に關して、當に知るべき行相起る者を未知當知根と云ふ。」修道位に在りては既に見惑を斷じ終りて、諦理を發見せしに拘らず貪瞋癡慢の修惑尙ほ存するを以て、之を斷除する爲めに、數々所縁を修習し了知する者を已知根と云ふ。」無學道に在りては、既に見修の二惑を斷除し、全く四諦の境を解脫せしを以て、知り了れり、已に知れりと云ふ行解をなすを得。此の如き行解を具有する者、及び之を修習して已に性を成せる者を稱して、具知根と云ふ。」三論

○有部の意根と稱せらるゝ法は、斯の如き勝用ある者に局る。曰く、一に心の所依となる者、即ち眼等の六根、二に六根の相を差別する者、即ち女男二根、三に一期有情を住せしむる者、即ち命根、四に因となりて、有情の意を雜染にする法、即ち五受根、五に資糧となりて、有情の意を無漏清淨にする法、即ち信等五根、六に正しく有情の六根を清淨にする法、即ち三無漏根なりと云ふ。

○識見家は流轉と還滅に依りて、二十二根を廢立す。流轉とは要に生を受くるを云ひ、還滅とは六處を斷滅して、涅槃に趣くを云ふ。一に所依となりて識を生起する法、即ち六根、二に六根を生ずる本因、即ち女男二根、三に依止とな

六因四緣五
果と因緣果
の義意

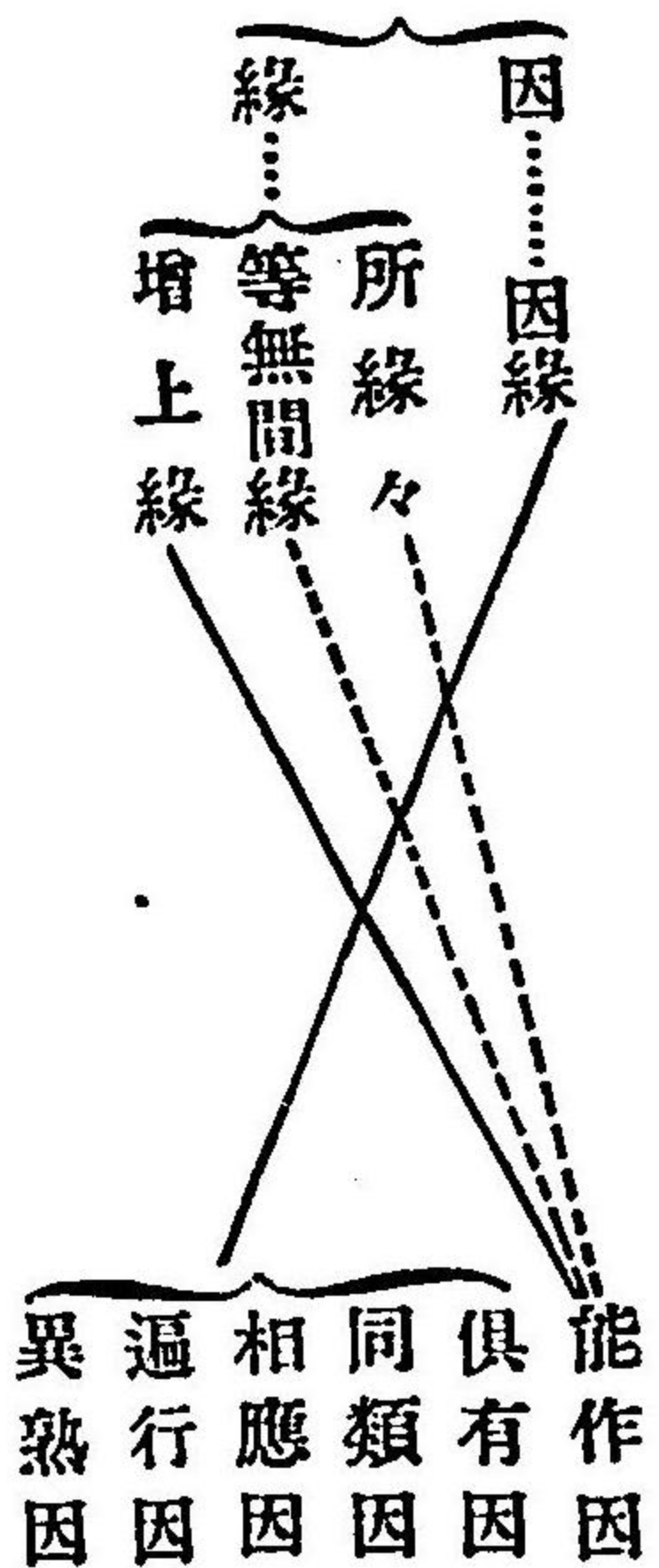
りて六根を住せしむる法、即ち命根、四に六根、外境を受用する緣由、即ち五受根を以て根となす。此四規は流轉の義に據る。」又涅槃の得に約して、還滅の義を明す。一に一切善根の生長する勝因なる故に、信等を根となす。二に能く此得を生ずる故に、初無漏を根とす。三に能く此得を住せしむる故に、次無漏を根となす。四に得をして現法樂住を受用せしむる故に、後無漏を根となす。○按、二十二根は吾人の生起、發育、迷悟、染淨に關する主要事項を説く者なり。

第九章 六因四緣五果

七八 總べて有爲の諸法は、一法一因に依りて生起することなく、必ず諸法、相應俱起して、或は同時に、或は異時に因果の作用を發す者なり。此義を述ぶるを六因四緣五果の說とす。六因とは能作因、俱有因、相應因、同類因、遍行因、及び異熟因を云ひ、四緣とは因緣、所緣緣、等無間緣、増上緣を云ひ、五果とは増上果、士用果、等流果、異熟果、及び離繫果を云ふ。」中に就きて六因は唯だ因を明し、四緣は唯だ緣を明すにあらず、各因と緣とを説く。六因と四緣とは、類別の趣意を異にし、義理に寬狹あるのみ、即ち能作因は、増上因と同意義にして、

第九章 六因四緣五果

亦た所縁等無間の二縁を含む。而して是れ謂ゆる縁の義なり。因縁は之を別開すれば、俱有同類相應通行異熟の五因となる。是れ謂ゆる因の義なり。七記



而して因と縁との別は、果法に望めて、親しき法を因と云ひ、疎き法を縁と云ふ。譬へば生母の如く能く法を引起するを因と名け、養母の如く能く因を長養するを縁と名く。蓋し縁は單に一定の法を助長するに止まらず、亦た通じて以餘の諸法を任持するに由る。且つ又果法とは因と縁との力に報應して收むる所の法を云ふ。一〇一 頌宗

能作因

七九六因の中、一に能作因とは能作の因と云ふ義。能作とは親辨自果の法、即ち因を云ひ、能作因とは、能作(即ち因)を助

長する縁を云ふ。之に有力と無力との二種あり。共に自果を辨せず。唯だ因法の生起を助く。有力能作因は、將に生起せんとする法に向ひて微力を與ふる法、無力能作因は生起する法を障礙せずして、任意に生起し安住せしむるを云ふ。又能作因は、諸法を助けて、生起せさらしむ。論六

有力例せば眼根と色處と、共に力を與へて眼識を發生せしめ、飲食睡眠等資助となりて、身體を養育するが如きを云ふ。記六又地水火風の四界、一切の造色に對して、生依立持養の五因となる者、一八亦た是なり。

無力例せば涅槃と未來不生法とは、毫も法の生起を障へざるが如し。

○按、アルプスの嚮導は、暫時登嶺者の沈黙を請求するとあり。是れ聲に隨て細微呼吸漏洩し、大なる雪崩の墮下を恐るゝに由ると云ふ。即ち無力と同意。

八〇二俱有因に、同一果俱有因と、互爲果俱有因との二種あり。一は多法俱に作用あるを俱有と名け、俱有法即ち果法の因となるを俱有因同一果と名く。二は因と果と同時にあ

俱有因

時、後刹那の法は、前刹那法の果として生じ、前法は後法の因となるを同類因と云ふ。而して分別功用起の法は、等法及び勝法の因となると雖も、劣法の因となることなし。無分別任運起の法は勝法、等法、並に劣法の因となる等、同類因の起相種々差別す。論六記六

相應因

口善の五蘊は、後念の善五蘊、染汚の五蘊は後念の染汚五蘊、無記の五蘊は後念の無記五蘊の因となる等、相似繼在の前法と、後法の上に因果を明す。
八二四に相應因とは相應法の爲めに因となる義、即ち五義平等相應俱起の心心所法、互に因果の作用をなす者なり。論六、記六三三

遍行因

八例せば遠征の商賈隊を作りて進行する時、飲食、衣服、坐臥、進退を均ふするが如く、相應俱起の心心所法、互に力用を成す邊に就きて、相應因を説く。
八三五に遍行因とは遍行即ち因となるの義、是れ過現已生の十一遍使、謂ゆる遍行惑、普く現未兩世、同時五部染汚法の因と

異熟因と異熟の義意

なりて、同地の五部染汚法を生ずるを云ふ。論六、十九及百

二遍行とは、七見二疑二無明の十一法、遍く五部染汚法の爲めに、因となるを云ふ。而して同類因は、善等三性の法に通じて説けども、遍行因は唯だ染汚法に局りて説く、又同類因は、唯だ自部自地法の因となれども、遍行因は普く自部異部兩部自地法の因となる。記六一一〇

八四六に異熟因とは異熟法の因と云ふ義、或は異熟即ち因と云ふ義、是れ有漏善、不善の業因に名く。詳説せば有漏善、不善の業因、必ず三刹那以上の多念を涉りて、異類異性に成熟し、以て小因大果を結ぶを異熟因と云ふ。論六、記六六

本異熟の義意、略して二あり、其一は結果を惹く可き善業、不善業、與果の作用を發すに當りて、後々漸く前々に異りて熟するを異熟と云ふ。其二是有漏の善業、不善業を以て因となし、能く無記性の果を感じて、能生の因と所熟の果と、性類相異なるを異熟と云ふ。論二按ずるに此の二義相離るべからず、相待ちて異熟の義意を成する者なり。而して其能く果法を感ずるを異熟因と云ひ、彼の因より生じたる果法を異熟生、或は異熟果と云ふ。九七

異熟因を構成する法

八五 異熟因を構成する法は、自體堅實にして勢力勝れ及び境に隨順して貪愛に沃潤せらるゝ法に局る。三性法の中、有漏善不善の法のみ、此二義を具ふる故に、異熟因を構成す而して體性堅實ならざる一切の無記法及び貪愛に沃潤せられざる無漏法は、共に異熟因を構成することなし。(論六)

へ記六云、論主述經部宗義、熟果不應餘五因所得、果具二義方得熟名。一由造業非即感果、要待相續將欲感果名轉變、正感果時名差別、由斯果體方乃得生。二由異熟果隨因勢力勝劣時有分限、或經十年或百年等。俱有相應所生果體、雖有後義而闕前義、能作同類、遍行所生果體、雖有前義而闕後義、由此但應作如是釋、由因變異而果方熟、是果熟義云云。

異熟の時期

八六 異熟因は、三刹那以上の多念を經過せる後ち始めて異熟果を結ぶ者なり。即ち第一刹那に善不善の業を造り、第二刹那に等無間縁に引かれ、第三刹那以後に及びて、業因漸く膨脹し果法方に起る。而して一刹那の中に於て、多刹那の造業、共に一果を受くることなしと雖も、而かも各別の果を感ずることあり。菩薩百劫の間相好業を修して、佛の身相を感ずるが如きは、是れ多却の修習善く最後の勝業を引起し、以て佛の相好を感ずる者なり。

異熟因と異熟果の性類

(論六記六)

八七 俱有相應の二因は、俱生士用果を感じ、同類遍行の二因は、等流果を感ずる者九二にして、其性類因果相同じ、ひとり異熟因及び其所感の異熟果は、其性類因果相同じからず。即ち異熟因は、善性の五蘊五蘊とは一色一受一識三蘊、四心即ち身心若しくは不善性の五蘊を用て、善性の業因若しくは不善性の業因を造り、以て無記性の五蘊異熟果を感ず。是れ異熟因の果を感ずるとは、俱生と無間にあらず、必ず三刹那以上の相續を待ちて、方に果を辨するに由る。(論六記六)此の如く善不善の業因を植へて無記の果體を獲得し、業因の分齊に隨て、迷悟苦樂を感ずると雖も、異熟の業因尙ほ消滅することなく、相續不斷にして恒存す。觀行者、三賢四善根の加行、三道四果の修證を用ひて、之を斷除する所以なり。

ト婆沙第十九に依らば、譬喩者は異熟因は思、異熟果は受、大衆部は異熟の因果共に唯心々所法に局ると説き、有餘師は異熟因異熟果共に色心二法に通ずと爲す。有部は此等の諸執を斥けて、異熟因異熟果共に五蘊に通ずと明す。又有餘師は必ず過去に入りて、方に與果の用ある故に、異熟因に實體なしと云ひ、飲光部は、發芽せざる時、種子の自體存す、此の如く異熟果

既に熟すれば、異熟因の體優ち壞すと云ふ。有部は此等の諸執を斥けて、異熟の果に達するも、異熟因の體尙ほ恒有なり。善、不善の業因を植うれば必ず苦樂の果を感ずと云ふ。

因縁

八八四縁の中、一に因縁チとは、因即ち縁の義に名く。參照
チ因縁は有爲諸法の種子法にして俱有相應同類遍行異熟五因の作用に相似す(記七)

等無間縁

八九二に等無間縁とは、心々所法を生起せしむる開避引導法を云ふ。即ち前後の心心所、各一なるを等と云ひ、前後心心所の中間に、餘心の間起せざるを無間と云ひ、等無間は縁なるを等無間縁と云ふ。七論

リ相續して繼起する心々所法、同一所依に依り、同一所縁を縁じ、同一行相を取り、同時に二識並生することなく、前法必ず處を後法に譲りて、後法を生起せしむ、之を等無間縁と云ふ。而して彼の同類因は、性類相似せる前後二念の心々所法に就きて説く、此の等無間縁は、同異二類の心々所法に

所縁縁

通じて、前後二念の因縁關係を明す。即ち染法と其無間に牽生する染法、及び不染法との關係、善法と其無間に牽生する善法、及び不善法との關係を明すが如き是なり。又未來法は雜亂して住して前後の次第なく、及び羅漢の最後心は、之を繼起する餘心なきを以て、等無間縁に關することなし(記七)

九〇三に所縁縁又とは、所縁の境となりて、心々所を擊發する任杖法を云ふ。所縁即ち是れ縁なるの義。而して所對の境を所縁と名くるに對して、能對の心々所法を名けて、能縁ルと云ふ。能縁の心々所法には、所對の影像現す。記一
之餘

又色は眼識及び相應法、聲は耳識及び相應法、香は鼻識及び相應法、味は舌識及び相應法、觸は身識及び相應法、一切の法は意識及び相應法の所縁の境となるを所縁々と云ふ(記七)

ル能縁と所縁との關係に處定、事定、刹那定の三定あり、其一處定とは根境の關係一定せるを云ふ、即ち眼識及び相應法は、唯色處を縁じて、餘の聲處

等を縁せざるが如き是なり。其二事定とは、所縁の事、隨應に決定するを云ふ。即ち眼識等或は一事を別縁し、或は二事等を合縁するが如き是なり。其三刹那定とは、或は別縁する時間、或は合縁する刹那、必ず決定するを云ふ。即ち此刹那に起るべき諸法は、此刹那に於て、若し因縁合せば起るべく、若し因縁合せざれば起らざるが如き是なり。此の如く能縁と所縁との關係に三定あるを以て、所對の境は、能縁の心、攀附すると、攀附せざるとを簡ばず、齊しく所縁と稱す。譬へば薪炭は燒不燒共に所燒と名くるが如し。論七、記七。

増上縁

と法し五果
果六因

九一四に増上縁とは、増上即ち縁と云ふ義。或は増上造作法の縁と云ふ義。増上縁に親疎の二種あり、有力無力能作因の如し。而して増上縁の體は六因中の能作因に等し。論七、記七、九四、九二一切の諸法、因縁和合して作用を起せば、或は造作と同時に或は造作と隣次に、或は造作と隔越して、其報應を得ず。之を果法と云ふ。恰も母所因に依りて子能因の生ずる

離繫果

が如し。果法に有爲果と無爲果との二種あり、有爲果、更に増上、士用、等流、異熟の四種とす。ともに六因より引生ず。無爲果は離繫果と稱す。道力の證得する所にて、六因所引生にあらざ。而して増上、士用、等流、異熟、及び離繫を總稱して五果と云ふ。此の中、増上果は能作因、士用果は俱有相應二因、等流果は同類、遍行二因、異熟果は異熟因所引の法なり。論六、記六。

九三五果の中、一に離繫果とは、聖者各別に證得する善、常、實有の法を云ふ。離繫とは擇滅ヲの異名六三参照にして、三世に墮せず、亦た言依にあらざる法なり。而して之を果法と呼ぶは、無漏道の力を以て、惑法を滅盡し、能く擇滅を證得する邊に就く。論六、記六。

ヲ三無爲法は、他法の生ずる時障礙をなさざる故に能作因の體を成すと雖も、三世法を離るゝ法にして、取果與果の作用なきを以て、有爲果を取ら

増上果

ことなし。又虚空、非擇滅の二無爲は無記法なる故に果法に關せざるなり。記六云、由此故言、無爲無因無果。舊翻(舊俱舍四)云、無爲非因果。此大謬矣。

九四二に増上果とは、増上法の果と云ふ義。即ち前法の増上に依て、後法生ずるを云ふ。是れ因に従て果名を立つ。七九

六に増上の言を解するに二あり、其一は能作因の力障礙をなさざる故に他の果法方に生起することを得故に増上と名くと、其二は能作因に勝用ある故に、増上と名く、即ち(一)五根五境十處界の五識身に於ける、(二)諸の有情業の器世界に於ける、(三)聞き已りて便ち見んと欣ぶ欲を生ずるが如き、皆な展轉増上の生力あり、故に其所生の果を増上果と名く。(記六、七九)

九五三に等流果とは、果即ち等流の義なり。果法、因に似たるを等と云ひ、因より生ずる邊を流と云ふ。入論卷下

等流果

カ等流果は同類通行二因所得の果法にして、刹那相續の法、前後相等しくして、流類相似するを等流と云ひ、等流法所生の果を等流果と云ふ。而して染法は同じ易き故に、邪見の有身見を生ずるが如き、性同じからざる者

も、等流果に攝す、淨法は同じ難きが故に、善の無覆を生ずる如きも、之を等流果に攝せざるなり。(論六、記六)

士用果

九六四に士用果とは、士用所得の果と云ふ義なり。是れ諸法の作用勢力を士夫の作用に譬へ、而して作用勢力に依りて生じたる果法を士用果と云ふ。之に通別二種ある中、今の士用果は、別の士用果にして、俱有相應二因所得なり。(論六、記六)

三、通士用果は更に無間隔越、不生の三種に差別す、不生士用果は離繫果、隔越士用果は異熟果、無間士用果は等流果に名く。而して別の士用果は俱生士用果なり、即ち同時に離れずして一聚をなす法、展轉して因となり果となる故に、其勝果となる邊を士用果と云ふ。増上果は、微劣なる無障礙の因に對し、受者に約して説く、士用果は力用ある勝因に對し、作者に約して説く、之を兩因の別とす。(論六、記六)

異熟果

九七五に異熟果とは、異熟即ち果の義にして、異熟因所生の法なり。此果法は、一切有情共受用の義なくして、諸有情必ず各別不共に受用す。(八、四、論六、記六、唯識論八。)

六因の取果と與果

夕異熟果は、一切の不善業と有漏善業とを因となし、三刹那以上の多念を経て、異性異類に成熟し、不共に受用すべき無記の有情數法を云ふ。彼の山河大地等の非有情數法も、亦た善、不善の業因より生起すと雖も、是れ、共業所發にして、諸有情共に受用するを得、故に異熟果に同すべからず。

九八五果の中、離繫果は無漏道所證の法にして、有爲法所成の因果とは同じからず。又無爲法は能作因となると雖も、有爲果を取ることもなし。九三而してひとり有爲法は、應に隨ふて因果を顯現す。總べて有爲の業因には、取果の功能と、與果の作用とありて、方に果法を成す。取果とは業因の功用、即ち業因に果法を生ずべき功用あるを云ひ、與果とは、業因、善く力を與へて、將に生起せんとする果法をして、正しく現在に入らしむるを云ふ。取果は六因均しく現在正作用の位にありと雖も、與果の相は、六因同じからず。即ち俱有相應二因の法は、唯現在法に局り、能作、同類、遍行三因の法は、現在過

四縁の與果

去二世の法に通じ、異熟因は唯過去世の法に局りて與果す。
(論六、記六)

九九四縁の中、因縁の取果與果は、全く俱有等五因の作用に同す。増上縁は、他法の生滅する位に當りて、障無く住するを性能となす。故に法の正生、正滅の位に通じて與果の作用を興す。等無間縁は、果法の生ずる位に於て、與果の用を興す。所縁々は、能縁の果法滅する位に當りて與果の用を興す。(論七、記七)

第十章 有漏法と無漏法との別

一〇〇 五位三科の一切諸法、六因四縁五果の關係を有して、相應俱起する時、始めて有漏法及び無漏法顯現す。有漏法とは境となりて煩惱を生じ、之を増長する法を云ひ、無漏法とは、其性煩惱法と相反するを以て、煩惱の境

有漏法と無漏法

第十章 有漏法と無漏法との別

となることなく、惑を随増せざる法を云ふ。世間の因果、即ち苦集二諦所攝の有爲七十二法は有漏法として顯現し、出世間の因果、即ち滅道二諦所攝の道共無表等は無漏法として顯現す。」論一、

レ苦集二諦所攝の法は、或は相應法に於て、或は所縁の境に於て、煩惱を生じて之を増長すること、恰も沃壤の田能く苗稼を長するに均しきを以て、之を有漏法と名く。滅道二諦所攝の法は、其性煩惱法と相反するを以て、相應して煩惱の境となるべきにあらず。若し所縁となることあるも、漏を随増せざること、恰も鹹鹵の田、苗稼を長せざるが如く、亦た極熱の石、人の止住に耐へざらしむるに均し、是を以て無漏法と名く。」而して無漏法として顯現する法は道共の無表色、十大地法、十大善地法、尋伺得、四相、第六意識、三無爲法是なり。」

一〇一 漏は煩惱の異名にして、有漏とは隨増の義に名く、即ち流の義と、住の義とあるを以て、煩惱を漏と名く。」而して煩惱は相應法及び所縁の境に於て、互に相隨順し増長する故に有漏と名く、是れ唯煩惱を生ずるのみにあらず。」論第十九

漏と有漏

四諦

ツ煩惱を呼びて漏となすは、堤塘より水を洩すの意に譬ふ、即ち有情六根より煩惱を漏洩せば、生死に留住すべきを住の義と云ひ、又生死に流轉して涅槃に趣向せざるを流の義と云ふ。

一〇二 世間有漏の因果、即ち集苦二諦の法と、出世間無漏の因果、即ち道滅二諦の法とを併稱して四諦と云ふ。諦とは實の義、眞の義、如の義、不顛倒の義、無虚誑の義に名く。(七七)即ち諦とは自性に隨へて、有漏世間無漏出世間の因果諸法を呼ぶ語なり。」四諦は觀行者の現觀前後に従て苦諦、集諦、滅諦、道諦と次第す、即ち愛著する處の法は、能く逼惱を作す、故に初めに苦を觀す、謂ゆる苦諦は有漏の果法にして、逼惱を義とす。」次に苦の依りて起る因、即ち苦因を觀す、謂ゆる集諦は有漏の因法にして、因集を義とす。」次に苦の滅する究竟、即ち苦滅を觀す、謂ゆる滅諦は無漏の果法にして、惑盡苦滅を義とす。」次に苦滅の依りて起る因、即ち滅の道を觀す、謂ゆる道諦は無漏の因法にして、無漏の理に至る、智定二法の如き是なり。」論一及二十二以下別して有漏法を解し、無漏法を説く者、四諦の細説と知るべし。」

一〇三 有漏法、或は世間法と云ふ、其成立の性質を謂は、因縁に造作

世間法の梗概

せられ、四相に遷流せられて、毀壞すべき法なり。其迷悟の種類を謂は、兼ては有漏の方便慧、正しくは無漏の眞實慧の簡擇に依りて、辨別せられ、對治せらるゝ法なり。』一の世間法に果に屬する法と、業道に屬する法と、業因の助縁に屬する法との別あり。世間の果法とは有情世間と、有情所依の器世間とを云ひ、世間の業因とは善、不善性の業因を云ひ、併せて無記性の作業を説く。業因の助縁とは、三性の作業を發起する所以の心々所法を云ふ。按業因の助縁とは善性の動機、業因とは善性、不善性の行為、動作、果法とは善性、不善性の動機、動作より惹起されたる總別二種の器界と有情の苦果とな云ふ。要するに感業苦の三法を名けて、有漏世間と云ふ。

出世間法の梗概

一〇四 無漏法或は出世間法と云ふ。是れ毀壞すべく、對治せらるべき世間有漏法を超絶せる者にして、之に諸賢聖所證の果法と、證果の因たる智法と、證果智因を資くる定法との別あり。恰も世間法に感業苦の種類あるが如し。』然るに出世間無漏の果法は、頓に生ずることなくして、必ず方便を藉り、眞諦を修習して之を成就す。故に證果の階位、自ら數級に分れ、智因、定縁も亦た種々に差別せらる。故に無漏出世間法の下には、先づ加行方便となるべき有漏の果因縁を明し、次で無漏出世間法を説き、後ち究竟の果法を辨せん。

第三編 別して有漏法を明す

第十一章 惑及び有漏善心

業因感果の助縁

一〇五 三界有漏世間の果法に、有情世間と器世間との二類あり。等しく有情の業の結果として成立す。業は此の如く二種の世間果法を感すべき勝能ある故に、果を感すべき業因」と云ふ。而して業に斯の如き勝能あるは、猛盛なる善、不善の心品と相應俱起する時に限る。故に有漏善心及び不善心を以て業因感果の助縁と云ふ。論第十九

○按、二種の世間果法は、優勝なる行為と、動機との協力に成立す。單に業の勢力に依りて三有を感ずることなし。又動機の勢力の程度、及び性質に準じて、感受する果法の性質を異にすと雖も、而かも動機は單に特殊の行為を左右するに止まらず、普く諸種の行為に影響すべき傾嚮を有す。故に之を二種果法の因法と稱せずして、助縁の法と呼ぶ。

一〇六 惑は、或は隨眠、或は煩惱と呼ぶ。論四、十九、惑とは所縁の

感隨眠煩惱

第十一章 惑及び有漏善心

理事に迷ふ義に名く。之に見惑、修惑等の目あり。隨眠とは睡眠の如く行相微細なる染汚の心所法隨轉隨増する義に名く。之に六隨眠、十隨眠、九十八隨眠等の種類あり。煩惱とは有情の身心を煩擾惱亂する義に名く。」

ツ總て業は隨眠を助緣として起り、終に三有の果を感ず、然るに隨眠數々起れば對治の道品爲めに生ぜず、將に起るべき本末の諸惑繼起して、盛に後生を惹き、無窮に生死を輪廻せしむ。之を隨轉隨増隨眠の義とす。(論十九)

一〇七惑は本惑未惑の二種に差別す。本惑或は根本煩惱とは、諸有の根本となる者を云ふ。之に貪瞋癡慢疑見の六法屬す。未惑、或は隨煩惱とは本惑に隨從して起る法を云ふ。之に五大煩惱地法、十小煩惱地法、及び睡眠不善有不善性、不善性の惡作屬す。論一九而して惑は總て因力不境界力、加行力を藉りて生ず。

本惑未惑及
び諸惑起因

六隨眠十隨
眠と四顛倒

ネ因力とは未だ煩惱を斷せずして、諸法の理を知らざるを云ひ、境界力とは煩惱に隨順する境界、現前するを云ひ、加行力とは、數々彼境を緣じて非理作意を起すの義なり。(論二十)

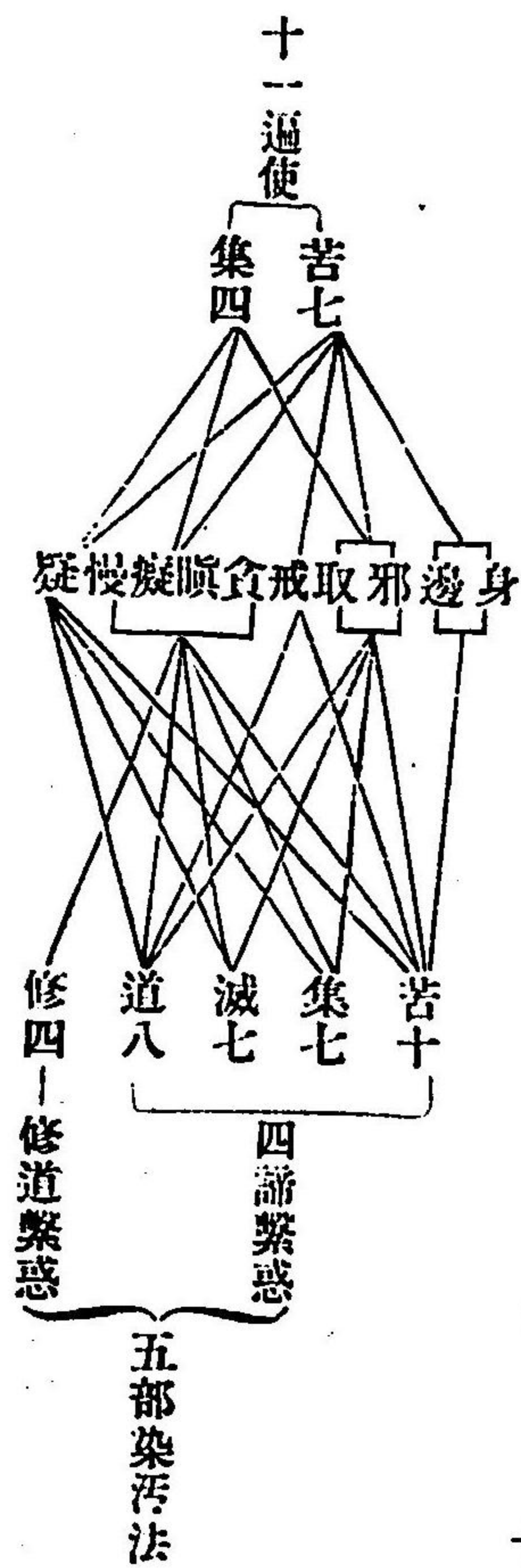
一〇八本惑所攝の貪、瞋、癡、慢、疑、見を六隨眠ラと稱す。三五三又行解の不同に隨ふて、見は有身見、邊執見、邪見、見取見、戒禁取見の五種に差別す。之を貪等五法に合して十隨眠と云ふ。而して、有身見、見取見、及び執常の邊執見は三因を具ふるを以て、常樂我淨四顛倒の自體を成す。論第十九

ナ見とは推度性の慧に名く、有身見とは五蘊の法に就きて我々所を執するを云ひ、邊執見とは所執の我々所に於て、或は斷の邊を執し、或は常の邊を執するを云ひ、邪見とは四聖諦の理を撥無するを云ひ、見取見とは劣見、及び非見を執して最勝となすを云ひ、戒禁取見とは非因非道の禁戒を緣じて、是因是道の執を起すを云ふ。」而して四顛倒とは一向倒、推度性、妄増益の三因を具ふる法に名く。」

見修二惑と
九十八隨眠

ラ記十九云論主叙經部宗彼說欲貪之隨眠義據依主釋然隨眠體非心相應故不同說一切有部非不相應不同大衆部等以此隨眠離色心外無有別物名心相應不相應故所以但非二種煩惱睡位熏成種子說名隨眠(惑不現行如睡相似故名爲睡)於覺位中現起覺境即名纏故(惑現行時覺察前境名爲覺)

一〇九纏に四諦の理を見る時斷する惑を稱して見所斷惑或は見惑と云ひ四諦の理を見畢れる後ち數々道を修習して斷する惑を修所斷惑或は修惑と云ふ見惑に八十八法修惑に十法を攝す故に九十八隨眠を成ず是れ行解部屬及び界繫の三因に約して六隨眠を分別せる者なり論二十九



若し行解に約して見を類別せば十隨眠を成す(前節)若し部屬に約せば見苦斷見集斷見滅斷見道斷及び修所斷の五部に差別す。謂ゆる見苦斷とは苦諦の理を見る時斷する惑を云ひ見集斷とは集諦の理を見る時斷する惑を云ひ見滅斷とは滅諦の理を見る時斷する惑を云ひ見道斷とは道諦の理を見る時斷する惑を云ひ修所斷とは修道の事を知る時斷する惑を云ふ。而して四諦修道の五部に屬する法は亦た界繫に從て差別す。即ち欲界見苦所斷等の五部に次の如く十、七、七、八、四の諸法繫屬す。色界、無色界の五部に次の如く九、六、六、七、三の諸法繫屬す。身邊二見は唯だ苦諦に繫屬す。戒禁取見は集滅二諦に通ぜず。而して貪、瞋、癡、慢の四法若し事に迷ふて起る時は修道所斷に攝す。論第十九

十一遍行九

一一〇九十八隨眠の中見苦所斷の七法疑見疑癡見集所斷の

第十一章 惑及び有漏善心

四法邪取二見疑癡即ち七見二疑二無明の十一煩惱法を遍行の惑と云ひ、以餘の諸煩惱を非遍行の惑と云ふ。又十一遍使の中、身邊二見を除きて以餘の九隨眠を九上縁の惑と云ふ。是れ欲界繫の煩惱にして、亦た色無色界の上界上地を縁するに由る。又見滅見道兩部所斷の邪見疑并に無明の六法を六無漏縁の惑と云ひ、以餘五部の煩惱を有漏縁の惑と名く。論第九

△十一煩惱は、遍く自界地の同異五部を縁じて境となし、而して因となりて隨眠を増長し、染法を生ず、故に通行の惑と云ふ。記十九云、經部意許愛慢二種亦是通行、以能遍縁五部法故。毘婆沙師作如是說、此愛慢二、是自相惑、非共相惑、無頓縁力、故非通行。

○蓋し身邊二見は、有情の眼見する巖顯の諸法に於て、我と執し、我所と執し、及び斷常と執する者なり。然るに欲界に生じたる者は、上界の微細なる諸蘊を眼見し難きが故に、身邊二見は上界上地を縁することなし、而して色界上地に生ずる者は、欲界繫の諸蘊を眼見すと雖も、既に欲界繫の染汚

を離るゝ故に、之を縁じて我々所執を起すことなし。

井六法は、親しく滅道無漏の理に迷ふ法なるが故に、六無漏縁の惑と稱す。

相應縛所縁
縛と相應隨
増所縁隨増

一一一總べて本惑は、相應の心所、及び所縁の境に於て昏滯を生ずる者なり。是れ惑は三力(七記)に藉りて起り、多法相應俱起するに由る。(四三三)而して煩惱法、同時一具俱起の心々所を縛して、之をして所縁の境に於て自在ならざらしむるを相應縛と云ひ、(記一)相應法、うたた煩惱を隨増するを相應隨増と云ふ。(論第十九)又煩惱法、毒用を違ふして所縁を縛し、所縁をして自在ならざらしむるを所縁縛と云ひ、(記一)所縁の法、うた、能縁の煩惱を隨増するを所縁隨増と云ふ。(論第十九)此の所縁隨増の惑は、所縁の境と同性なるのみならず、亦た所縁の境之を攝受するを法とす。例せば濕潤せる衣には塵埃隨て住するが如く、(正例)亦た炎石の上に、足を留むること能はざ

有覆無記と
不善性隨眠

るが如し。反例故に九上縁の惑及び六無漏縁の惑は、所縁隨
増の義を缺ぐ。(論十九)

一一二九十八隨眠の中、有覆無記性の法と不善性法との
二種あり。即ち色、無色界一切の隨眠と、欲界繫身邊二見及び
之に相應する癡とは無記法にして、所餘は不善性隨眠なり。

ノ蓋し上二界には、無慚無愧の法起らざるを以て、上二界一切の隨眠を無
記性に屬す。又身見、斷見を懷く者は、一は唯だ自己の事に迷ひて、害他に
關せず、一は我、我所を空じて、涅槃に隨順するを以て、之を無記性の法に攝
す。此等の諸法を除きて爾餘の一切隨眠は、若しくは無慚無愧の自性法、
若しくは無慚無愧の引起法にして、他の有情を惱害する因となり、施戒二
福に相順せずして、涅槃に違背し、以て苦の異熟果を感ず、故に不善法と爲
す。

記十九云、經部先代軌範諸師、作如是說、俱生身見は無記性、如禽獸等身見現
行、與身俱生故名俱生、修道所斷、若分別生、依教起者、此不善、見道所斷、立二身

三不善根

見、同大乘經說、若依說一切有部、身見唯分別、唯見斷、無俱生禽獸等行、但是
修道所斷、不染無記邪智所攝。

一一三不善法の中、貪、瞋、癡の三法を稱して三不善根と云
ふ。是れ不善性の隨眠中、不善法の根基たる義。婆沙百十

才貪、瞋癡の三法は、(一)五部に通じ、(二)遍く六識に相應し、(三)是れ隨眠性の法
にして、(四)能く麤惡の身業、語業を起し、(五)牢強なる斷善根の加行を作す、是
の故に立て、不善根となす。(記十九)又三不善根の中、或は特に癡(無明)を
擧ぐるにあり、十二因縁の無明支、三漏の無明漏、四暴流の無明暴流、即ち
是なり。是れ無明は一切三有生死の根本たるが故なり。

一一四本惑に隨て起る諸法を隨煩惱と云ふ。隨煩惱に纏

垢の別、及び八纏十纏の差あり。八纏とは無慚、無愧、嫉、慳、不善
性の追悔、不善有覆兩性の睡眠及び掉舉、昏沈を云ひ、十纏と
は八纏に忿覆二法を加へたる者を云ひ、六垢とは小煩惱地
法中の惱、害、恨、誑、誑、憍の六法を云ふ。纏とは有情を纏縛して

八纏十纏と
六垢

生死の獄に置くと云ふ意、是れ見修二惑の中、過重き者に名く、垢とは本惑に従て生ぜる垢穢染汚の性、行相麤著の法を云ふ。是れ修所斷の他力無明と相應する自在起の法なり。二論

三漏

一一五 十隨眠と十纏とを合聚して、或は三漏、或は四暴流と爲す。三漏とは欲漏、有漏、無明漏を云ひ、四暴流とは欲暴流、有暴流、見暴流、無明暴流を云ふ。是れ三漏中より諸見を開説せるなり。漏は煩惱の異名にして、百欲漏とは欲界の事理に迷ふ煩惱、即ち欲界繫の本惑三十一法、並に十纏を云ひ、有漏とは上界の事理に迷ふ煩惱、即ち色無色界繫の本惑五十二法を云ひ、百三無明漏とは三界繫五部の疑十五法を云ふ。是れ三有生死の根本なる故に別開す。而して上二界繫の五部本惑を合して、一の有漏に屬するは、同じく無記性の法なること、定及び身を緣じて内門に轉すること、同じく定地に依りて生ずること、云ふ三因を齊ふするに由る。三論記

四暴流

一一六 暴流とは善品を漂はす義に名く、即ち有情若し欲貪等の流に

陷沒せば、違反して之を脫離し難く、善法を漂蕩する故に暴流と名く、而して欲暴流に五部の貪瞋慢、四部の疑、及び十纏、總計二十九法を攝す。有暴流に上二界五部の貪慢、及び上二界四部の疑、總計二十八法を攝す。見暴流に苦の五見、集滅の二見、道の三見、三界三十六法を攝す。無明暴流に三界五部の疑十五法を攝す。二論記中に就きて欲有見の三名は、境に約す、而して見暴流を別開する所以は、見の行相猛利にして、無明の如く、普く三有に通ずるを以てなり。論記二十

五順下分結
五順上分結

一一七 本末諸惑の中、下分欲界を順益する法を、五順下分結と名け、上分色無色界を順益する法を、五順上分結と名く、結は結縛の義にして、煩惱の業用に名く。五順下分結とは、有身見、戒禁取見、疑、欲貪、瞋恚の五法を云ふ。此の中、欲貪、瞋恚の二法に依りて、有情をして欲界を超へざらしめ、身見、戒取、疑の三法に依りて、能く欲界を超へて無色の有頂に生ぜる有情と雖も、欲界の獄に還退せしめらる。五順上分結とは、色貪、無色貪、掉舉、慢、無明の五法を云ふ。此五法、能く有情を縛して上界を超へざらしむる故に名く、而して掉舉は三摩地を惱亂する故に順上分結に攝す。又順上分結は、不還聖者の所起に名く、是

自在起の感
隨從起の感

修斷の感にして見斷の感にあらず。論一記
一一八 唯修斷の無明と相應して生起し、更に他法と相應せざるを自在起の感と云ひ、普く見修二斷の諸煩惱と相應して生起するを隨從起の感と云ふ。論二二

本末諸惑の
五受相應

一一九 本末の諸惑は、六識相應と行解の差別に依りて、五受相應を異にす。本惑の中、貪は歡行相を以て轉ずる故に、喜樂相應、瞋は、感行相を以て轉ずる故に、憂苦相應、無明は、歡感兩行相を以て轉ずる故に、憂苦喜樂四受相應、邪見は意識相應の法にして、歡感兩行相を以て轉ずる故に、憂喜相應、以餘の四見及び慢は意識相應の法にして、歡行相を以て轉ずる故に、喜受相應とす。而して諸惑は亦た非歡非感行相の位に於て、總て捨受に住す。次に末惑の中、嫉、悔、忿、惱、害、恨の六法は意識相應の法にして、感行相を以て轉ずる故に、憂受相應、慳は歡行相を以て轉ずる故に、喜受相應に局る。諂、誑、眠、覆の四法は、歡感兩行相を以て轉ずる故に、憂苦相應、憍は六識相應にして、歡行相轉なる故に、喜樂相應、無慚、無愧、惛、沉、掉、舉の四法は、六識相應にして、歡感兩行相轉なる故に、普く五受相應に通ず。論七二一、七二五

冥闇染汚不
染汚二無知

一二〇 所取の境の實義を礙へ、及び内心の眞見を障ふるを冥闇と云ふ。之に染汚無知と不染汚無知との二種あり。染汚無知とは、無明及び相應の諸惑を云ひ、不染汚無知とは、無覆無記性の劣慧を云ふ。論一

ク不染汚無知とは、無漏慧及び染汚の諸惑を除ける以外の法を云ふ。自性煩惱法にあらず、亦た惑と相應せずと雖も、而かも如實に一切の境を知らざらしむ。此法は唯だ一切種智を具足せる佛のみ斷盡す。羅漢は尙ほ諸法の味、勢、熱、德、數、量、處、時、同、異等の相に通ずる能はざれば、之れを斷せざるなり。

一二一 無記法の中、貪、愛、慧、無明、癡の三法を稱して三無記根と云ふ。根は因の義に名く。此の三法、諸無記法を生ずる因となること勝る。故に無記根とす。婆沙一五、六、論一九

ヤ愛は是れ諸煩惱の足、癡は遍く諸惑と相應する法、慧は簡擇を性となし能く衆法の導首となる。故に此三法を立て、無記根と爲す。

三無記根

一二二果を感すべき業因の助縁に、惑と有漏善心との二種差別あり。五惑は非可愛の異熟を感すべき業因の助縁となり、有漏善心は可愛の異熟を感すべき業因の助縁となる。論十、而して欲界の異熟は、總べて善惡業感に通ずるを規と糅す。然るに欲界にありては、惡法の力、善法に勝るゝを以て、不善業果には善業の果を維ゆることなしと雖も、善業の果は、必ず不善業果に間雜せらる。論第十六是故に有漏善心は、業因感果の助縁となると雖も、而かも其能く一有情相續を形成するは、不善の心々所と交雜するに由る。

一二三善、不善、無記の三性は、有爲無爲の諸法に通ずる法なり。中に就きて善、不善の二性は、ともに勝義、自性、相應、等起の四種、無記は有爲、無爲の二大類、有爲無記は更に有覆無覆の二大種、無覆無記は更に異熟、威儀、工巧、通果の四種に差別

善不善無記
の種類

す。無記法に對して、善不善の二性を有記法と名く。有記とは異熟果を感ずる法、或は讚毀の明了なる法を云ひ、無記とは異熟果を感すべき力なき法、或は讚毀すべからざる法の意なり。論二十三、記七、婆一二二六

四種善

一二四四種善の中、一に勝義善とは涅槃法を云ふ。六三五及涅槃は恰も無病の如く、衆苦永寂最極安穩の境なる故に名く。二に自性善とは慚、愧、無貪、無瞋、無癡の五法を云ふ。三五六此五法は恰も良藥の如く、餘法の相應等起を待たず、自體是れ善性の心品なる故に名く。三に相應善とは自性善の體性五法を除きて、以餘善品相應の心々所法を云ふ。恰も藥に混ぜる水、水藥の用をなす如く、善性相應の心々所法、自性善の五法に相應する時、轉じて善性の心品と爲るを云ふ。四に等起善とは、善性心品より引起せられたる身業、語業を云ふ。恰も

藥草より引生する液乳の如く、自性相應の兩種善品より等起せる身業語業を等起善と名く。」

四種不善

一、二、五、四種不善の中、一に勝善不善とは生死の境を云ふ。恰も痼疾の人、常に苦みて安からざるが如く、生死の諸法は、苦諦に屬して、極めて不安穩なる故に名く。百二九及一六二に自性不善とは無慚、無愧、貪、瞋、癡の五法を云ふ。八、四、七、〇、三。此五法は恰も毒藥の如く、以餘心品の相應等起を待たず、自體是れ不善性の心品なる故に名く。三に相應不善とは、自性不善の體性五法を除きて、以餘不善品相應の心々所法を云ふ。恰も毒に混ぜる水、毒藥の用をなすが如し。四に等起不善とは、不善性の心品より引起せられたる身業語業を云ふ。恰も毒草より引生する液乳の如し。」

一、二、六無記法の中、無爲無記とは勝義無記を云ふ。即ち虛

無記法

空非擇滅の二無爲法是なり。六有覆無記とは色界、無色界の一切隨眠、及び欲界繫身邊二見相應の法を云ふ。百十節無覆無記とは、之に反して隨眠と相應せず、覆障することなく、果を感ずること能はざる法を云ふ。四無覆無記に四種ある中、一に異熟無記とは宿生の善業、不善業に酬へたる法にして、現生果報の異熟心品是なり。二に威儀路心とは威儀路に關する無記心、三に工巧處心とは工巧處に關する無記心にして、各似緣起の三種に差別す。四に通果無記、或は變化無記心とは、上三定に生じたる天人、猛盛なる意識を起して變化をなす者、及び初定に生じたる天人、眼耳二通を起す者是なり。而して變化心は唯意識に局り、通果心は六識に通ず。七記

マ記四云、能有覆障或有癡覆故名有覆、以過輕故無勝用記不能感果名無記。ケ婆沙百二十七云、異熟生心、其性羸劣故、不能作二等起、發身語二業。

フ威儀路心とは威儀路の心と云ふ義、工巧處心とは工巧處の心と云ふ義、路は威儀の所依にして色香味觸の四塵を體とす、處は工巧の依託する所にして五境を體とす、而して威儀とは行住坐臥を云ふ、是れ長短等の表色を性とす、工巧に身工巧と語工巧との二種あり、身工巧は刻鏤等を云ふ、是れ色業を體とす、語工巧は歌詠等を云ふ、是れ聲を體と爲す、似威儀路心と似工巧處心とは能縁の六識、泛爾に所縁の境を縁するの意、縁威儀路心とは能縁の眼鼻舌身意の五識、長短等表色の境を縁するの意、縁工巧處心とは能縁の六識、刻鏤歌詠等の境を縁するの意、起威儀路心とは意識思惟して長短等の表色を起すを云ひ、起工巧處心とは意識思惟して刻鏤詩歌等を起すを云ふ(記七)

○按、無覆無記は吾人の坐作進止より、美術音樂詩歌文藝に就きて、若しは觀察し思考し、若しは模造し創作する相を説述して餘蘊なし。斯の如く善に四種ある中、「三有の果を感ずべき因業の助縁」となる法は、自性善相應善の心所不善の心品に間雜せられたる者とす、無記に種々ある中、隨眠に攝屬する法は、有覆無記の一法とす。」

第十二章 業

一二七業とは心所法の思と、思の所作とを云ふ。思コとは意業を云ひ、思の所作とは身業エ及び語業を云ふ。論第三十三

エ身業は所作に約し、語業は自性に約し、意業は等起に約して名く、中に就きて身語二業は思の造作になれる言語動作に名く、亦た之を所等起の法と云ふ、而して身語意の三業は、總べて善不善無記の三業に通じて起る。

コ記十三云、由等起故立意業、意謂意識、業即謂思、言等起者、謂能等起在意非思、或所等起在意非意、等即在在意起即在思、由意等起故名意業。

○按業とは潜在的行爲(意業)及び顯在的行爲(身語二業)を云ふ。

一二八三業の中、身語二業テには具に表業無表業あり、意業アには俱に表業無表業なし。論二十三及二十九

テ身語二業は色法所成なるを以て、具に表業無表業の義を備ふ、意業は非色法所成なるを以て、表業の義無表業の義並に缺く。

業及び身語意の三業

身語意業と表業無表業

表業無及業能起の性類

了記十三云若依說一切有部釋身表業髮毛爪等總名爲身長短等色表示內心名表表有造作名業依身起表即表名業故名身表業言語表業者語謂言聲聲能表示內心名表表有造作名業語即是表表即業故名語表業」

記云若依經部宗身語二業是色及表多體聚集相續分位說以爲表一物不能獨表示故一無表能一念無表無能益損要由相續生故積集成故假而非實又明無實形依顯假立謂諸顯色安布不同假立長短方圓形色餘形色隨應當知又經部意身語二表是無記性思通三性故唯思業能熏成種表不能熏

一二九表業は通じて三性の心品より起る無表業は善不善二性の心品より發ると雖も無記心品より發ることなし」

無表の力能

サ無表は亂心不亂心有心無心の四位に相續發生する法なるを以て能發の因滅するも果法の勢力尙ほ後々の諸位に存續す然るに無記心は勢力羸劣にして此の如き能なき故に無表を成立することなし(論一、十三)

一三〇無表は心と表業と大種とに依りて成立し入論二九若しは亂心キ若しは不亂心若しは有心若しは無心の四位に相

因等起と刹那等起

無表の種類

續し若しは犯戒の過を堰遏し若しは淨尸羅を障ふ」論

キ亂心とは異性の心品を云ひ不亂心とは同性の心品を云ふ即ち善心所發の無表に就かば餘の不善心無記心を亂心と云ひ善心相續を不亂心と云ふ無心とは無想定滅盡定に入れるを云ひ有心とは二定以外の一切有心位を云ふ善性散の無表は能發の心品と所發の表業と性類相似して四位の中に隨流す不善性の無表は亂心不亂心の二位に隨流す定俱の無表は唯だ有心位に隨流す記一餘云期心一發任運相續彼位中行は無表相

一三一表業無表業俱に因等起と刹那等起とに依りて起るユ因等起とは先より在りて因となる心を云ひ刹那等起とは正しく業を作さんとする時不時に起る心を云ふ論十三

ユ因等起將作業時能引發業故說名爲轉刹那等起正作業時不相離故名爲隨轉(記謂雖有先因爲能引發業若無隨轉心々所者猶如死人業應無有)

一三二無表に律儀善戒不律儀戒惡非律儀非不律儀戒處の三種あり律儀亦た別解脫散善靜慮定共無漏共道の三種別解脫律儀更

に苾芻苾芻尼切正學十戒及六法勤策勤策女戒十近事近事女戒五近住戒八種に差別す論第十四

メ苾芻唐言乞士舊云比丘訛也。梵云式又摩那唐言正學。謂是正學六法。梵云室羅摩拏洛迦唐言勤策。洛是男聲。舊云沙彌訛也。梵云室羅摩拏理迦唐云勤策。女理是女聲。舊云沙彌尼訛也。梵云鄔波斯迦唐云近事。索是男聲。舊云優婆塞訛也。梵云鄔波斯迦唐言近事。女斯是女聲。舊云優婆夷訛也。梵云鄔婆婆沙唐言近住記十四

三種の律儀

一三三律儀とは法律儀式的の義にして、能く惡戒の相續を遮滅する法なり。無漏律儀亦た道共戒と云ふ。聖者、色界六地未至中間四根を所依として、無漏定を起す時、定力に依りて無表起り、自ら身口七支の過非を防ぐ者是なり。靜慮律儀亦た定共戒と云ふ。異生凡夫、色界四根本地、上三近分地、及び未至地の靜慮を所依として有漏定を起す時、定力に依りて無

表起り、自ら身口七支の過非を防ぐ者是なり。別シ解脫律儀とは各別に身口七支の過非を棄捨して、防非止惡の功能、終身相續する法を云ふ。論第十四

シ別解脫律儀は他の教力に依りて得し、得戒以後、四位に隨流して、心と俱生俱滅せざる故に、亦た不隨心轉戒と名く。靜慮無漏の二律儀は、有漏定心、無漏定心と俱生俱滅して、無表を頓得頓捨する故に隨心轉戒と名く。

ミ得戒の因縁十種差別す。(一)佛と獨覺とは、盡智心の時、無師自然に具足戒を得す。(二)阿若憍陳那等五苾芻の如きは、見道を證するに依りて具足戒を得す。(三)本願力と佛の加威力とに依りて、佛善來苾芻と命する時得戒するあり。(四)大迦葉の如きは、佛を信じて、大師と爲せしを以て得戒せり。(五)蘇陀夷の如きは、稟質聰明、巧に佛の試問に答へしかば、齡未だ二十未滿なりと雖も、羯磨受具足戒を許さる。(六)姨母大愛道の如きは、八尊重法を敬受するに由りて得戒す。(七)法授尼の如きは、遣使に依りて具戒を得す。(八)邊國五人の中に於て、必ず一人の持律羯磨を須ゆ。(九)中國に於ては持律十僧を須ゆ。

(十三) 歸三説に依りて得戒す(記十四)

一三四 八種の別解脱律儀左の如く差別す。

梵語	唐譯	舊譯	遠離	分限	根	學處期限
苾芻	芻	乞士	比丘	一切	出家男	盡形壽
苾芻尼	乞士尼	比丘尼	一切	出家女	盡形壽	盡形壽
式叉摩那	正學		六法	出家女	二年	
室羅摩拏洛迦	勤策	沙彌	十法	出家男	盡形壽	盡形壽
室羅摩拏理迦	勤策女	沙彌尼	十法	出家女	盡形壽	盡形壽
鄔波索迦	近事	優婆塞	五法	在家男	盡形壽	盡形壽
鄔波斯迦	近事女	優婆夷	五法	在家女	盡形壽	盡形壽
鄔婆婆沙	近住	齋戒	八法	在家男女	一日一夜	

近住とは短時間(近)戒を受持す(住)るの意。婆一ニモ二有説。近事とは諸佛の法に親近し承事するの義。婆一ニモ二有説。勤策とは苾芻と作らんが爲めに勤加策勵すと云ふ義。正學は正しく六法を學す

る義にして、勤策尼進みて苾芻尼戒を受けんとする時、適不
を檢して、二年間特に六法を學せしむ。苾芻即ち乞士は受戒
持律清淨に自活するの義。記第四

工近住の遠離すべき八法とは(一)殺生(二)不與取(三)非梵行(四)虛誑語(五)飲諸
酒(六)塗飾香鬘舞歌觀聽(七)眠坐高廣嚴麗牀座(八)食非時食を云ふ。非梵行と
は總べて姪欲を制する意。遠離塗飾香鬘舞歌觀聽とは香を塗り鬘を飾り、
舞を觀じ歌を聽く等を制する意。遠離眠坐高廣嚴麗牀座とは粧飾を施せ
る高廣牀座に坐臥することを制す。是れ嚴飾は憍逸の處なる故に制す。食
非時食は日中を過ぎて食することを制す。是れ心の縱逸を制するなり。近
住戒に八法ある中、前四は貪瞋癡等より起る性罪を遠離し、第五は失念を
防ぎ、後三は憍逸を防ぐ爲めに制す。

經部師は近住戒多日受得を許す。謂く一晝夜戒を説くは、且く所化の根、調
ひ難き者に就く根、若し調は、多日を授くるも亦た得たりと。

ヒ近事の遠離すべき五法とは(一)殺生(二)不與取(三)欲邪行(四)虛誑語(五)飲諸

酒を云ふ遠離欲邪行とは、他に屬する妻妾等を侵さざる義なり。遠離飲諸酒とは總べて酔亂の因縁を斷つ義。蓋し諸飲酒者は心に縱逸多くして、自ら諸餘の律儀を毀犯す。故に飲酒は遮罪にして、性罪にあらずと雖も、之を制して、以て諸餘の律儀を守護す(記十四)

七 勤策戒の中、塗香飾鬘と觀舞聽歌とを別制するは、此二事出家の衆に於て譏嫌重きに由る。又出家の受畜金銀等を制するは、修道を妨廢するに由る。高廣牀座とは、高さ一尺六寸、廣さ五尺四寸を超ゆるを云ふ。

七 苾芻の遠離一切とは總て身語業の過非を制して遠離するを云ふ。

別解脫律儀
の實體品等
と得戒次第

一三五 別解脫律儀に八種ありと雖も、其實體は苾芻勤策近事近住の四法あるのみ。而してともに他の教示に依りて得する法にして、誓受せる心

品の上中下に從て、律儀の下中上品差別す。故に聖人下品の律儀を成じ、凡夫上品律儀を成することあり。近住律儀は清且に誓受し、夜盡を以て期とする。一日一夜戒なる故に、餘の三律儀に關する所なし。然るに近事等の三律儀は、自ら次第鈎鎖して誓受する法なり。即ち先づ入門に三歸戒を受け、次に近事律儀を受け、次に勤策律儀を受け、後ちに苾芻律儀を受くるを法とす。

故に苾芻戒を發得せる者は、同時に近事勤策苾芻の三種無表を具足す。是れ受戒の因縁各別にして、能化に一人近事戒二人勤策戒十人苾芻の差別あるに由る。若し之を捨する時は、苾芻戒を捨するも、尙ほ勤策近事二戒の無表を有し、勤策戒を捨するも、尙ほ近事戒の無表を有す。論第十四

又別解脫律儀の八種とは之を受持する男女の形相差別のみ。其實體は唯だ四種あり、謂く苾芻律儀を離れて、別の苾芻尼律儀なく、勤策律儀を離れて別の正學の六法律儀、勤策女十戒律儀なく、近事律儀を離れて別の近事女律儀なし、近住の八戒は、時短促なるを以て、男女を分たざるなり(論十四) 一 婆一二四云、若不了知、先受近事律儀、後方受勤策律儀、信戒師故、受此律儀、彼得律儀、戒師得罪。若彼解了、先受近事律儀、後受勤策律儀、是正律儀式、但憍慢故、不欲受學、近事律儀、作如是言、何用受此近事劣戒、彼憍慢心、雖受不得、如說、不受近事律儀、而受勤策律儀、如是不受勤策律儀、而受苾芻律儀、亦爾。

一三六 三歸戒とは、佛法僧の三寶に歸依するを云ふ。中に就きて歸依佛とは、佛果を成就する無漏の無學法に歸投す。

るを云ひ、歸依法とは擇滅涅槃に歸投するを云ひ、歸依僧とは僧を成就する有學法、及び無學法に歸投するを云ふ。論第十四

□無漏の無學法勝る、故に、之を成就する依身を佛身と名く、有學無學所證の無漏法勝る、故に、之を成就する依身を僧と名け、四向四果を差別す。而して三歸中の僧とは聲聞僧を謂ふ。佛も亦た聖僧と名くれども、聲聞僧にはあらず。記十四、顯宗二十

不律儀

一三七不律儀の無表は、究竟壞善の意樂に基づきて得する法にして、論第十四 又、不律儀は一切有情に對して、身口七支を具へて得する法にして、受心に上下の品等差別あることなし。是れ頓得の法なるに由る。論第十五

ハ不律儀の人とは屠羊、捕鳥、漁獵、縛龍、劫盜、及び惡王の非理殺害、典獄、聽察、斷罪等を云ふ。是れ恒に害心ある者に名く。記十五云、經部師說、一身中若受一支善戒正遮、一支惡戒不起、兼遮餘支惡戒不起。若受一支惡戒正遮、一支善戒兼遮餘支善戒不起、兼遮餘支惡戒不起。若受一支惡戒正遮、一支善戒兼遮餘支善

處中の無表

戒不起。受二三等準、此應釋、必無一人名不律儀亦名律儀、以善惡戒互相違故。二諸不律儀は、二因に依りて得す。一に不律儀の家に産せる者は、打縛等の殺生加行を行ふ時に惡戒を發す。二に餘家に生せる者は、始めて要期して我當作殺等事業以求財物養活自身と誓受決定したる時惡戒發る。論十五本記十四云、經部師說、如善律儀思種假立、無別實物名爲無表。此不律儀準善律儀、由彼要期即欲造惡、現行思力熏成、不善意樂思種相續、不謝名不律儀。

一三八非律儀、非不律儀、即ち非二の無表は、善法不善法とも、有情支處時緣の五支に制限あるを云ふ。論第十五 非律儀とは善性處中の無表を云ふ。即ち善戒の種類に攝す。非不律儀とは不善性處中の無表を云ふ。是れ惡戒の種類に攝す。論第十四

へ有情定とは、唯だ某類の有情に於て、殺等遠離の意樂を發す義、支定とは、某支の律儀を待ちて犯することなからんと欲する義、處定とは、某方の境域に於て、殺等遠離の意樂を起す義、時定とは、某刹那に於て、殺等遠離の意樂を發す義、緣定とは、圍戰防賊等の緣を除く外、殺等遠離の意樂を發す義。

表無表業の概叙

なり。此の如く五支定限、不周遍の善業を起すを處中善と云ひ、之に反して不周遍の不善業を起すを處中不善と云ふ。」是れ律儀並に不律儀にあらずして、處中の妙行、劣行なり。」記十五云、若依經部作此五定亦得律儀」

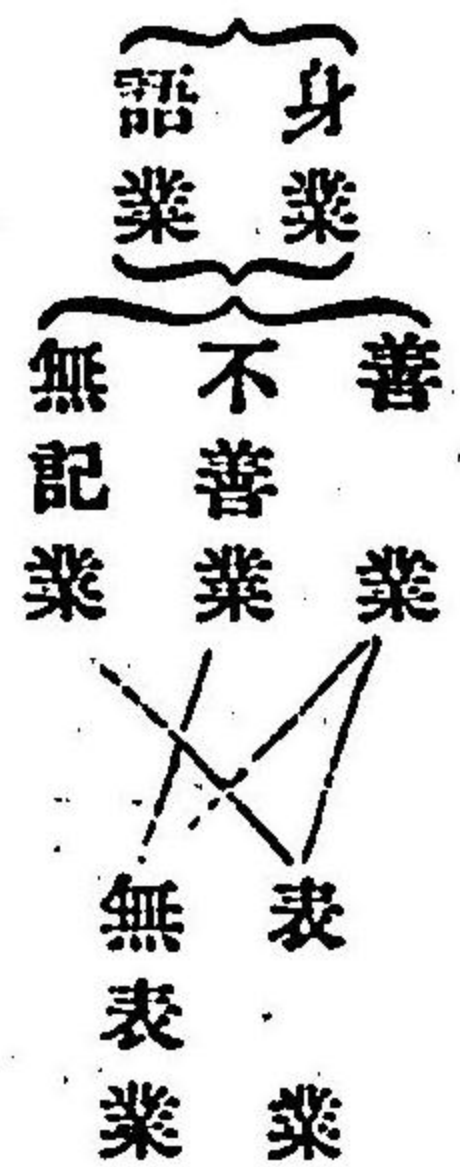
一三九前來の叙述を概説せん。業即ち言語動作は、其發現する部門に従ひて、之を身業、語業、意業の三種に分つ。又動作の性質に従ひて身語意の三業に各善、不善、無記の三種ありとす。此の中身語二業は、三性の業、ともに活動者の意志を表示し表知する故に、之を表業と名く。又身語二業の善不善業に屬する者には、無表業發り、善人若くは不善人の種々品位を規定す。而して善人の品位は、無漏出世間的の者と、有漏世間的の者との差別す。有漏世間的の法は、亦た定の法と散の法との差別し、散善の法は更に苾芻、勤策、近事、近住の四種に差別す。不善人の職業、種々差別すと雖も、其品位は單一の不善にして、上中下の品等あることなし。以上叙述せる善人の品位及び不善人の品位は、周遍的の意樂に依りて形成す。此外更に制限的の意樂に形成せらるゝ善性の無表、不善性の無表あり。之を非律儀の無表、非不律儀の無表と名く。」

善にして、上中下の品等あることなし。以上叙述せる善人の品位及び不善人の品位は、周遍的の意樂に依りて形成す。此外更に制限的の意樂に形成せらるゝ善性の無表、不善性の無表あり。之を非律儀の無表、非不律儀の無表と名く。」

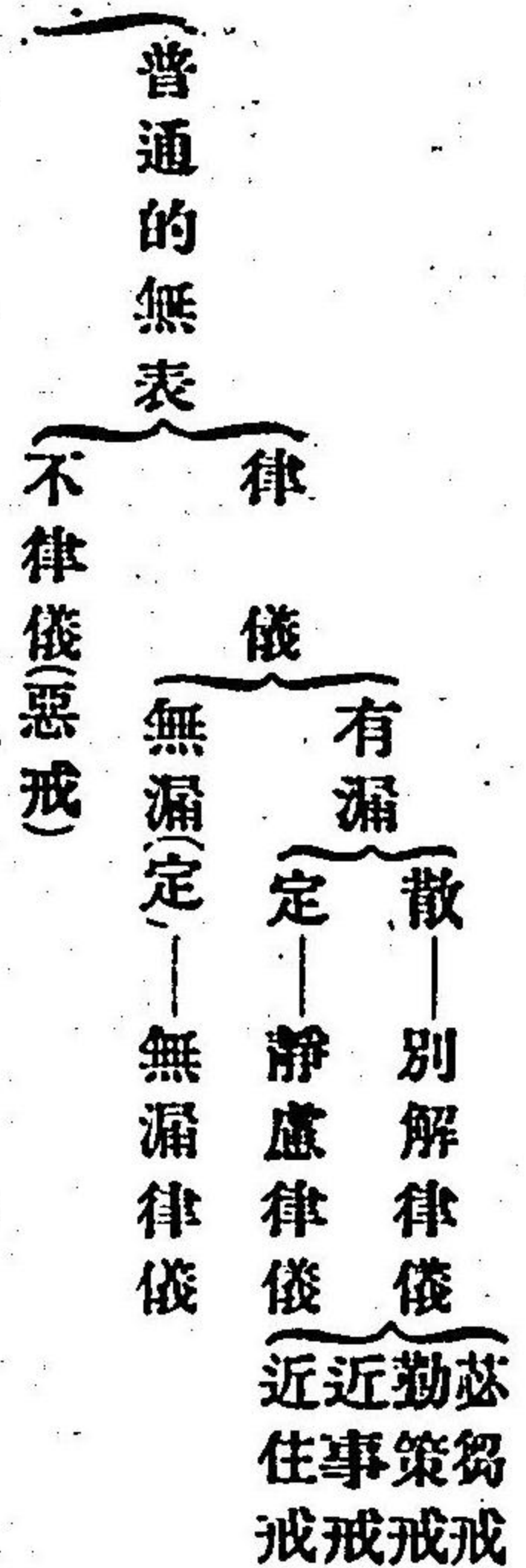
(一) 圖



(二) 圖



(三) 圖



無表業

制限約無表

非律儀無表(處中善)

非不律儀無表(處中不善)

十不善業道

一四〇十不善業道とは殺生、不與取、欲邪行、虛誑語、麤惡語、離間語、雜穢語、食業道、瞋業道、邪見業道を云ふ。一に殺生とは命根を斷じて續生せざらしむる義、二に不與取とは與へられざる他の所有物を取るの義、三に欲邪行とは姪欲を行するの義、四に虚誑語とは染心を以て異想發言し、及び所誑者、義を解するを云ふ、五に離間語とは染心を以て他を壞すべき語を發するを云ひ、六に麤惡語とは染心を以て非愛の語を發して他を毀訾するを云ひ、七に雜穢語とは總べて染心所發の諸語を云ふ、八に食業道とは他の財物に就きて非理なる惡欲を起す義、九に瞋業道とは他の有情に於て傷害を

爲さんと欲する等の憎恚を云ふ。十に邪見業道とは善惡業果の法を撥無するを云ふ。論第六

ト十不善業道の中、殺生と、麤惡語と、瞋恚との業道は、瞋の刹那等起に依りて究竟し、不與取と欲邪行と貪との業道は、貪の刹那等起に依りて究竟し、邪見業道は、上品の癡に依りて究竟し、虚誑、離間、雜穢の三語業道は一々、三根に依りて究竟す。

○殺生は他の生命を害せんと欲する故思と、他の有情に對すると所對に就て有情の想を作すと、刀杖等を執りて殺生の加行を作し、及び誤らずして應に殺すべき所の者を殺す等の數由に依りて成ず。記十六論曰、於軍等中若隨有一作殺生事、如自作者、一切皆成殺生業道、由彼同許爲一事故、而して此中不誤と想と故思とは、其所應の如く、後ちの業道成辨の條件なり。
○不與取は他物を取らんと欲する故思と、他の所有物に對して他物の想を爲すこと、強劫私竊等盜の加行を爲して此より彼に至ること、誤らずして取りて己が身に屬せしむること、の數由に依りて成ず。

○欲邪行は姪欲の故思を起すと、非境、非道、非處、非時の四不應行に於てす

ると所不應行の想と邪淫の加行を起すと、不誤而姪とに由りて成す。

○虚誑語とは背想發言、不見等中詐言見等、所誑領解、此刹那中表無表業也。

○離間語は染汚心と、發壞他語と、所離間者解義と不誤との四縁に成る。

○巖惡語は染心と、發非愛語毀訾於他と、解義と不誤との四縁に成る。

○雜穢語は一切染心と、染心所發言とに依りて成る、即ち諂佞染心、諷吟、說不正見執言詞、及び染心所發悲歎、世俗戲論言詞等是なり。

○貪業道は他有情の物に於て、強力と私竊とを須へて、非理に惡欲して已に屬するを云ふ。「此貪唯是修所斷貪。」於修斷中、貪着己物亦非業道。」

○瞋業道は於他有情欲爲傷害、以過重故、若瞋自身及非情、以過輕、非瞋業道、愛樂無祠、祀無妙行、無惡行無母無父と撥し、果を誘しては無妙行、惡行、業所感果異熟と撥し、通じて因果を誘しては無此世間無彼世間無化生有情と撥し、聖果を誘しては世間無有沙門婆羅門及阿羅漢と撥する者はなり。

○不善業道とは惡行の中に於て、巖顯にして知り易き法を云ふ、是れ惡行の中に於て加行、後起、及び飲酒、打縛等の不善業を攝せず、即ち他の有情を

五無間業

して或時は命を失はしめ、或は財を失はしめ、或は妻妾を失はしむる等、惡行の相、巖顯にして知り易き法を業道を名く、而して意の惡業道とは、意の惡行を云ふ、之に思の心所を攝せざるなり、業道とは思即ち業體の爲めに道となる法を云ふ、然るに思還りて自ら業の道となるべからず、故に除く。

○記十三云、經部師說、殺等究竟成時、法爾能令於前加行所熏思種、更復發生根本業道思種、微細相續轉變差別而生、於後々位、未遇捨緣、刹那々漸々增長、由此根本業道思種、於當來世能感多果、即此微細等種名爲業道。」此思種子名業道者、此於果上假立因名、言因果者、加行能熏動發身語業思名、因所熏所引思種名果。」彼現行動發思有造作、故名業道、是前審決二思所游名道。」

一四一 不善業至極の法を五無間業と名く、即ち害母、害父、害阿羅漢、破和合僧、惡心出佛身血の五業は、必ず無間獄の報を成ずる故に名く、是れ猛利なる上品煩惱所發の法にして、聖道及び加行善根を障ふる業障の一種に屬す。此の五法隨應に犯する者を非佛法の器と稱す。第十七

子害母害父とは、有情の依身を出生する根本を害する者にして、是恩田を捨つるに由りて、無間業を成す。」破僧等の三は勝徳の所依を損する者にして、徳田を棄つるに依りて無間業を成す。」而して害父母及び羅漢の三は殺生、出佛身血は殺生業道の加行、破僧は虚誑語の根本業道に屬す。」(論十八)

十善業道

一四二十善業道とは十不善業道百四に翻對する法にして、身語意三妙行の中、麤顯にして知り易き法是なり。即ち初めの三は身業表無表の性、次の四は語業表無表の性、後三は無貪、無瞋、正見の意業道を云ふ。論第十五十善業は人天世間可愛の異熟果を感ずる法。論第十六にして謂ゆる順福分善なり。論第十八

リ身善業道とは、妙行の中に於て、加行、後起、及び離飲酒、行布施、供養等の餘善業を攝せず。是れ麤顯にあらざる故なり。語の善業道とは語妙行に於て、愛語、和合語、實語等、麤顯にあらざる法を攝せず。意の善業道とは、意妙行に於て善の思を攝せざるなり。與思爲道名爲業道。此思非與思爲道故、不攝思。

六波羅密多

而して善業道は加行、根本、後起ともに三善根より等起す。論十六

一四三善業至極の法を六波羅密多とす。即ち布施、淨戒、忍辱、精進、禪定、智慧の六法は、菩薩三劫無數の間、大福德智慧の資糧として修する所にして、其修習圓滿に及びて、方に無上正等菩提を證す。故に之を六波羅密多と名づく。論十八

又布施とは但だ悲心に基づきて一切法財を施し、更に人天の勝生を希求するにあらざるを云ふ。淨戒圓滿は身を折れて報へざるを云ひ、忍辱圓滿は身を折れて、尙ほ心に忿ることなきを云ふ。精進圓滿は大善地法の勤を性とす。因位の菩薩淨心を以て伽陀を誦し、以て如來を讚じ、優ち九劫を超越るが如きを云ふ。靜慮は大地法の三摩地を性とし、智慧は大地法の慧を性とする法にして、菩薩金剛喻定に在る時、定慧の修習を圓滿す。」若し果位に約せば、盡智を得る時、六波羅密多を修習圓滿す。」(記十八)

一四四善業と不善業とに通じて、順苦受業、順樂受業、順不苦不樂受業の別あり。次の如く諸の不善業と、欲界乃至色界

三受業

第三靜慮の善業と、上地諸善業とを云ふ論第十五

四種業

ル記十五云、非此諸三受業唯感受果應知亦感受資糧除受餘四蘊資助受
一四五三受業に決定業不定業の二類、決定業に順現法受業、
順次生受業、順後生受業の三種あり、總べて四種の業を成ず。
順現法受とは此生に業を造り、此生に異熟成するを云ひ、順
次生受とは此生に業を造り、次の第二生に異熟成するを云
ひ、順後生受とは此生に業を造り、次の第二生を隔て、第三
生以後に及びて異熟果成するを云ふ。八四乃順不定受業と
は異熟果を感ずる時決定せざる業を云ふ。論第十五

ヲ記十五云、解云、四業約時辨定不定時與異熟無別體性若於熟定亦於時定、
即是定攝故於不定無有異熟定時不定者又下文評取四業所說爲善。

○定業は造業感果の時決定して順現受、順生受、順後受等の差別あるを以
て之を稱して三時業と云ふ、而して定受業の相は、一に重惑若しくは淳淨
心に基づける造業、二に常恒不斷の造業、三に佛法僧等の功德に對せる造

引業と滿業

業、四に父母等の恩田を害することに依りて決定す。

一四六善業、不善業、隨應の果を感ずる相を説く者、之を引
業及び滿業とす。引業とは同分を牽引する業にして、是れ唯
一刹那中一類業の成する所なり。滿業とは同分を圓滿せし
むる法、即ち有情の肢體、諸根、形量、色力、莊嚴を具ふる法にし
て、是れ多刹那中同類異類の多業に依りて成ず。論第十七譬へば
一色を以て其形狀を圖するは引業にして、之に衆彩を施す
は滿業なり。婆沙十九

カ記十七云、但由一業顯非由多業、唯引一生顯非引多生。若一生多業引、應
數死生、業果別故。若一業引多生、時分定業、應成雜亂、而由一施食起多思願、
感天人別、刹那不同、熟有先後、約所施食依、故說一言、據能施食思理實衆多故。
婆沙第二十卷に業感の相を説くこと、詳なり、往披。

第十三章 世間

一四七 三界有漏の果法即ち世間に有情世間と器世間との二類あり。ともに有情の業惑因縁に依りて成ずる所なり。器世間とは諸有情所依の境域能居の器量等を云ふ。是れ衆多の有情共に受用する日月星辰山河大地及び在々所々の器量分限を説く。有情世間とは諸有情の生住没及び可愛非愛の果報を云ふ。是れ諸有情不共に受用する法にして三界分限五趣の禍福等を説く。記八及び十一

一四八 器世間は三層より成る。下層は風水金の三輪、中層は九山八海四洲等より成り、上層は色界十六處に差別す。五趣及び日月等其間に散點す。論第十一

一四九 器界の下層に風水金の三輪ある。中風輪は虚空に依りて立ちて最下層を成す。水輪は風輪の上に於て車軸の如く累積せる水滴輪を成す。金輪は水輪の上層凝結して成る所なり。蓋し器界は總べて諸有情の共業に依りて成る。然

るに諸有情別業に依りて風を感じ水輪の上層を搏撃して凝結せしむること、恰も熟乳の上層に膜を生ずるが如し。故に金輪を成す。論第十一

夕風輪は横に三千界に周通し其量無數厚さ十六億踰繕那舊云由旬更に數層に分割せられて頗る堅固なり。水輪は廣さ風輪に等し其數無量厚さ十一億二萬踰繕那なり而して有情の業風に搏撃せられて水輪の厚さ纒に八洛又を餘し其餘は轉じて金輪となる。

一五〇 金輪の上に九山八海位す。妙高山中央に峙ち、鐵輪圍山等の八山、其外圍を旋遶す。九山の間に内外八海ありて、八功德水を泄ゆ。前七は内海、第八は外海なり。外海には鹹水盈満す。論第十一

レ九山とは一に蘇迷盧舊云須彌二に踰健達羅持雙三に伊沙駄羅持軸四に竭地洛迦舊云五に蘇達梨舍那善見六に類溼縛羯拏馬耳七に毘那怛迦象鼻八に尼民達羅魚名を云ひ、八功德水とは一に甘二に冷三に軟四に輕

五に清淨、六に不臭、七に飲時不損喉、八に飲已不傷腸を云ふ。九山の中、餘の八山は唯金寶より成れども蘇迷盧、即ち妙高山は金、銀、吠瑠璃、頗胝迦の四寶より成り、その威徳力に隨ひて、虚空に種々の顯色を映發す。

四大洲

一五一 蘇迷盧の四面に東毘提迦洲、南瞻部洲、西瞿陀尼洲、北俱盧洲の四洲在り、四邊の量等しくして、面各二千踰繕那なり。而して南瞻部洲の中に金剛座あり、上は地際を窮め、下は金輪に據る。一切の菩薩、此座に坐し、金剛喻定を發して正覺を成す。又此瞻部洲の下に諸種の地獄存す。論第一

ソ東洲は勝身、西洲は牛貨と譯す、而して瞻部洲の北部に大雪山、黑山、香醉山等、聳ゆ。雪山と香山の中間に無熱惱池ありて、唵伽河、信度河、徒多河、緄河の四河發源す。按瞻部洲とは印度國を云ふ。

八熱八寒四増と孤地獄

論十一云、於無熱惱池側有瞻部林、樹形高大、其果甘美、依此林故名瞻部洲。
一五二 瞻部洲の地下二萬踰繕那を過ぎて、阿鼻、大捺落迦あり、是れ苦を受くること間なき者に名く、極熱、炎熱、大叫號叫、衆合、黑繩、等活の七大地

獄無間獄の上に重累す。此の八大地獄の四門外示に各糖煨増、屍糞増、鋒及増、烈河増の四所あり。本地獄中に害せられ已りて、重ねて害に遭ふ。又八寒地獄あり、一に頰部陀皸、二に尼頼部陀皸、三に頰嘶純、四に臘々婆、五に虎々婆、六に盪鉢羅、青蓮華、七に鉢特摩、紅蓮華、八に摩訶鉢特摩、大紅蓮華是なり。其他孤地獄あり、或は曠野、山邊、江河に近く、或は地下空處に存す。八熱八寒の十六大地獄は、一切有情の増上共業にて感ずる所、孤地獄は別業感なり。論第十一

ツ記十一云、阿名爲無毘旨名、問若言捺落迦、顯受罪處、言那落迦、顯能受罪人。無間地獄縱橫高下各二萬踰繕那、次上一萬九千踰繕那中、安立餘七地獄。頰曰此八捺落迦、我說甚難、越以熱鐵爲地、周匝有鉄牆、四面有四門、開閉以鉄扇。示増地獄とは眷屬地獄を云ふ。糖煨増は有情の血肉を焦爛せしむ。屍糞増は有情の骨髓、針口蟲の爲めに叮ひ食まる。鋒及増は有情の骨肉、肢體、眼睛、及び心肝、刀及、劔、葉、鐵刺に逼害せらる。烈河増は熱鹹水に蒸煮せらる。

ナ記十一云、此中有情嚴寒所逼、前二隨身立名、中三隨聲立名、後三隨色變立。
一五三 傍生は大海を本處とし、後ち水陸空の三處に移り住す。鬼は琰魔王國を本處とし、轉して諸處に散居す。天の如

傍生鬼と琰魔王國

日月星辰と
寒暑晝夜

きは端嚴にして威徳を具へ、富樂を享くと雖も、或は薄福羸弱にして、顔貌醜陋なる者あり。琰魔王國は瞻部洲の地下五百踰繕那の處に在り、縱廣亦た五百踰繕那なり。論第一

ラ記十一云、金剛座近北諸地獄等在王都下、稍近海邊不相妨也。

一五四日月星辰は、妙高山の半腹、持雙山の頂、外圍の空中に在りて、諸有情共業所起の風に依りて旋環す。而して寒暑晝夜の別を生ずるは、日月の旋環に依る。即ち北洲の夜半、東州の日没、南洲の日中、西洲の日出、與に其時を同ふす。日南に向ふ時は夜増晝減にして、北に向ふ時は夜減晝増なり。論第一

ム記十一云、印度國法分十二月爲三際、一熱際有四月、二雨際有四月、三寒際有四月、隨其方俗立三際不同、又以十六日爲月一日、以十五日爲月滿日、復分一月爲二、前十五日爲黑半、後十五日爲白半。若依秦法師意解、從二月十六日至六月十五日爲熱際、四月從六月十六日至十月十五日爲雨際、四月從十月十六日至二月十五日爲寒際、四月等。又婆沙一百三十六云云、造論依處

云云、

ウ論曰、日五十一月唯五十、星最小唯一俱舍、其最大者十六踰繕那。

六欲天と色
界十六天處

一五五蘇迷廬山は金輪を基として立ち、水面の上高く八萬踰繕那聳ゆ。上下に二分し、上半下半各四層より成る。而して各層の量一萬踰繕那にして、一層を進む毎に、傍に出で、膨脹す。初めの三層に、四天王の部衆、第四層の四面に四天王及び其眷屬、山頂に三十三天、山頂中央の善見城に、帝釋天、山頂四面の峯に藥叉神名金剛手止住す。三十三天の上に有色の諸天、虚空を依止とする空殿に住す。有色の諸天とは夜摩、都史多、樂變化、他化自在等の六欲四天、及び梵衆、梵輔、少光、無量光、極光淨、少淨、無量淨、遍淨、無雲、福生、廣果、無煩、無熱、善現、善見、色究竟等の色界十六天處是なり。論八十一

井論八云、迦濕彌羅國諸大論師皆言、色界處但有十六、彼謂即於梵輔天處有

高臺閣名大梵天。一主所居非有別地。如世尊處座四衆圍繞。

論十一に善見城の量莊嚴福樂構造及び城外苑林の相を説く。

小中大の三千界

一五六 四大洲と日月と蘇迷盧と欲天と梵世との諸法相積集するこ
と一千なるを小千界と云ひ、一小千界の千倍を一中千界と云ひ、一中千界の
千倍を一大千界と名く、^ヲ而して諸處の身量壽量差別不同なり。瞻部洲の丈
量は三肘半、或は四肘、六欲天の最長は一俱盧舍半、梵衆天は半踰繕那、梵輔は
一踰繕那、大梵は一踰繕那半等にして北俱盧洲の人壽は定んで千歳、南瞻部
洲は劫滅の極壽十年、劫初は無量歲、其餘は不定、視史多天止住の一生所繫の
菩薩は定壽四千歳を保つ。

ヲ諸處の壽量は多く中天あり、北俱盧(定壽千歲)一生所繫の菩薩(定壽四千
歲等、或は處の法則、或は人の境遇に準じて中天なき者あり、(記十一))

色法の細微と時の少長

一五七 色法の極少を極微と云ふ、^{參照}一六が如く、時の極少を刹那と云ふ、
而して色法の積集差別に微乃至一肘、一弓、一俱盧舍、一踰繕那等の不同ある
が如く、時の積集差別に亦刹那、臘縛、須臾、晝夜、月、年等の不同あり、^{論第}
ク比量を以て諸色法を分析し、極少となせる者を極微と云ひ、七極微を微
^{十二}

劫の差別

と云ひ、乃至七麥を指節と爲し、三節は一指、二十四指横に布く者一肘、一尺
六寸、四肘は一弓(即ち尋六尺四寸)五百弓堅に積む者一俱盧舍(三千二百尺
八俱盧舍を説きて一踰繕那(二万五千六百尺)と爲す、(記十二))
ヤ刹那百二十は一刹那、六十刹那は一臘縛、三十臘縛是一年、呼栗多(須
臾)三十年、呼栗多是晝夜、三十晝夜は一月、十二月は一年なり、(論十二))
一五八 時の長期に涉れるを劫と云ふ、劫に減劫、増劫、増減劫、及び壞劫、
空劫、成劫、住劫、中劫、大劫等の別あり、減劫とは住劫の初め人壽漸く減じ、無
量歲より十歲に至るを云ひ、増劫とは人壽十歲より漸く増して八萬歲に至
るを云ひ、増減劫、或は中間劫とは人壽十年より増して八萬歲に至り、復た八
萬歲より減じて十歲に至るを云ふ、第一減劫と中間十八増減劫と第二十増
劫と具足するを二十中劫と云ふ、壞劫、空劫、成劫、住劫とは、ともに二十中劫
を過經する時劫の差別に名くる者にして、壞劫とは二十中劫を経て器世間
の壞するを云ひ、空劫とは二十中劫の間、器世間空に歸するを云ひ、成劫とは
二十中劫を経て、業風起り、乃至有情初めて地獄に生ずるに至りて、器世間成
立するを云ふ、住劫とは成劫の後、二十中劫の間、具に減劫、十八増減劫、増劫の

相起るを云ふ。大劫とは成住壞空の四期具足して、中劫八十積聚する者に名く。而して三阿僧企耶劫とは、大劫を積聚すること十百千にして無數劫を成じ、更に之を積算すること三なるを云ふ。論十二婆沙一三五
マ劫は五蘊を體とす。記十二引婆沙云、時無別體約法以明、晝夜等位、無不皆是五蘊生滅。以此成劫、劫體亦然。然既通三界時分、故用五蘊四蘊爲性。

小三災大三災及び四靜慮

一五九 中劫の末、人壽十歳の時、刀兵疾疫饑饉の三災起る。之を小の三災と云ふ。是れ有情貪瞋賊害を逞ふするに依りてなり。其時期の長さ、刀兵は七日、疾疫は七月七日、饑饉は七年七月七日に及ぶ。小の三災起り畢りて人壽漸く増長す。又劫末に火水風の三災起る。之を大の三災と云ふ。是れ尋伺と喜受と動息とを内災となすに由りて、有情類、外災の火水風三災を感じ、以て器世間を壞し、下地ケの初二三靜慮を捨て、上地の二三四靜慮に集る。第四靜慮は内災を離るゝに由りて、外災を感ずることなく、之を説きて不動と云ふ。此の天處は總べて地形あるなく、衆星聚集の狀ある器界なり。
ケ論十二云、何緣下三定遭火水風災、初二三定中、内災等彼故、謂初靜慮尋伺爲内災、能燒惱心等、外火災故、第二靜慮喜受爲内災、輿輕安俱潤身如水故、遍

欲色無色の三界

身雖重由此皆除。故經說苦根第二靜慮滅、第三靜慮動息爲内災、息亦是風等。外風災故、若入此靜慮、有如是内災、生此靜慮時、遭是外災、壞乃至有情於彼。第四靜慮生時、死時、所住天宮隨起隨滅、是故彼器體亦非常。

一六〇 又器世間は欲、色、無色の三界に差別す。欲界は、段食欲、姪欲を具ふる分限にして、能居の有情に約せば、地獄、傍生、餓鬼、人、天の五趣差別あり。色界は色所屬界の意にして、變礙の義、示現の義を有する分限なり。是れ欲界六天の上ニ在る十六處百五を云ふ。無色界は變礙性の色法、及び方處上下なき無色所屬の界を云ふ。而して異熟生の差別に隨へて空無邊、識無邊、無所有、非想、非々想の四處に差別す。八論

フ記八云、先厭色思、無邊空、次厭外空、復思内識、次識亦厭、復思無所有、次非下七定、癡想、故名非想、不同無心、故名非々想、處是有情生長處。

一六一 有情世間は地獄趣、傍生趣、鬼趣、人趣、天趣の五種に差別す。是れ過去善染二業所招の異熟生法にして、其性無覆

無記なり。亦た有情數の法にして外器に通ずることなし。八論

□記八云。地下有獄名爲地獄。此乃義翻。梵名那落迦。言傍生者。彼趣多分身橫住故。或彼趣中容有少分傍行者故。言餓鬼者。謂餘生中喜盜他物。習慳貪等。又多怯劣。其形瘦悴。身心輕躁。故名餓鬼。人謂多思慮。故名天。謂尊高。神用自在。工疏一云。梵名薩陞。此名有情。梵名社伽。此名衆生。即與有情體一名異記一云。受衆多生死故名衆生。夫生必死。言生可以攝死。故言衆生。

四生

一六二五趣テの果體。出生する方法に胎卵濕化の四種あり、之を四生と云ふ。一に胎生とは、有情類、胎藏より出生するを云ふ。即ち象猪牛馬等の出生方法は是なり。二に卵生とは、有情類、卵殼より出生するを云ふ。即ち鸚鵡、孔雀等の出生方法は是なり。三に濕生とは、有情類、濕氣より出生するを云ふ。即ち蚊、蠅等の出生方法は是なり。四に化生とは、有情類、所託なくして五根を具足し、頓に肢體を生ずるを云ふ。即ち那落迦等の出

四有

生方法是なり。八論

テ人趣傍生趣は具に四生に由り、鬼趣は胎化二生に由り、地獄趣、天趣、中有は唯化生に由りて出生す。而して最後身の菩薩、胎生に由りて出生するは所化をして増上心を生じ、正勤を發して正法を修せしめんが爲めなり。論

一六三有情、生死に輪廻する時、或る二趣を往來する相に中生、本死の四有差別あり。有とは衆同分に屬する有情數の五蘊を云ふ。九論一に中有は前趣死分と、後趣生分との中間に起る法にして、八論善染無記の三性に通ず。十二論に生有は有情、宿業に依りて生を現趣に結ぶ刹那を云ふ。九論其性唯染なり。十三論に本有は結生の刹那、及び最後念を除ける以餘の諸位を云ふ。其相麤顯にして覺知し易く、明了にして計度し易し。九論其性中有死有に同じく善染無記に通ず。十四論に死有は最後命終の刹那を云ふ。九論命終は捨受に局り、三性に通ず。

了記九云、若欲色二界有色有情具足四有、若無色界唯闕中有具餘三有、記八譬說云、如春時下種、秋時收果、中間必有芽等相續、有情死生亦相續、中間必有中有利那續生、記九云、二有中間の五蘊を中有と云ひ、結生の時の五蘊、四蘊を生有と云ひ、前時所造の業より生せる一期の五蘊、四蘊を本有と云ひ、命終の時の五蘊、四蘊を死有と云ふ。

一六四 生とは所至の義に名く、然るに中有は其體起ると雖も、未だ彼趣に至らざるが故に生と名けず、之を究竟の異熟に攝せず、是れ五趣の方便となす、(論八)而して中有は生有と引業を同ふする故に、本有と形貌を同ふす、又中有は香氣を食とし、業通を具へ諸根を完うし、極多七々日の間止住する者にして、佛力、金剛力を以て之を遮防せんとするも、轉換すべからず、是れ生有を樂求するを以て、久しく中有に住すべからざるに由る、(論九)此中有に五種の異名あり、即ち意より生ずるが故に、意成と云ひ、常に當生の處を尋察する故に、求生と云ひ、香食に資けられて、生處に往くが故に、食香と云ひ、二趣の中間の所有蘊の故に、中有と云ひ、當生に對して暫時起るが故に、起と云ふ、(論十)

死生二分の分別

一六五 有情命終する位は、唯意識のみ現起す、餘の五識は功能なきを以て現起することなし、又死生二分は心明利ならず、昧劣なるが故に、唯捨受と相應し、心明利なる苦樂二受と相應することなし、而して捨受は三性に通ずるを以て、死生二分の心は善染無記の三性に通すべし、然るに涅槃に入る心は唯異熟威儀の二無記心に局る、(論十)

斷末摩

一六六 有情身中の死穴を名けて末摩と云ひ、有情死穴に觸るゝ時、命終するを斷末摩と云ふ、斷末摩は傍生、餓鬼及び人の三洲に在る法にして、異生、聖者ともに漸命終者は之を有し、頓命終者は之を有せず、(論十)

四食

一六七 有情は食に依りて止住す、食とは現身の諸根大種を資け、及び諸有を益する者に名く、之に段觸意識の四種あり、一に段食は香味觸の三境より成りて、分々段々に飲噉すべき法を云ふ、二に觸食は根境識の三法を觸對せしむる諸觸を云ふ、三に思食は意業能く當有を資け、併せて現身を安住するを云ふ、四に識食は識蘊、當有を起すを云ふ、而して總べて有漏の諸法

は有を滋長すと雖も、段觸思識の四法は、食の義勝る、故に殊に食と名く。」

十論 廿論十云、就勝說、四無失謂初二食能益此身所依能依、後之二食能引當有能起當有。」記十云、就四食中雖四皆能益現益當、二益現勝、二益當勝。」

胎内五位と胎外五位と

一六八 諸有情類極多七々の中有を終りて生緣熟すれば、愛境に合して托胎し、胎内に羯刺藍、類部曇閉尸、健南、鉢羅奢法の五位を経て生長す、而して出胎以後に及びては亦た觸、出胎以後に及びては亦た觸、三兩歳來、受、十四歳、五歳已來、愛、十六歳、取、長大等の五位あり。」記九

キ記九云、羯刺藍、此云和合、或云雜穢、或云凝滑、類部曇此云飽閉尸、此云啖肉、

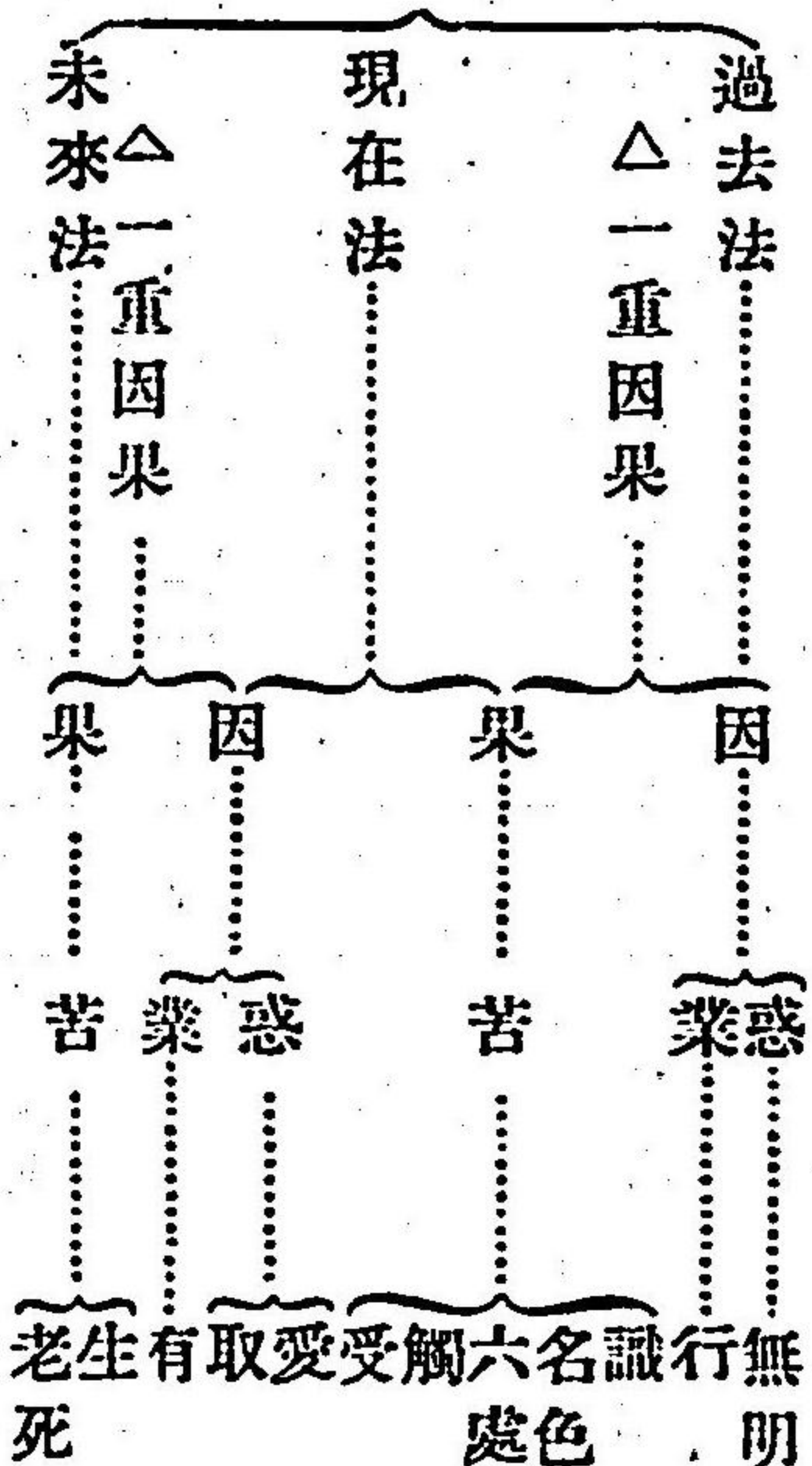
健南、此云堅肉、鉢羅奢法、此云支節、後髮毛爪等乃至色根形相滿位、總名第五位、而胎中子處胎之時、如箭入身、損害其母、故名胎中箭。

十二因縁と生死輪廻と

一六九 無明、行、識、名色、六處、觸、受、愛、取、有、生、老死の十二法は、諸有情三世に涉り生死を輪廻する因縁なるを以て、之を十二因縁と名く。」而して此十二因縁は、或は過去、無明、現在、至有、未來、生、老死の三際に類別し、或は因、過、去、の二因、果、未來の兩果の二略に類別し、或は感、愛、取、業、行、苦、識、乃、至、受、の三略に類別

す。」又序を追ひて無明乃至老死と説くと雖も、有情の生死輪廻は、無明に始り老死に至りて終盡するにあらずして、老死も事と感との因となり、無明も事と感との果となる者にして、或は感(愛)より感(取)を生じ、或は感(無明)より業(有或)を起し、或は業(有或)に依りて事果(有或)を生じ、或は事(有或)より復た事(老死或は名色六處觸受)を生じ、或は事(名色六處觸受)より感(愛)を生ずる等、感業苦相互に因果の連鎖をなし、有情類、生死に輪廻して無始無窮なる旨を知らしむ、之を十二因縁の要旨とす。」九論

三際 二略 三畧 名目



一七〇十二因縁の中、一に無明は宿生の惑の位を云ひ、二に行は宿生に於ける福非福等の業の位を云ひ、三に識は現在母胎等に於て正しく結生する刹那の五蘊を云ひ、四に名色は識の結生以後、六處以前の諸位胎内を云ひ、五に六處は胎内に在りて形を成し、眼等既に生すと雖も、根境識の三法未だ和合せざる位を云ひ、六に觸は母胎より出生して根境識の三法和合する位を云ふ。此位にありては未だ苦樂捨三受の差別を了せざるなり。七に受は苦樂捨の三受を起して、違順中庸の境を了する位なり。八に愛は妙資具を貪欣して、姪愛現行する位なり。九に取は種々の妙具を得んが爲めに周遍馳求する位なり。十に有は妙具を馳求するに由りて、能く牽引業を積集する位なり。十一に生は業力に依りて命を捨て正しく當有を結する位なり。十二に老死は當來結生の

後ち漸く增長して乃至受の位に到るを云ふ。生は現在の識、老死は現在の名色、六處、觸、受の四支に相當す。九論

二無明は明(無漏慧)に對治せらるゝ法にして、十隨眠、四暴流、三漏の一に數へらる。名色とは無色の四蘊、即ち受、想、行、識四蘊と色蘊とを云ふ。六處以前とは應に眼耳鼻舌四處生する前と云ふべし。然るに圓滿に約して六處と云ふ。中間の諸位とは羯刺藍等の胎内五位を云ふ。觸等は胎外の五位を云ふ。愛と取との別は初起と相續熾盛との異にして、年漸く長して、愛境を取ること轉た猛盛なるを取と云ふ。而して業を名けて有と爲すことは、是れ能有の義に據る。蓋し有支以前は多く滿業を造り、有支に至りて正しく牽引業を造る。若し現在に於て愛取有を起さざる時は、還て是れ受支に攝す。當有の生支は現在の識の如く結生の一刹那なり。中に就きて未來は生勝れ。現在に識強し、故に其目各異なる。(記九、一六八參照)

メ十二緣起に刹那、連縛、分位、遠續の四種あり。(論九)

第四編 別して無漏法を明す

第十四章 定

定と智果

一七一 賢聖の果法を證するは眞俗二智の力に依る。而して眞俗二智は定の力に由りて發す。故に定は眞俗二智を誘導すると同時に、亦た證果に對して間接の助縁となる。定は恰も業を發して器有情二世間の果報を感ずる惑の如し。(記二十八)

一七二 定とは、能縁の心をして、唯一所縁に專注せしむる法を云ふ。之に等持、等至などの差別あり。等至に味定、淨定、無漏定の三種、等持に空三摩地、無願三摩地、無相三摩地の三種あり。論二

定及び種別

ミ記六云、梵名三摩地此云等持。通定散通三性。唯有心平等持心令趣於境。故名等持。梵名三摩鉢底此云等至。通有心無心定。唯在定不通散。謂即定離沈掉名等。能至平等身心名至。梵名三摩呬多此云等引。通有心無心定。多分有心定

定の種類及び四靜慮

中說不通散。謂定離於沈掉名等。能引起平等身心名引。
シ記二十八云、經部師說、即心一境前後相續轉時名三摩地。離心之外無別有體。契經說此定爲增上心學。故顯定即心。心清淨最勝。即四靜慮故。

一七三 定を發する境に四靜慮と四無色との八あり。各生靜慮と定靜慮とに差別す。生靜慮とは依身所感の果報にして、色界十六處、及び四無色界に生じて、彼々の果報を感ずるを云ふ。定靜慮とは善性心一境の等持を云ふ。之に四色定と四無色定との八あり。是れ依地の不同なり。而して八等持の中に就きて、四色定のみ獨り靜慮と名く。靜慮とは寂靜に審慮するを云ふ。是れ慧を以て實に了知する義に名け、初靜慮、第二靜慮、第三靜慮、第四靜慮の四種に差別す。論二
エ獨り唯四等持を靜慮と名くるは、一にその内に十八禪支を攝すること、二に止觀均しく行じて最も能く審慮すること、三に現法樂住を得ること、四に樂通行と名くること、てふ四義を具ふるに由る。十八禪支とは初定の

尋伺喜樂定五支第二定の内等淨(信根)喜樂定四支第三定の行捨念樂慧定五支第四定の行捨念捨受定の四支を總稱す(論二十八)
 七記二十八云審慮梵云振多是字緣於振多義中置地界故地是梵音復以餘聲法助此振多義地界變成馱南馱南此云靜慮舊云禪或云禪那或云持訶那皆說也此宗審慮以慧爲體

モ四靜慮の中尋伺喜樂の四法具足を初靜慮伺を離れて但だ喜樂二種あるは第二靜慮伺喜を離れて唯た樂一法あるは第三靜慮具に伺喜樂三法を離るるは第四靜慮と爲す而して第三定の樂は樂受を云ひ初二定の樂は輕安を云ふ均しく樂と名くれども兩者自ら差別す(記二十八)

四無色定

一七四定無色とは善性心一境の等持を云ふ無色には隨轉の色なきを以て色蘊を除きて餘の四蘊を助伴とす而して之を四種に分つは生の不同に約す(即ち下地の惑を解脱して生ずる生地不同に依りて四種と爲す者にして一に第四靜慮地の染法を離れて生ずる上地を空無邊處と云ひ

二に空無邊處の染法を離れて生ずる上地を識無邊處と云ひ三に識無邊處の染法を離れて生ずる上地を無所有處と云ひ四に無所有處の染法を離れて生ずる上地を非想非々想處と云ふ此四處ともに無色と名くるは色想を絶し色法無きに依る而して之を處と名くるは諸有の生長する處なるに依る又無色を没したる時色法生ずるは心に從ふ(論二

セ四無色の中前の三無色は加行に従て名を立て第四は根本に従て名く謂く勝解力を以て無邊の空を思惟する加行所成を空無邊處と云ふ是れ空と色と俱なりと雖も而かも空の體色に依屬せずして無邊なりとなすなり二に勝解力を以て無邊の識を思惟する加行所成を識無邊處と云ふ是れ假想力を以て六種の識身無邊なりと思惟し觀察する加行所成なり三に勝解力を以て一切の所有を捨する加行所成を無所有處と云ふ此中に於ては復た無邊の行相を作すことを樂欲せず所緣に於て諸所有を捨し寂然として住するなり四に非想非非想處とは黑闇に相似して覺知す

八近分定中
伺靜慮と尋
伺相應

る所なく寂靜美妙なるを云ふ。是れ下七地の如き明勝の想なき故に非想と云ひ、味劣の想ありて、二無心定に同じからざるを非々想と云ふ。加行の時、想無想俱に厭ひ後ち有頂に至りて味劣の想あり、故に名く(記二八)

又無色に在りて多劫を経色の相續斷じたる後ち欲色界に還生する時は、經部の意、心より色を生ず、色より色を生ずるにあらず。記二十八云、謂昔所起感色果因、熏習在心、功能今熟、是故今時欲色界色、從彼無色界心中色種生。

一七五 色無色八根本定の外に其入門となる者あり。之を八近分定と云ふ。中に就きて特に初定の近分を名けて未至と云ふ。又八根本定は喜樂捨等の諸受と相應すと雖も、八近分定は唯捨受と相應す。又未至は淨定と無漏定との二定、通じて起ると雖も、上七近分は唯淨定のみ起る。又初定の根本定、及び未至は、尋伺の二法相應して起ると雖も、上七地は根本近分ともに尋伺の二法相應することなし。而して尋伺相應の初定より、尋伺絶無の第二定に至る中間に、唯伺相應の

定地あり、之を中間靜慮と名く。論二

一疏二十八云、唯初近分名未至者、爲欲簡別餘近分故、非此近分乘先定起、又非住此已起愛味、依如是義、立未至名。未至本地、立未至名、是本地德未現前義。

口八近分定、唯捨受と相應して、喜樂二受と相應せざる所以は、近分定の起る時、艱辛を嘗め、功用を作す法にして、未だ下地の染法を離れず、恐怖を懷くに由る、而して未至地、通じて淨無漏の二定を起す所以は、是れ未至地は災患多き界地に隣りて、自地の法を厭ふ法なるに由る。

味定淨定無漏定と八定及び入出定

一七六

八根本定の前七、及び中間定には味定、淨定、無漏定の三定起る。是れ有頂地には唯味劣の想のみあるに由る。八近分地の上下七は、艱難を嘗め、功用を積みて起る離染道なるを以て、味定起ることなし。亦た自地の法を厭はざる故に無漏定起ることなく、唯淨定のみ起る。之に反して未至は淨定無漏定ともに起る。味定は淨定に味著する愛相應の等至を云ふ。是れ淨定の滅する無間に起る法なり。淨定は有漏世間の諸善定に名く、是れ無貪等の自性善法と相應して起る法にして、順退分、順住分、順勝進分、順決擇分の四

種あり次の如く煩惱と自地と上地と無漏とに順じて之を欣ふ無漏定とは愛を以て味著すべからざる出世定を云ふ而して味淨無漏の三定に就きて入定出定を説くは異類心の入出に約す即ち欲界心の等無間に色界心或は不繫心現在する時を名けて色界心或は不繫心に入りて欲界心を出づと名く論記二八

無漏定金剛
喻定と斷感

一七七 味淨無漏三定の中無漏定及び淨定の近分は能く惑を斷す淨定味定は惑を斷する能はずハ蓋し有漏法は界繫法なるを以て自地の惑及び上地の惑を斷する能はずと雖も無漏法は不繫法なるを以て總て有漏法を斷するを得又有漏道は六行觀を修して下地を厭ひ自地を欣ふを以て下地の染を斷すと雖も無漏道は具に十六行相を修して一切地を厭ふを以て唯下地に局らず普く一切の惑を斷す論記二八又有漏道も十六行相を修することありと雖も行相明瞭ならざるを以て惑を斷する能はず之に反して無漏定は行相明瞭なるを以て能く惑を斷す論記二八無漏定の中に就きて修道第九品所依の定を金剛喻定と名く是れ一切の惑を斷する所なり論二四

○記二十八云謂本淨定不能斷下地已離染故不能斷自地惑以自地惑所縛

故不能斷上地以勝已故若淨近分亦能斷惑以皆能斷次下地故

○記二十四云此定從喻爲名故名金剛喻定如世金剛此定能破一切惑故

○六行觀とは巖苦障の行相を以て下地を厭ひ靜妙離の行相を以て上地を欣ふ者は是なり論二十四

發定の依身
と緣境

一七八 定を發す依身を明さば自地と下地との依身に依りて上地と自地との定を發す者なり更に上地の身に依りて自地の定及び下地の定を起すことなし是れ上地には自ら勝定あるを以て下定を起すの所用なきに由る然るに有頂地に生ずる聖者は必ず有頂の淨定より無所有處の無漏定を起して以て自地の所餘の煩惱を盡す之を除外例とす論又三定の所緣を明さば味定は自地の淨定を緣するのみにして更に上下兩地の淨定及び無漏法を緣することなし淨無漏の二定は之に反して自上下地の有爲無爲諸法を緣じて境となす而して無色の根本善定は下地の諸有漏法を緣せず唯だ能く自地と上地との法を緣す論二八

亦味定下地の法を緣せざるは已に下染を離れたるに由る而して上地の法を緣せざるは愛地別なるに由る無漏を緣せざるは善となるべきに由

等持と尋伺

る根本無色の善定下地の諸有漏法を縁せざるは、已に厭離するが故なり。
 一七九 等持とは平等に心を持して境に至るの義にして、具に尋伺二法と相應する等持と、唯伺と相應する等持と、共に尋伺二法と相應せざる等持との三種あり、是れ界地に從ひて分別に異同あるに由る。即ち有尋有伺三摩地とは初靜慮及び未至定に攝する等持を云ふ。之に麤顯の分別あるなり。無尋唯伺三摩地とは中間靜慮に攝する等持を云ふ。之に微細の分別あるなり。無尋無伺三摩地とは第二靜慮近分以上の諸地に攝する等持を云ふ。之に作意分別あることなし。故に名く。二論二十八

空無相無願の三三摩地

一八〇 等持は相應俱起の行相に約して、空、無相、無願の三摩地に差別す。一に空三摩地は有身見を對治する法にして、空、非我の二行相と相應する等持を云ふ。二に無相三摩地は滅諦涅槃を縁する法にして、滅靜妙離の四行相と相應する等持を云ふ。三に無願三摩地は苦集道の三諦を縁する法にして、空、非我、滅靜妙離の六行相を除きて、以餘の十種行相

と相應する等持を云ふ。二論二十八

へ空三摩地の中、非我の行相を以て我の行相を治し、空の行相を以て我所の行相を治す。按、是れ智慧に關聯して定を類別せるなり。

ト無相とは斷惑所顯の滅諦涅槃を云ふ。是れ涅槃は色聲香味觸男女生異滅の十相を離る、故に無相と名く。

チ無願とは厭患すべく棄捨すべき法なる故に名く。即ち苦集二諦の法は、皆な是れ有漏にして厭患すべき法なり。又道諦の法は無漏に攝すと雖も、加行位にある法にして、船筏の如く應に棄捨すべき法なり。是故に苦集道の三諦を縁する等持を無願と名く。是前期心希望せざる法の義なり。空、非我の二行相は涅槃と相似する法にして、厭捨すべきにあらざれば無願と名くることなし。

四修等持

一八一 若し三界の諸如行善及び有爲無漏善を修するは、分別慧を得んが爲めなり。若し諸定に依りて天眼通を修するは、清淨の眼識と相應の勝慧とに依りて、殊勝の知見を得んが爲めなり。若し淨定無漏定の諸定を修するは、若しは習修、若しは得修、若しは所治、ともに現前の法樂に住する爲めなり。

り。而して金剛喻定を修するは永く諸惑を盡滅せんが爲めなり。之を四修等持と云ふ。」二論記 二八

リ記二十八云。天眼識相應勝慧。領受觀察彼諸色。是名此中殊勝知見。

發定の因縁

一八二發定の因縁は種々差別す。即ち無色界に生じて無色定を發す因縁に、又因力と業力との二縁あり、色界に生じて色定を發す因縁に、因力と業力と法爾力との三縁あり、欲界に生じて上界定を發す因縁に、因力と業力と法爾力と教力との四縁ありて、發定の因縁種々差別す。論二 十九

又因力とは隨應の界にありて、現生起定の同類因となる宿世會起の法及數習の法を云ふ。

業力とは上地の生を感すべき宿業の順後受業、將に發現して業異熟果を感せんとする力に依りて、必ず下地を離れ上地に生じて起定するを云ふ。法爾力とは、壞劫の時器世間將に壞せんとするに當りて、法爾自然に、下地の有情、下地の惑を斷じて上地の靜慮を起すが如きを云ふ。

智及び種別

第十五章 智

教力とは、人の三洲、因業法爾三力の外、更に聞經講說の縁を耕りて、上地の諸定を發すを云ふ。

一八三智とは決斷重知の義。如實に一切種の境を知りて疑を決し、惑を斷する法なり。記一、二六ル三五參照之に有漏の世俗智、無漏の法智、類智、苦智、集智、滅智、道智、他心智、盡智、無生智の十種差別あり。論二 十六

ル見道位に八忍、八智、八正道に正見、無學の中に正智を説く。是れ有漏無漏二慧の中、無漏慧に攝する法にして、其自性相同じ。但し智は決斷を性となす。然るに忍は所斷の疑と俱生する法なるが故に、忍と智とは義を異にす。而して忍に、忍辱(無嗔)安受苦忍(精進)忍許(信)觀察法忍(慧)の四種ある中、謂ゆる八忍は慧を自性となす。觀察法忍なり。見に推度(慧)と照曜(眼見)との二種ある中、八正道の正見は推度の見にして、慧を自性となす。又智に十種ある

世俗智及
生得聞思修
有漏の四慧

中、盡智無生智の二法は推度せざる息求の心なるを以て、是れ見の性にあらす。此の如く無漏慧に種々差別ある中、八忍と盡、無生二智とを除きて、以餘は皆な總べて智に攝し、亦た見に攝屬す。又有漏の諸慧は決斷の性なるが故に、皆な智に攝する法にして、中に就きて身邊邪取戒の五見と意識相應の世俗正見とは、推度性の法なるが故に、亦た見に攝す。〔記二十六〕

一八四冥闇に染汚無知と、不染汚無知との二種あり。是故に之を對治する智も、亦た出世間無漏智と世間有漏智とに差別す。世間の有漏智は瓶衣等世俗の境を取りて、不染汚無知を對治する法にして、十智の中には世俗智と云ふ。〔論二

ヲ世俗智は聞思所成の法にして、修所成の法にあらず。下は異生、凡夫より上は鈍利二根の無學、獨覺、大覺に至るまで、悉く之を成せざるはなし。〔論二六、二七〕

又、有漏智に生得、聞、思、修四慧の差別あり。三藏十二分教を聞くは生得慧、教を聞くに依りて生ずる所の勝慧は聞所成慧、正理を思惟するに依りて

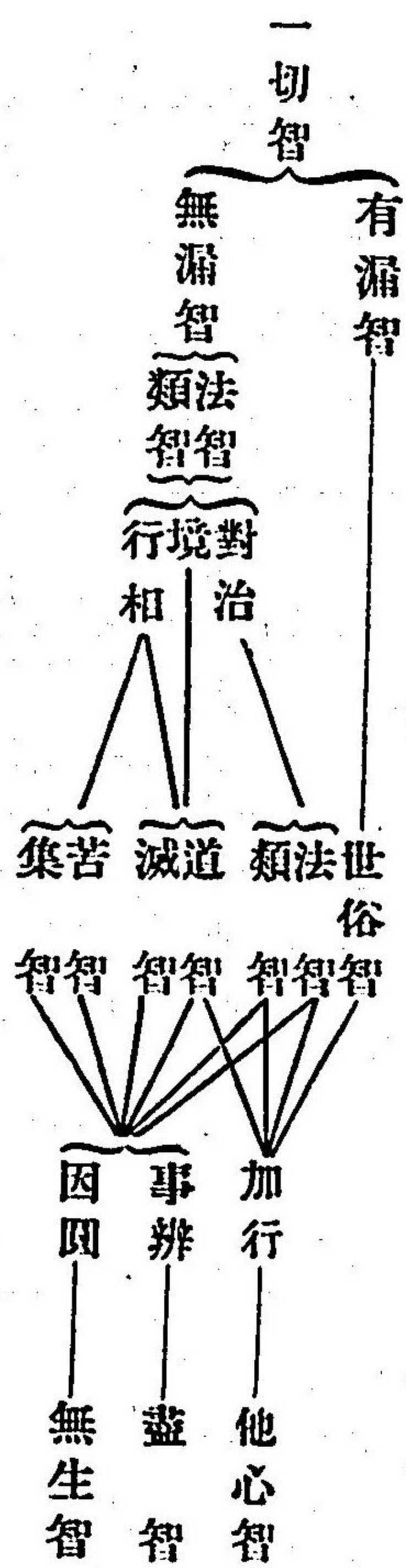
無漏智の種別

生ずる所の勝慧は思所成慧、等持を修するに依りて生ずる所の勝慧は修所成慧なり。此の中聞慧は文を捨て、義を觀する能はずして、唯た名境を緣す。思慧は或は文に由りて義を引き、或は義に由りて文を引くが故に、名義兩境を緣す。修慧は文を捨て、唯た義を緣する故に、唯た義境を緣す。以上の三慧は工夫を藉りて成する法にして、無漏慧の方便となるを以て、加行善と名く。之に反して生得慧は工夫を藉らず、教を聞けば輒ち生ずる法なり。〔論二十二、記二〕案、生得慧は本能、加行慧は知識の種別なり。

一八五無漏智は總べて勝義の境を取り、眞諦に順じて起る法にして、對治の別に從て法智類智に分ち、能緣の行相に從て苦智集智に分ち、能緣の行相及び所緣の境に從て滅智道智に分ち、加行に從て他心智を立て、事辨因圓に約して、次の如く盡智無生智を立つ。〔論二

カ有漏の諸慧は、亦た勝義の境を取ることありと雖も、多く世間の俗事に順じて轉ずる法にして、出世を覆ふて内心の衆惑を息むる功能無きゆへ

に、其自性に隨へて之を有漏智と名く、全く無漏智と性を異にす(記二六)
日按、法類二智は無漏智の根本種別にして、若集滅道四智は法類二智共通の細分、他心智は有漏無漏二智共通の特殊功能、盡無生智は無漏智の究竟に名く。



一八六法智は欲界の全分對治を以て所緣と爲す法にして、
論二 十六最初に諸法の眞理を證知する義、論三類智は上界の
全分對治を以て所緣と爲す法にして、六其境智、前の法智に
相似する故に名く。三苦智集智の二法は同しく有爲有漏を
緣すれば、境體別あることなし。故に能緣の行相に從て差別

法類二智苦
等四智他心
智と盡智無
生智

し、無常等四行相を爲すを苦智とし、因集等四行相をなすを
集智とす。滅智道智の二法は共に所緣の境及び能緣の行相
に從て差別す。即ち滅智は滅靜等四行相を以て無爲を緣じ、
道智は道如等四行相を以て有爲を緣す。盡智無生智の二法
は無學位所起の無漏六智に名く、中に就きて盡智は無學身
中事辨の最初に生ずる法にして、吾己に苦を知り、集を斷じ、
滅を證し、道を修すなど事辨の行相を爲すを云ひ、無生智は
見修無學一切の聖道及び盡智を以て同類因と爲し、其因圓
滿する時生ずる法にして、吾己に苦を知れり、更に知るべか
らず、集を斷ぜり、更に斷ずべからず、滅を證せり、更に證すべ
からず、道を修せり、更に修すべからずなど、無生の行相を爲
すを云ふ。他心智は不還應果兩位の聲聞及び獨覺大覺の位
に起る法にして、現在他相續の心を知る智なり。是れ本と他

心を知らんとする加行より成ずる所にして、法智、類智、道智、有漏の世俗智を自性とす。論二 十六

夕記二十六云、一切有部正義、從盡無生二智觀出、後得有漏智中、作如是知、我已知苦等、非無漏觀、作如是知、乃至西方沙門經部等計、說有無漏智、不作十六行亦作如是知、我已知苦等。

十智の依地

一八七 世俗智は通じて一切地に依る、他心智は微細なる境を取る故に唯だ根本靜慮に依る、法智は即ち欲界を緣する故に未至中間四根本靜慮の六無漏地に依る、類智は上界を緣する故に通じて六無漏地及び下三無色の九地に依る、苦集滅道盡無生の六智は、法智攝屬は六地を依とし、類智攝屬は九地を依とす、而して法類二智は有漏法生起の近分地に依ることなし。(二六)

十智の行相と成就諸位

一八八 法類二智は各非常苦等の十六行相を具へ、苦集滅道の四智は各自境を緣する四行相を具ふ、世俗智は十六行相及び假想觀等を用ひて一切法の自相共相を緣する法にして、三諦現觀の後邊にも亦た加行方に依り

て起る、無漏の他心智は道智に攝屬するを以て、道諦を緣する四行相を作す、有漏の他心智は無始以來數々修習して起り易く、知り易きを以て、所緣の自相の如き行相を作す、是れ十六行相の所攝にあらざるなり、盡無生の二智は初觀に當りて有頂の苦集二諦を緣じて苦集の六行相を作すと雖も、後觀に當りては、空非我の二行相を除きて以餘の十四行相を具へ、我生已盡集を緣する四行相、梵行已立道を緣する四行相、所作已辨滅を緣する四行相、不受後有苦を緣する二行相と唱へて出觀す、空非我の二行相は觀内に在りて離るる故に之を除く。(記二六)而して異生と見道第一剎那位とは、世俗智を成ず、見道第二剎那以後の諸位には、重て知るを以て應の如く諸智を増す、第六心修道位にありては、定んで七智を成す、已離欲者は七智と他心智、時解脫羅漢は九智、盡知を加ふ、不時解脫羅漢は十智、無生智を加ふを成す。(論二六)レ記二十六云、經部說、定慧不俱起、故言有止無觀、如是等類皆名內聚、又言有觀無止、如是等類皆名外散等、乃至今詳經意、貪相應故名有貪心、貪不相應名離貪心、即諸善心及諸無覆、中略、論主取婆沙不正義、解云、論主以理爲正、非以婆沙評家爲量、初師釋經、攝心不盡、第二師說不得經意、故今論主以此爲正。

一八九行相とは諸境の相を簡擇して轉する法にして慧を自性とす。此法、苦聖諦縁に非常苦空非我の四種、集聖諦縁に因集生縁の四種、滅聖諦縁に滅靜妙離、道聖諦縁に道如行出の四種差別あり。之を十六行相と名く。各實體を具ふ。一に非常とは縁を待ちて生ずる法、二に苦とは遷流逼迫の法、三に空とは我所見に違ふ法、四に非我とは我見に違ふ法、四以上相は苦聖諦を縁す。五に因とは種子生芽の理に等しき法、六に集とは等しく果を現する理の法、七に生とは果をして相續せしむる理の法、八に縁とは能く果を成辨する理の法、以上四行相縁す。九に滅とは諸有漏蘊斷盡する法、十に靜とは貪瞋癡の三火息む法、十一に妙とは體に衆患なき法、十二に離とは衆の災横を解脱する法、以上四行相縁す。十三に道とは衆聖に通ずる通路の義、十四に如とは正理に契合するの義、十五に行と

は正しく涅槃に趣向する義、十六に出とは能く永く生死を超ゆる義に名く。以上四行相は

ヲ按行相とは判断を云ふ、三三所説の行解即ち是なり、論二十六

ツ第二番の釋に云く、有漏の果法は因縁相待ちて生じ刹那に遷流し、是れ究竟涅槃常に非すと云ふ判断を非常行相と云ふ、有漏の果法は人の重擔を荷ふが如く、聖行に違ふて傷害すと云ふ判断を苦行相と云ふ、有漏五蘊の内に士夫の我を離るゝと云ふ判断を空行相と云ふ、有漏の果法は、體性自在にあらずと云ふ判断を非我行相と云ふ、以上苦諦四行相

種子の果實を生ずる如く、惑業能く有漏の果法を牽引すと云ふ判断を因行相と云ふ、惑業は能く有漏の果法を出現する中樞なりと云ふ判断を集行相と云ふ、惑業は有漏の果法を滋産する法と云ふ判断を生行相と云ふ、恰も泥團(原料)と輪繩(塑像)と水(手工)と時との衆縁相待ちて瓶等を成辨する如く、惑業は能く有漏の果法の依となると云ふ判断を縁行相と云ふ、以上集諦四行相

擇滅は五取蘊の繫縛盡き、諸三有の相續を斷せしむと云ふ判断を滅行相

と云ふ。擇滅は貪瞋癡の毒篋を消除して、生異滅の三有爲相を遠離せる境と云ふ。判断を靜行相と云ふ。擇滅は四種善の中に於て勝義善なりと云ふ。判断を妙行相と云ふ。擇滅涅槃は尋伺喜樂等の過患を解脱して、極安穩の境なりと云ふ。判断を離行相と云ふ。以上滅諦四行相。

無漏智は外道邪道を對治して衆聖に通ずる行なりと云ふ。判断を道行相と云ふ。無漏智は不如理を對治して正理に契へる法なりと云ふ。判断を如行相と云ふ。無漏智は正しく涅槃宮に趣入する法なりと云ふ。判断を行の行相と云ふ。無漏智は永く一切の三有を棄捨して能く生死を超ゆる法なりと云ふ。判断を出行相と云ふ。以上道諦四行相。

不記二十六に婆沙七九を引きて、四行相の中、各一行相を以て諦の名を標する所以を解して云く、苦相不共、惟有漏法、是苦非餘故名苦諦。中略、復次集相但於有漏法有招集生死、非無漏故。因生緣相、無漏亦有、聖道亦名生緣故、集不共故立諦名。滅名唯顯究竟滅故。中略、道名唯顯趣涅槃路故立諦名云々。十記二十六云、論主述、經部解、集諦四行相、因集生緣如經所釋、謂五取蘊以貪欲爲根、中略、四貪欲異、一執現總我起、總自體欲、二執當總我起、總後有欲、三執

當別我起、別後有欲、四執續生我起、續生時欲云云。

第十六章 德

智所成の德

一九〇智に依りて成ずる功德に十力、四無畏、三念住、大悲、那羅延力、不共無諍、願智、四無礙解、三明、三示導及び六神通等共の徳あり。十力等は成佛の初め、盡智の位に得修する法にして、佛身に那羅延力を具ふるを以て能く之を成ず。無諍、願智等の功德は大覺二乘及び異生に通ずる法にして、加行力及び生得力を以て成ずる所なり。論二十七

ラ按、十力は智に屬する徳、四無畏は意に屬する徳、三念住、大悲は情に屬する徳なり。又共徳の中、三明、四無礙解、六神通は智慧に屬する徳、三示導は情に屬する徳、無諍、願智は意に屬する徳と解すべし。

一九一十力とは一に處非處智力、二に業異熟智力、三に靜

慮解脫等持等至智力、四に根上下智力、五に種々勝解智力、六に種々界智力、七に徧趣行智力、八に宿住隨念智力、九に死生智力、十に漏盡智力即ち是なり。一は善因を植へて愛果を感ずるは理に合し、不善因を植へて愛果を感ずると知る智力、二は斯類の業は是類の異熟を感ずると知る智力、三は能く如實に四靜慮、八解脫、三三摩地、八等至等の定を知る智力、四は信根等の上下差別を知る智力、五は諸有情類の勝解喜樂の種々差別を知る智力、六は諸有情類の前際無始數習所成の志性隨眠及び諸法性種々差別を知る智力、七は一切の諸行、隨應に能く果に趣くことを知る智力、八は過去、宿住曾事を知る智力、九は未來世に於て此に死し彼に生することを知る智力、十は漏盡、即ち擇滅離繫身中所得の智力を云ふ。力とは無礙に智の轉ずるを云ふ。論記二七

ム一に是處とは道理に稱合し、相容受する義に名け、非處とは道理に合するにあらず、相容受せざる義に名く。一切法皆な是處非處の義ある故に是處非處は一切法に通ず。而して此智力は具に佛の十智を性と爲す。二に業は是れ因異熟は是れ果にして、並に苦集に通ず。故に十智の中滅道二智を除きて以餘の八智を自性とす。三四五六の四方の所緣、即ち定、根、解、界の四法は通じて苦集道三諦所攝にして、無爲を緣せざる故に滅智を除きて以餘の九智を自性とす。七は或は滅智を除きて九智を自性とすと云ひ、或は通じて因果を知る故に十智を自性とすと云ふ。八は宿住通、九は天眼通にして、ともに俗智を性とす。十は佛身所現の漏盡通に名く。是れ六智、或は十智を性とす。六智とは道苦集他心の四智を除きて以餘を云ふ。而して此十法を力と名くるは、已に諸惑習氣を除遣せる佛身にありては、樂欲に隨て能く一切の境を知る。故に力と名く。記二十七

四無畏

一九二四無畏とは外難を恐懼せざる相を明す智所成の法なり。一に正等覺無畏は世尊所證の正等覺に就きて、世間沙門等の外難を恐懼せざるを云ふ。二に漏永盡無畏は、世尊

才按大悲とは佛世尊特有の同情に名く五由の中一に資糧とは因位三無數劫の間積聚せる福徳智慧を以て資糧となして成辨するを云ふ二に行相とは苦々壞苦行苦の三境に於て救苦の行相をなすを云ふ三に所縁とは總て三界の有情を所縁と爲すを云ふ四に平等とは一切有情に對して等しく利樂をなすを云ふ五に上品とは上々品の心地に住するを云ふ是れ十智の中唯世俗智の發現する所なり

那羅延力

一九五ク那羅延力とは佛の生身に具ふる體力にして四大種之所造觸との調和に成る此身力は凡象の力百萬倍大の力を云ふ輪王及び獨覺も亦た之を具ふと雖も自ら勝劣あり世尊の身力は那羅延力と稱すと雖も實には無邊にして能く十力四無畏三念住大悲等無邊の心力を持す論記

ク記二十七云梵語那羅延此是神名此云人稱神

無諍と願智

一九六マ無諍とは煩惱諍なしと云ふ意にして是れ不動種姓應果の聲聞所起の徳なり不動種姓應果の聲聞第四靜慮に依りて無諍を緣する俗智

を發し己不應果を緣じて貪瞋修惑を生ぜざらしめんことを故思し輒ち善く方便を成辨して諸有情の煩惱諍を息むる者是なり願智とは俗智を性とすヤる法にして先時の期願の如く所求の境を了知する正智を云ふ此智は先つ三界に於ける三世一切法に就きて現量に知らんと欲する希望を懷き次て第四靜慮に入りて之を發現する爲めに加行を修し而して其無間に於て定の勢用に従ひて先の願力の如く所縁を了知すべき正智起るを云ふ論記

ヤ記二十七云此願智自性是世俗智地是第四定種姓是不動身是三洲人身與無諍同但所緣別以能遍緣三界三世一切法故

マ正理七十五云諍總有三種蘊言煩惱有差別故蘊諍謂死言諍謂闕煩惱諍謂百八煩惱由此俗智力能止息煩惱諍故得無諍名

ケ記云前三門無諍願智四無礙解唯共二乘正理七十五云雖佛身中一切功德行相清淨殊勝自在與聲聞等功德有殊然依類同說名爲共

四無礙解

一九七フ四無礙解とは一に法無礙解二に義無礙解三に詞無礙解四に辨無礙解の四法を云ふ無礙解とは境に於て領

悟し決斷して無礙なるを云ふ。四法の中、一は能詮の名句文に就き、二は所詮の義に就き、三は方言の詞種々の國語と方言に就き、四は正理に應ずる無滯礙の説に就きて縁じ、及び自在任運に現前する定慧二道を縁ずるを云ふ。第一と第三とは俗智を性とす。第二は若しは十智、若しは六智を性とす。第四は滅智を除きて以餘の九智を性とす。二論記

フ記二十七云、由有道故善應物機能無滯說道是辨因亦名爲辨正理七十六云、即於文義能正宣揚無滯言詞說名爲辨、及諸所有已得功德不由加行任運現前自在功能亦名爲辨、此能起辨、立以辨名、了辨及因智名辨無礙解。

コ六智とは俗法類滅盡無生の六法を云ふ。

○記云、論主述正義、理實一切無礙解生、唯學佛語能爲加行、以佛語中具明法義詞辨四故、故婆沙一百八十評家云云云。

六神通

一九八六神通とは一エに神境智證通、二アに天眼智證通、三イに天耳智證通、四テに他心智證通、五サに宿住隨念智證通、六に漏盡

智證通の六法を云ふ。四靜慮に依るの慧境を證する時、壅塞なきを神通と云ふ。并に慧を自性とす。

六神通の中、神境、天眼、天耳、宿住の四法は、事境を縁する法なるが故に、唯俗智に攝す。他心通は俗法、類道、他心の五智に攝す。漏盡通は漏盡智力に説くが如く、若しは六智、若しは十智に攝す。又眼耳二通は、唯定より相生する眼耳二識相應の慧なるを以て通果無記性に攝す。以餘の四通は、性皆な是れ善なり。又前五通は四靜慮を以て依地となし、自地と下地とを所縁となす法にして、未曾得は加行力に依りて得し、已慣習は離染に依りて得す。是れ大覺餘塵、及び異生共得の法なり。此中惟だ大覺のみ、離染に依りて得す。第六通は一切地を以て依地となし、一切の境を所縁となし、斷惑によりて得する法にして、唯聖者のみ不共に得す。神境智證通は定神即ちと境の事と能證定所起の智とに從へて名く、之に修得、生得、咒成、藥成、業成の五種あり。他心通は加行と能證の智とに從て名く、之に修得、生得、咒成、占相成の四種あり。天眼、天耳の二通は所依の根と能證の智とに從て名く、之に修得、生得、業成の三種あり。宿住通は境と相應の念心所と能證の智とに從て名く、之に修得、生得、業成の三種あり。